

第1次甲州市総合計画

甲州市まちづくりプラン

**「豊かな自然 歴史と文化に彩られた
果樹園交流のまち 甲州市」**

基本構想・基本計画

甲州市

目 次

第1部 序 論	1
第1章 はじめに	2
第1節 計画見直しの趣旨	2
第2節 計画の性格と役割	3
第3節 計画の点検・評価	4
第4節 計画の構成と期間	5
第5節 これまでの取り組み状況	6
第2章 甲州市の特性と課題	7
第1節 甲州市の概要	7
第2節 まちづくりに生かすべき特性	12
第3節 甲州市を取り巻く社会・経済動向	15
第4節 市民意識調査の結果	18
第5節 甲州市の発展課題	19
第2部 基本構想	23
第1章 甲州市の将来像	24
第1節 まちづくりの基本視点	24
第2節 まちづくりの将来像	25
第3節 将来像実現のための基本目標	26
第4節 将来人口の想定	27
第5節 土地利用の基本方針	28
第2章 施策の大綱	29
第1節 創意に満ちた活力ある産業のまちづくり	29
第2節 健やかに心ふれあう健康・福祉のまちづくり	31
第3節 快適で安心して暮らせるまちづくり	33
第4節 自然と共生する環境保全のまちづくり	36
第5節 心豊かな人を育む教育・文化のまちづくり	37
第6節 ともにつくる参画と協働のまちづくり	39
第3部 基本計画	41
第1章 創意に満ちた活力ある産業のまちづくり	42
第1節 果樹・農林業	42
第2節 ワイン産業	48
第3節 観光・交流	51

第4節 商工業	56
第5節 雇用・労働者福祉	59
第2章 健やかに心ふれあう健康・福祉のまちづくり	61
第1節 子育て支援	61
第2節 健康づくり	67
第3節 医療	72
第4節 地域福祉	74
第5節 高齢者施策	77
第6節 障害者施策	81
第7節 社会保障	85
第3章 快適で安心して暮らせるまちづくり	89
第1節 土地利用	89
第2節 市街地	92
第3節 景観形成	95
第4節 道路・交通網	99
第5節 住宅・宅地	103
第6節 地域情報化	106
第7節 治山・治水	109
第8節 消防・防災	112
第9節 交通安全・防犯	117
第10節 消費者対策	120
第4章 自然と共生する環境保全のまちづくり	122
第1節 環境保全	122
第2節 環境衛生	126
第3節 水道	129
第4節 下水・排水処理対策	131
第5章 心豊かな人を育む教育・文化のまちづくり	134
第1節 幼児・学校教育	134
第2節 青少年健全育成	140
第3節 生涯学習	143
第4節 生涯スポーツ	147
第5節 地域文化	150
第6章 ともにつくる参画と協働のまちづくり	153
第1節 協働のまちづくり	153
第2節 地域活動	158
第3節 男女共同参画・人権の尊重	160
第4節 自治体経営	163

第1部 序 論

第1章 はじめに

第1節 計画見直しの趣旨

平成 17 年 11 月 1 日に誕生した本市は、平成 20 年 3 月に「第 1 次甲州市総合計画」を策定し、目指す将来像を「豊かな自然 歴史と文化に彩られた果樹園交流のまち甲州市」と定め、その実現に向けての取り組みを進めてきたところです。

計画の策定から 5 年が経過し、この間に本市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。未曾有の東日本大震災を受けての安心・安全意識の高まり、人口構造と家庭を取り巻く環境の変化、市民ニーズの変化など、新たな行政課題が生じています。また、世界経済の低迷が与える影響は、本市も例外ではありません。

また、国から地方への権限移譲が進み、裁量の範囲が拡大していく中で、地方自治体は、これまで以上に効率的・効果的な行政運営を行っていかなければなりません。

こうした地方分権時代に対応していくため、本市においても、さらに自立し、持続的な発展が可能となるよう、新たなまちづくりの仕組みづくりや、国や県に政策面で依存しない自主的・主体的な政策展開及び行政経営能力が求められています。そして、将来の本市にふさわしい魅力あるまちづくりを、市民総参加で推進していかなければなりません。

今回の見直しにおいては、以上のような視点のもと、これまでの成果を踏まえつつ、本計画に掲げる将来像の実現のため、平成 25 年度から 5 年間の基本的な方向と体系的な施策内容を明らかにすることを目的として見直したものです。

基本計画においては、市民の皆さんによりわかりやすく説明できるよう、施策を実現するための主要な事業を具体的に記載するとともに、施策の達成度を確認するための目安となる具体的な指標も充実しました。

市民と行政が協働して総合計画を推進することで、住みよいふるさと甲州市を創り・育て・守り、発展させていくことを目標といたします。

第2節 計画の性格と役割

本計画は、本市の行政の総合的かつ計画的な運営を図るために策定する最上位の計画で、以下のような役割を持ちます。

役割1 参画・協働のまちづくりを進めるための共通目標

本計画は、今後の本市のまちづくりの方向性と必要な施策をわかりやすく示し、市民一人ひとりがまちづくりに主体的に参画・協働するための共通目標となるものです。

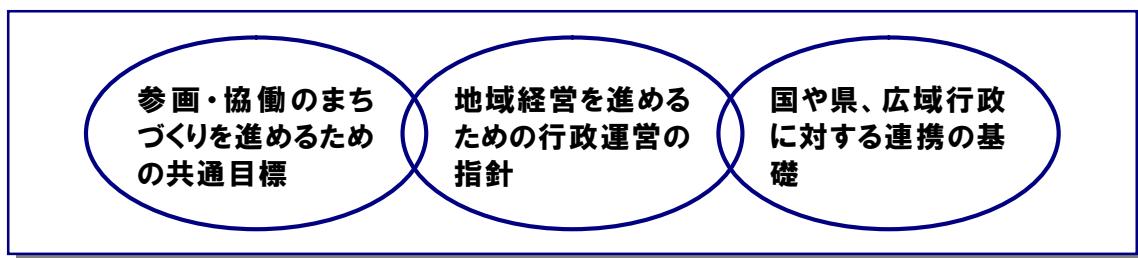
役割2 地域経営を進めるための行政運営の指針

本計画は、市行政において地方分権時代にふさわしい持続可能な地域経営の確立に向けて、様々な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するための、行政運営の総合指針となるものです。

役割3 国や県、広域行政に対する連携の基礎

本計画は、国や県、東山梨行政事務組合等の広域的な行政に対して、本市のめざすまちづくりの実現に向けて必要な施策や事業を調整・反映させていく連携の基礎となるものです。

[総合計画の役割]

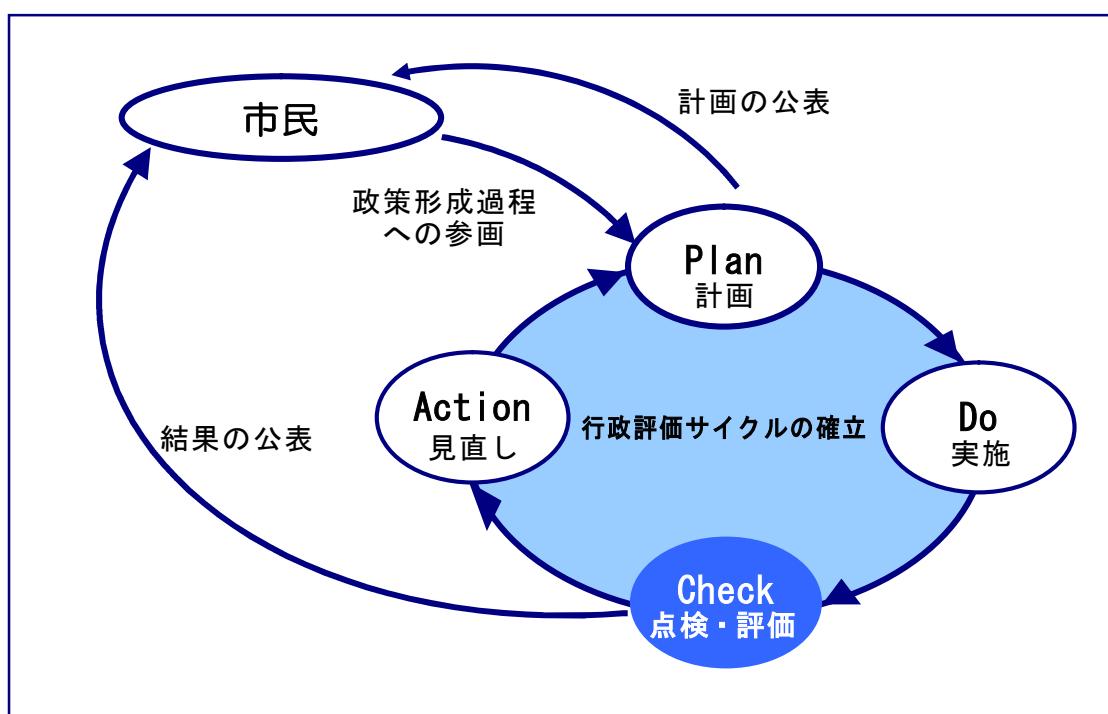


第3節 計画の点検・評価

本計画の性格と役割を踏まえ、本計画を地域経営の指針として活用するため、将来像実現に向けた主要施策に成果目標を設定し、「計画（Plan）→実施（Do）→点検・評価（Check）→見直し（Action）」という行政評価サイクルの確立に向けた仕組みを取り入れた計画とします。

計画に基づく施策や事業の執行後の点検により成果を評価するとともに、市民にわかりやすく公表するなど説明責任を果たし、限られた財源の中で予算と連動した、より効果的な事業を選択できる実効性のある計画を目指します。

[行政評価サイクルと市民参画のイメージ]



第4節 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3つで構成します。

基本構想

基本構想は、本市の特性や市民ニーズの動向、社会経済動向を総合的に勘案し、本市が目指す将来像と、それを実現するための基本目標及び施策の大綱等を示すものであり、平成20年度（2008年度）を初年度とし、平成29年度（2017年度）を目標年度とする10か年の長期構想です。

基本計画

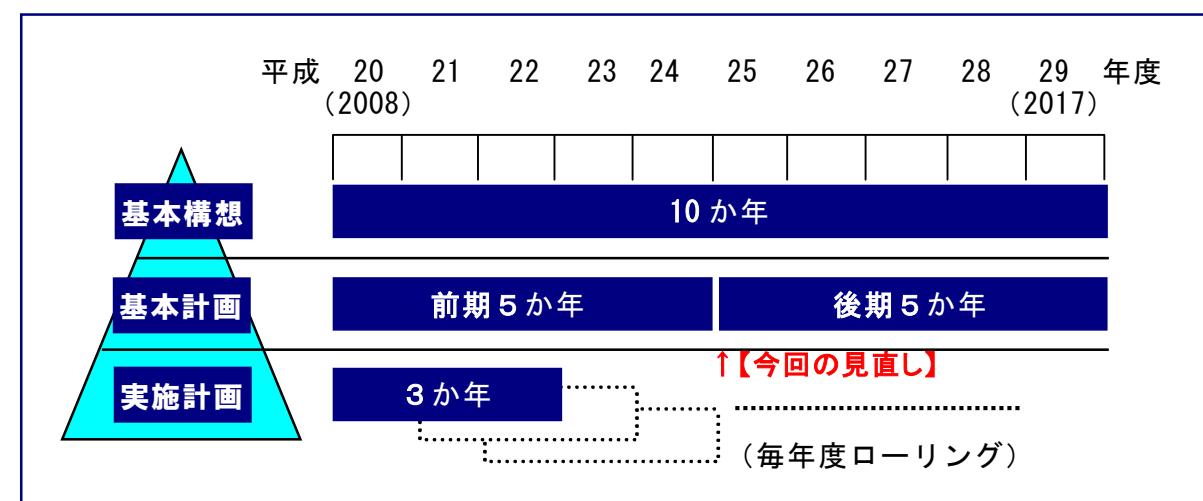
基本計画は、基本構想で定めた将来像を具体化する施策を定めたものです。計画期間は、平成20年度から平成29年度までの10か年とします。

社会・経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応できるよう、中間年度に、今後5年間に取り組むべき課題について検討を行い、計画の見直しを行います。

実施計画

実施計画は、基本計画に示した施策に基づき、具体的に実施する事業を定めるものであり、事業の優先順位や具体的な事業内容、財源等を示すことにより、予算編成の指針となるものです。3か年計画として別途策定し、ローリング方式^{*}により、本計画の進行管理を行います。

[第1次甲州市総合計画の構成と期間]



* ローリング方式：毎年計画を見直す方式。

第5節 これまでの取り組み状況

第1次甲州市総合計画を策定してからこれまでの間に、近代産業遺産を生かした地域の活性化、新規就農支援事業、原産地呼称ワイン認証制度の制定、児童クラブ、ファミリーサポート事業の充実、学校の耐震化や学校給食センターなどの学校施設の整備、市民の健康づくり施策の充実、防災無線の整備、道路・河川の整備など、基本計画に掲げた事業に着実に取り組んできました。

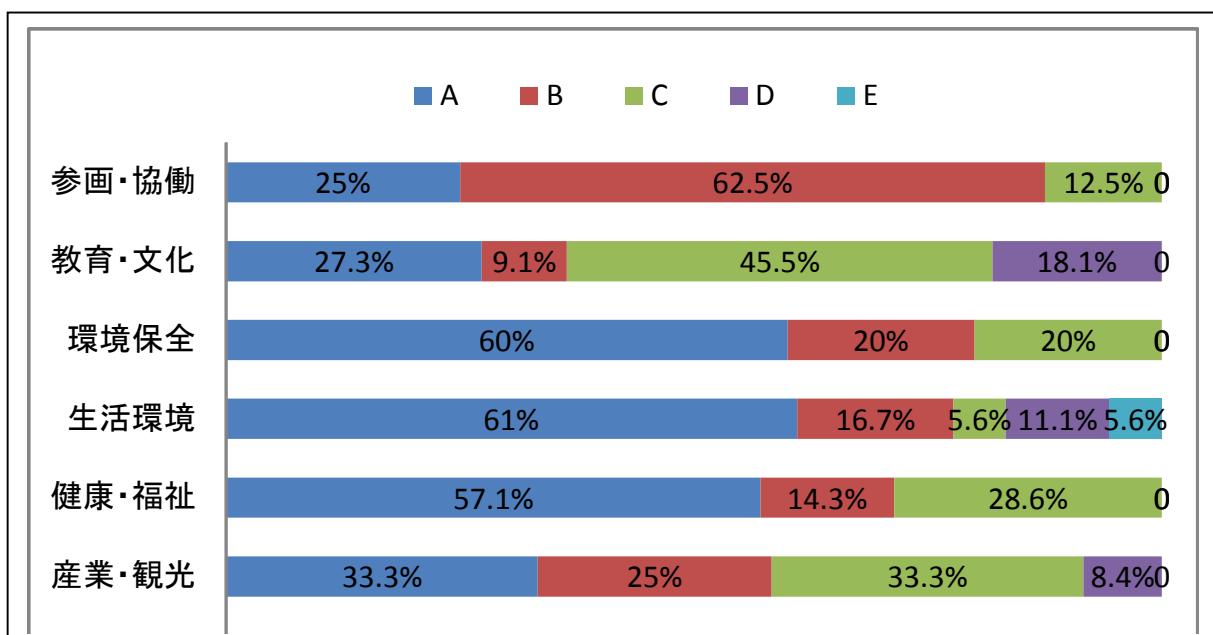
総合計画の見直しに当たり、基本計画に記載している施策体系ごとに事務事業評価調書を基に達成度を評価したところ、「拡大・充実」は、全体の73%となりました。一方「見直し」「廃止」が6%となっています。

また、基本計画に記載している指標について、平成23年度までの達成状況は全75指標のうち35指標(47%)が「順調に推移」となっています。

一方、「低調に推移」が7%、「目標設定の変更の必要あり」が24%となっています。【資料4】

A：順調に推移 B：やや低調な推移 C：目標設定の変更の必要あり

D：低調な推移 E：その他



第2章 甲州市の特性と課題

第1節 甲州市の概要

(1) 位置と地勢

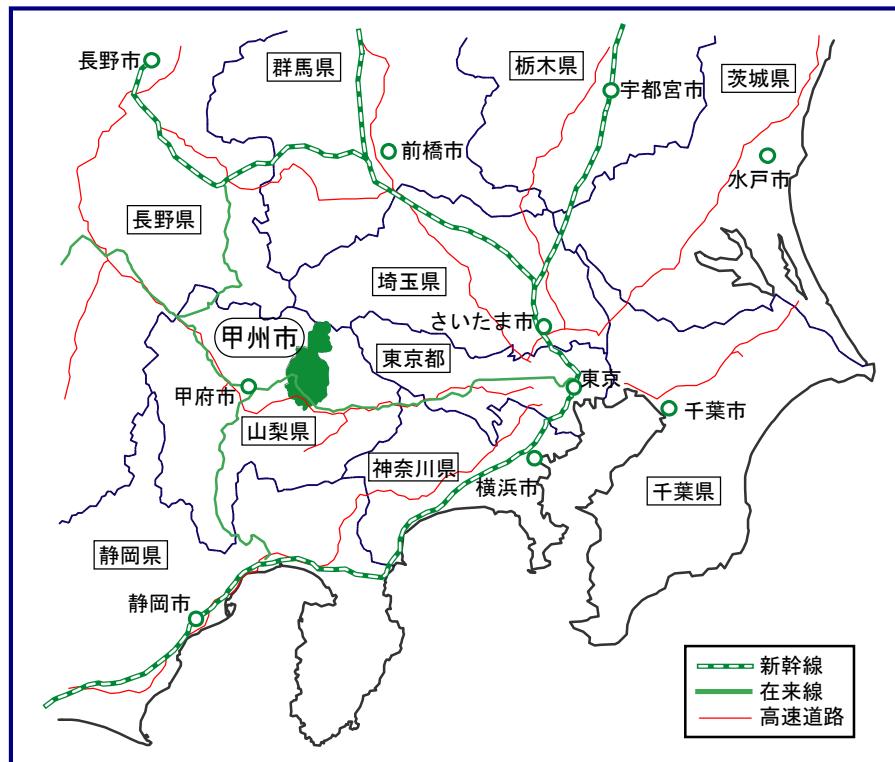
本市は甲府盆地の東部に位置し、北東側には秩父多摩甲斐国立公園の大菩薩連嶺をはじめとする秩父山系の山並みが連なり、大菩薩峠から連なる柳沢峠を分水嶺として、北は広大な山岳地帯が広がり、柳沢川、一之瀬川が奥多摩へ流れ多摩川水系の源流地帯となっています。南は山岳部と平坦部との間に重川、日川及びその支流によって形成された複合扇状地が広がっています。市街地の南西部の標高 330mから大菩薩嶺（2,057m）がある東部や北部の山岳地帯まで標高差のある地形となっています。

本市の西部から南部にかけては山梨市及び笛吹市、東部は大月市、北都留郡丹波山村及び小菅村、北部は埼玉県秩父市に接しており、都心から約 100km 圏内に位置しています。

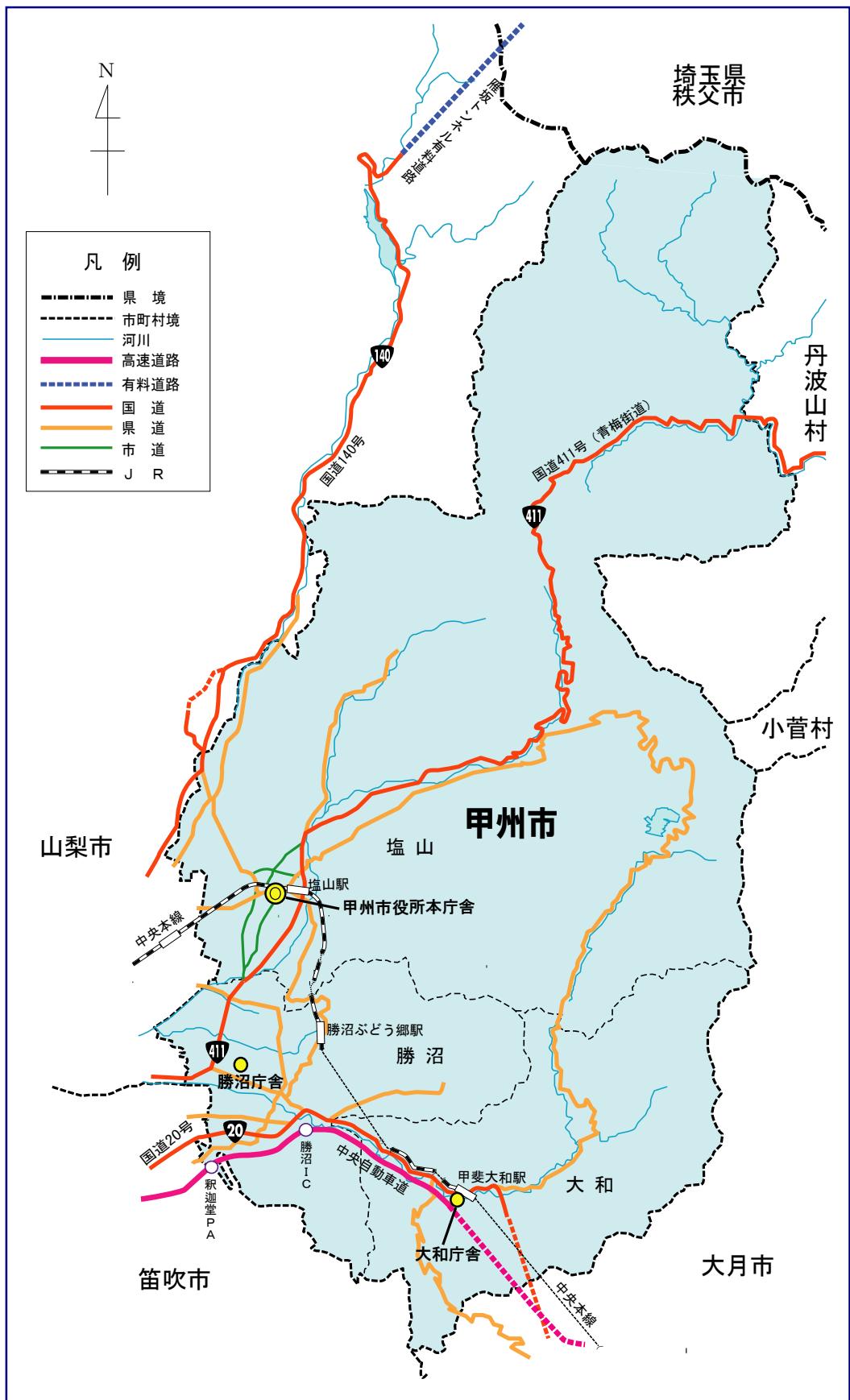
本市の総面積は、264.01km²で、山梨県の総面積の約 5.9%にあたります。

土地利用の状況は、宅地 7.4km² (2.8%)、農用地 21.8km² (8.3%)、森林等 210.9km² (79.9%)、その他 23.91 km² (9.0%) となっています。

[甲州市の位置図]



[甲州市の全体図]



(2) 人口等の動向

本市の総人口は、平成22年国勢調査結果では33,927人で、近年の推移をみると、前回の平成17年調査から1,995人の減少、平成7年調査からの15年間では4,119人の減少となっています。

世帯数は、平成22年では11,588世帯で平成17年の11,666世帯から78世帯と緩やかな減少傾向にあります。また、一世帯当たり人数をみると、平成22年では2.93人で平成17年の3.08人から2.96ポイント減少し、核家族化が進んでいることがうかがえます。

また、年齢階層別人口は、年少人口（14歳以下）は4,428人（13.1%）、生産年齢人口（15～64歳）は19,535人（57.0%）となっており、人数、構成比率ともに減少傾向が続いている。一方、老人人口（65歳以上）は9,962人（29.4%）と前回の調査より人数で384人、構成比率で2.7ポイント増加しており、少子高齢化の進行がうかがえます。

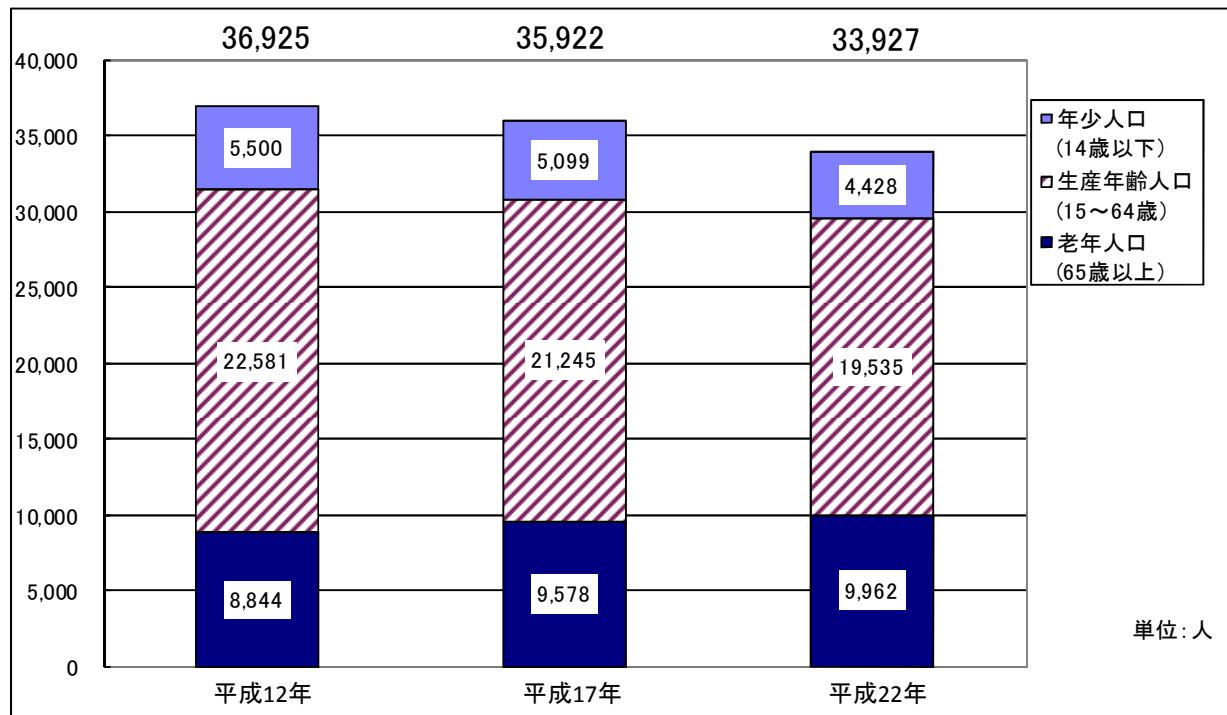
[人口等の動向]

（単位：人、%、世帯、人／世帯）

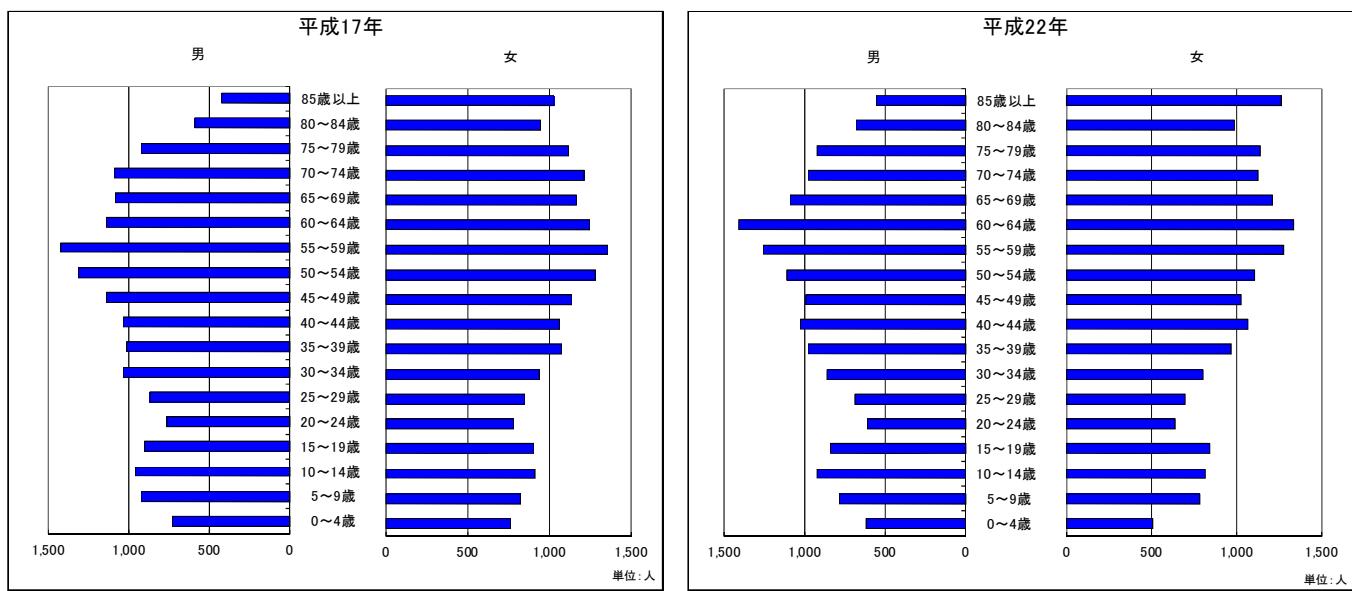
項目	年	平成7年 1995年	平成12年 2000年	平成17年 2005年	平成22年 2010年	年平均増減率		
						H7 -H12	H12 -H17	H17 -H22
総人口		38,046	36,925	35,922	33,927	△0.59	△0.54	△1.11
年少人口 (14歳以下)		6,058 (15.9%)	5,500 (14.9%)	5,099 (14.2%)	4,428 (13.1%)	△1.84	△1.46	△2.63
生産年齢人口 (15～64歳)		24,099 (63.3%)	22,581 (61.2%)	21,245 (59.1%)	19,535 (57.0%)	△1.26	△1.18	△1.61
老人人口 (65歳以上)		7,889 (20.7%)	8,844 (24.0%)	9,578 (26.7%)	9,962 (29.4%)	2.42	1.66	0.80
世帯数		11,618	11,547	11,666	11,588	△0.12	0.21	0.13
一世帯当たり人 数		3.27	3.20	3.08	2.93	-	-	-

注) 構成比率の合計は端数処理のため、100%を上下する場合がある。資料：国勢調査

[年齢階層別人口の推移]



[人口ピラミッドの比較]



(3) 就業人口の推移

就業人口の推移をみると、就業者総数は平成7年から平成22年の15年間で3,707人の減少がみられます。産業別では、各産業とも就業人口が減り、構成比率では、平成17年度より第1次産業が1.8ポイント減少し、第2次産業が5.2ポイント減少し、第3次産業が3.1ポイント増加しています。

[就業人口の推移]

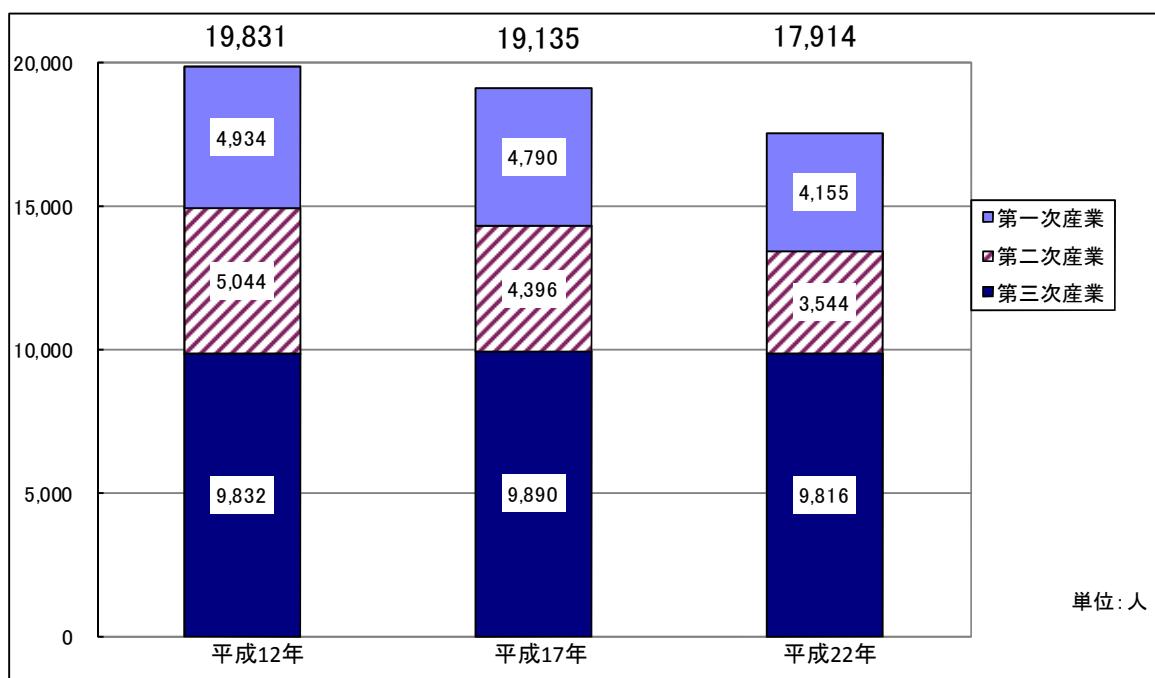
(単位：人、%)

年	平成7年 1995年	平成12年 2000年	平成17年 2005年	平成22年 2010年	年平均増減率		
					H7～ H12	H12～ H17	H17～ H22
就業者総数	21,621	19,831	19,135	17,914	△1.18	△0.70	△1.28
第1次産業	5,336 (24.7)	4,934 (24.9)	4,790 (25.0)	4,155 (23.2)	△1.08	△0.58	△2.65
第2次産業	6,044 (28.0)	5,044 (25.4)	4,396 (23.0)	3,544 (17.8)	△2.36	△2.57	△3.88
第3次産業	10,241 (47.4)	9,832 (49.6)	9,890 (51.7)	9,816 (54.8)	△0.57	0.12	△0.14
総人口	38,046	36,925	35,922	33,927	△0.42	△0.54	△1.11
就業率	56.8%	53.7%	53.3%	52.8%	—	—	—

注) 構成比率の合計は端数処理のため、100%を上下する場合がある。

資料：国勢調査

[就業人口の推移]



第2節 まちづくりに生かすべき特性

今後のまちづくりを進める上で、地域で育まれてきた資源やこれまでのまちづくりの成果などの地域特性を最大限に生かし、特色ある甲州市らしいまちづくりを進めることが重要です。こうした代表的な特性を整理すると以下のとおりとなります。

[まちづくりに生かすべき特性]

- 特性 1 豊かな自然と美しい果樹園景観を有するまち
- 特性 2 果樹生産と農業を基盤とした産業が集積したまち
- 特性 3 歴史に彩られた文化資産が数多く存在するまち
- 特性 4 首都に近接する交通立地条件に恵まれたまち
- 特性 5 特色ある観光・交流資源を有するまち
- 特性 6 地域への愛着と連帯感のあるまち

特性1 豊かな自然と美しい果樹園景観を有するまち

本市は、総面積の約8割を森林が占め、日本百名山である大菩薩嶺をはじめとする大菩薩山系や秩父山系など北部の山々は、秩父多摩甲斐国立公園に指定されており、こうした森林地域をはじめ、清らかな水の流れる渓谷、河川など、豊かな自然に恵まれています。

また、重川や日川などとその支流が複合扇状地をつくり、なだらかな斜面に広がるぶどうやモモなどの果樹園は個性豊かな景観を形成しており、この果樹園景観は農村風景の中でも特筆すべきものとなっています。

これらの自然や景観は、市民や本市を訪れる人々に憩いとやすらぎを与えるかけがえのない財産であることから、自然環境の保護や景観保全とともに、様々な分野で新たなまちづくりに生かしていくことが必要です。

特性2 果樹生産と農業を基盤とした産業が集積したまち

本市は、ぶどう、モモ、スモモ、カキ、サクランボ、イチゴなどの果樹栽培を中心とした農業が基幹産業となっており、品質、生産量ともに日本有数の産地となっています。

また、勝沼地域を中心に大小30を越すワイナリーで醸造されるワインは、生産量でも日本有数の産地になっており、地元のぶどうを使ったワインの品質

は国内外においても高く評価されています。

さらに、塩山地域でつくられているころ柿も味・品質ともに高く評価されており、柿を軒先につるす風景は冬の風物詩にもなっています。このほかぶどうやモモ、サクランボやイチゴ狩りなど年間を通じて様々な果実を味わうことができる観光農園が多数あるなど農業を基盤とした産業が集積しています。

このように本市は、果樹を中心とした農業を基盤にした産業が集積したまちであり、地方の産業を取り巻く環境が依然として厳しい中で、これらを中心とした産業振興をまちづくりの核として位置づけ、維持・発展させていくことが必要です。

特性3 歴史に彩られた文化資産が数多く存在するまち

本市は、かつて甲斐の国を治めた武田家ゆかりの神社仏閣が多数存在し、代々の家督の証とされる国宝「小桜韋威鎧 兜、大袖付」を有する菅田天神社、信玄公の菩提寺である惠林寺、勝頼公の菩提寺である景德院、日本最古の「日の丸の御旗」、風林火山で有名な「孫子の旗」などを有する雲峰寺、「実戦軍配」、「武田軍旗」などを有する栖雲寺などゆかりの深さを感じさせます。

また、惠林寺庭園をはじめ、向嶽寺庭園、大善寺庭園、三光寺庭園、栖雲寺庭園など当時の禅僧により作庭された庭園は国や県の名勝に指定されており、市民や観光客の憩いの場所となっています。

さらには、大善寺本堂、向嶽寺「絹本着色達磨図」が国宝に指定されているほか、多くの重要文化財が存在しています。

これらとともに、国内のワイン醸造発祥にまつわる産業遺産など近代化産業遺産も数多く点在し、甲州街道や鎌倉への古道など歴史的な街道も残っており、歴史に彩られた文化資産が数多く存在しています。

このように本市は、武田家ゆかりの歴史的な文化財をはじめ、いにしえの文化と先人たちの足跡が今に残る歴史に彩られたまちであり、今後とも、本市ならではの貴重な文化資産の保存・活用に努めるとともに、様々な分野で一層活用していくことが必要です。

特性4 首都に近接する交通立地条件に恵まれたまち

本市は、東京から 100km 圏内に位置し、高速交通網として中央自動車道が横断し、勝沼インターチェンジが設置されているほか、東京と山梨、諏訪地方を結ぶ国道 20 号、本市と丹波山村を経由して多摩地域とを結ぶ国道 411 号が貫通しています。また、雁坂トンネルの開通により北関東との新たな動脈となった国道 140 号も市域の西端に沿って走るなど、多方面との連携が期待できる交通立地条件を有しています。

また、JR 中央本線の甲斐大和駅、勝沼ぶどう郷駅、塩山駅の 3 つの駅を有

しているほか、高速バスの停留所があり、路線バスや地域循環バスが運行されています。

このように本市は、首都圏をはじめ、各方面との連携や交流が期待できる交通立地条件に恵まれたまちであり、広域的・長期的な視点から、こうした特性を生かした連携や交流をさらに活発にするまちづくりを進めていく必要があります。

■ 特性5 特色ある観光・交流資源を有するまち

本市には、秩父多摩甲斐国立公園に指定される豊かな自然をはじめ、標高差のある地形と内陸性の気候が育んだ果樹園景観や広大な山岳地帯の雄大で癒しのある風景や眺望などの自然景観、日本有数の果樹やワインなどの特産品、歴史的文化資産を有しており、これらはすべて本市の貴重な地域資源であり、さらに公営、民間を含めた温泉施設や物販施設、レクリエーション施設、また、伝統的な祭りやイベントなど特色ある観光・交流資源を数多く有しています。

こうした観光・交流資源をめぐるウォーキングやハイキング、体験型観光などの新しい観光の芽生えもあります。

今後のまちづくりにおいては、これら多様な観光・交流資源を一体的かつ有効的に活用し、より多くの人々が行き交う、交流と活気あふれるまちづくりを進めていくことが必要です。

■ 特性6 地域への愛着と連帯感のあるまち

価値観の多様化に伴い、全国的に郷土愛や地域連帯感が薄れていく傾向にある中で、これまでの歴史の中で時間をかけて市民・地域が育んできた貴重な地域の伝統行事、地域への感謝の心から続けられている祭りなど、人と人とのつながりの強さ、地域連帯感の強さ、そして地域への愛着は次世代に引き継ぐべき本市の優れた特性です。

また、こうした地域での連帯感や市民性を背景に、福祉活動、文化・芸術・スポーツ活動、防災活動、環境美化活動など、多様な分野における自主的な市民活動が各地域において展開されています。

今後とも、こうした連帯感や市民活動を大切に守り育て、地方分権時代の自立したまちづくりの原動力として生かしていくことが必要です。

第3節 甲州市を取り巻く社会・経済動向

本市を取り巻く社会・経済動向は大きく変化しています。新しいまちづくりを展開していくために踏まえるべき代表的な社会・経済の動向は以下のとおりとなっています。

[甲州市を取り巻く社会・経済動向]

- 動向 1 少子高齢化・人口減少の進行
- 動向 2 地方分権改革の進展と住民との協働
- 動向 3 産業構造の変化
- 動向 4 環境問題への意識の高まり
- 動向 5 安全・安心への意識の高まり
- 動向 6 高度情報化の進展
- 動向 7 価値観・生活様式の多様化

動向1 少子高齢化・人口減少の進行

わが国の総人口は、出生率の低下などによる少子化を背景に減少傾向に転じ、これまでの人口増を前提とした社会から人口減少社会へと大きく転換しています。一方で生活環境の向上や医療技術の進歩等によって平均寿命は伸び、高齢化が一層進行するものと見込まれています。

こうした少子化・人口減少の進行は生産年齢人口（15歳～64歳）の減少による経済の衰退や社会活力の低下などが懸念されるとともに、高齢化の進行は、年金、医療、福祉などにかかる負担の増加が懸念されます。

また、1世帯当たり人員が減少し、核家族や高齢単身者、高齢夫婦世帯など小規模世帯が増加し、地域の活力維持などにも影響が生じています。

このため、保健・医療施策や福祉施策だけでなく、市全体の視点で、少子高齢化への対応が必要であり、子育て支援の充実と高齢者が健康で安心して生活できるまちづくりの推進が求められています。

動向2 地方分権改革の進展と住民との協働

地方分権改革の流れの中で、税源移譲や補助金の見直し、権限委譲などが行われ、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しており、地方自治体には自己決定・自己責任の原則により、責任を持って市民サービスを選択し、提供して

いくことが求められています。

また、多様化する行政ニーズに対し、すべて行政が主体となって対応してきた従来の手法だけでは限界があり、市民と行政の役割分担のあり方を根本的に考え直す必要があり、市民と行政との協働により地域づくりを進めていくことが必要とされています。

■動向3 産業構造の変化

農林業をめぐっては、担い手の高齢化、後継者不足、農地や森林の荒廃等が進む一方、地域間競争の激化や消費者ニーズの変化、安全・安心な食と「地産地消」への意識の高まりなど、構造的な変化が急速に進んでいます。また、商工業においても、民間企業における経済活動は厳しい競争の流れにあり、規制緩和や生産拠点の海外進出、消費者ニーズの変化などを背景に、企業立地や企業活動の停滞、大型店舗への購買力の流出などによる、既存商店街の空洞化などが進んでいます。

このため、地域資源の有効利用と様々な産業との連携により、地域が一体となった活性化が期待されています。

■動向4 環境問題への意識の高まり

省エネルギーやごみ処理・減量化などの身近な問題ばかりでなく、地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨などといった地球規模での環境問題も日々の私たちの生活に直結した重要な問題であり、行政ばかりでなく、地域全体で取り組むべき課題となっています。

環境問題の多くは、日々の事業活動や日常生活がもたらす環境への負荷によるところが大きく、将来の世代に良好な地球環境を引き継ぐためには、今後も、社会全体として環境保全や環境への負荷の少ない循環型社会を構築していく必要があります。

■動向5 安全・安心への意識の高まり

東日本大震災に起因する、安心・安全に対する市民意識の高まりなど、市民も行政も常に危機感・危機意識を持ち普段から対策を講ずることが求められています。また、ゲリラ豪雨等の風水害が多発しており、風水害からの安全性確保に対する人々の意識も高まっています。さらには、毎日のように報道される犯罪などの事件や事故に対し、地域の安全性や防犯に対する意識も強くなっています。

一方、BSE（牛海綿状脳症）や鳥インフルエンザの発生、放射能検査、食品や原材料に関する不正表示など、食の安全への関心が高まっています。

このため、災害対策や市民の安全確保はいまでもなく、すべての分野で安全・安心の視点を十分に取り入れたまちづくりを進めていくことが求められています。

動向6 高度情報化の進展

インターネットやスマートフォン等に代表される情報通信技術の急速な発展は、社会経済、人々のコミュニケーションに大きな影響を与えており、地方自治体においても各種の行政サービスをインターネット経由で提供・利用する「電子自治体」の構築が進められてきました。今後も情報通信技術の進化が見込まれ、いつでも、どこでも、だれでも情報ネットワークに自由に接続し、必要な情報の入手や発信ができる社会の到来も展望されています。

一方で、情報通信環境や操作能力など、地域や人によって情報へのアクセス格差の解消が求められています。

動向7 価値観・生活様式の多様化

人々の価値観が多様化し、物の豊かさから心の豊かさへ、量の拡大から質の向上へと大きく変化してきています。精神的な充実感を求め、自己実現や健康、ゆとりや癒し、自然との共生などを重視する新しい生活様式を志向する人も増えつつあります。

今後は、生活環境基盤の整備にあたって、生活の質的向上の視点を重視した取り組みを進めていくとともに、生涯学習・文化・スポーツ活動や社会貢献活動など自己実現の場や機会を増やしていくことが求められています。

第4節 市民意識調査の結果

本計画の見直しにあたって、市民の意見を幅広く把握するため、平成24年7月に「まちづくりアンケート調査」（市内に居住する18歳以上の市民から無作為抽出した1,000人を対象、郵送法、有効回収数403票、有効回収率40.3%）を実施しました。その中から、まちづくり全体にかかわる分析結果を抜粋すると、以下のとおりとなります。

[市民意識調査の結果（抜粋）]

- 甲州市が“満足”という人が47.9%。「どちらともいえない」は32.3%。“不満”は19.1%。
- 前回調査では、甲州市が“満足”という人が45.7%。「どちらともいえない」は34.7%。“不満”は18.6%。
- 甲州市に“住み続けたい”という人が81.1%。一方、“住みたくない”という人は16.4%。
- 前回調査では、甲州市に“住み続けたい”という人が81.4%。一方、“住みたくない”という人は17.1%。
- 満足度評価が最も高い項目は「ワイン産業の振興」。一方、満足度評価が最も低い項目は「起業支援や就業・雇用の場の確保」。
- 前回調査では、納得度評価が最も高い項目は「健康診断の実施や健康づくりへの支援」。一方、満足度評価が最も低い項目は「起業支援や就業・雇用の場の確保」
- 重要度の最も高い項目は「地域医療施設の充実や救急体制」。次いで「保育や子育てへの支援」及び「果樹・農林業の振興」の順。
- 前回調査では、重要度の最も高い項目は「地域医療施設の充実や救急体制」。次いで「ごみ収集や処理対策」、「保育や子育てへの支援」の順。
- 優先度が最も高い項目は「雇用・勤労者福祉施策」。次いで「地域医療施設の充実や救急体制」、「商工業の振興」の順。
- 前回調査では、優先度が最も高い項目は「企業支援や就業・雇用の場の整備」。次いで「保育や子育てへの支援」、「行財政改革の推進」の順。
- まちづくりで重視する項目は、「果樹・農林業の振興」次いで「雇用・勤労者福祉施策」、「地域医療施設の充実や救急体制」の順。
- 前回調査では、「地域医療施設の充実や救急体制」が第1位。次いで「保育や子育てへの支援」、「学校教育の充実」、「犯罪のないまちへの取り組み」の順。

第5節 甲州市の発展課題

これまでみてきた本市の特性や市民意向、さらには社会・経済の動向を踏まえ、甲州市の発展課題をまとめると以下のとおりとなります。

[甲州市の発展課題]

- 課題 1 厳しい財政状況への対応
- 課題 2 少子高齢化への対応と健康・福祉を重視したまちづくり
- 課題 3 環境問題に配慮した循環型社会の構築
- 課題 4 交流を軸とした地域産業の振興と「甲州ブランド」の確立
- 課題 5 将来を担う人づくりと地域文化の一層の向上
- 課題 6 安全で快適な生活基盤づくり
- 課題 7 協働による魅力ある地域づくり

課題1 厳しい財政状況への対応

本市の財政状況をみると、国の行財政改革に伴う地方交付税の大幅な削減や国・県の補助金の削減などにより年々厳しさを増しています。

今後も高齢化の進展に伴い医療や福祉にかかる経費が増加すると予測され、これらの歳出増加に対し、歳入面では自己財源である税収の大幅な伸びは期待できず、今後とも国の地方財政制度の動向等に大きく影響を受けることが予想され、財源不足が懸念されます。

このため、政策立案能力の向上、財源の確保など行政基盤の充実・強化が求められており、地方行政を取り巻く環境が厳しい中で市民サービスの維持・向上を図るために徹底した行政改革により、効率的で効果的な行政運営を進めていく必要があります。

課題2 少子高齢化への対応と健康・福祉を重視したまちづくり

本市の高齢化率はすでに 26.7%（平成 17 年国勢調査）と、ほぼ市民の 4 人に 1 人以上が 65 歳以上の高齢者となっており、今後も少子高齢化・人口減少が一層進行することが予想されます。このため、これまで以上に健康に年齢を重ねられるための支援や環境整備、高齢者人口の増加に伴う新たな行政需要への対応など高齢者が住みやすい社会基盤の強化などの施策の展開が求められています。

また、安心して子どもが産める、育てることができる社会づくりに向けて、男女共同参画社会の醸成や安心できる子育て環境づくりのための施策の推進が求められています。

さらに、本計画期間中にいわゆる団塊の世代が65歳を迎えるため、その力を活用するなど、地域における高齢者、障害者の介護・自立支援や子育て支援に関し相互支援に基づく地域福祉体制づくりを推進していく必要があります。

課題3 環境問題に配慮した循環型社会の構築

本市においては、平成28年度にはすべてのごみ焼却施設の耐用期限が到来することから、安定的なごみ焼却場の確保は、市民生活に直接かかわる問題であり、現在計画されている広域計画の推進をさらに具体化していく必要があります。

特に、ごみの減量化に向けては、市民一人ひとりの取り組みと3R^{*}を推進するための施策を展開していく必要があります。さらに、太陽光、小水力などの新エネルギーの活用や農業と自然環境が共存できる環境保全型農業の確立など地域全体として環境への負荷の少ない循環型社会を構築していく必要があります。

また、本市の貴重な財産である森林地帯から流れる清らかな水や渓流、河川を守るために整備を進めている下水道事業など生活排水処理事業を一層推進していく必要があります。

さらに、豊かな自然景観を守るため、地域における多様な環境施策の展開も求められています。

課題4 地域産業の振興と交流を核とした「甲州ブランド」の確立

産業構造や経済状況の変化により、労働者を取り巻く雇用環境は厳しい状況にあります。このような中、労働者の生活の安定や労働環境の向上などに努めるほか、余暇の場の提供を行うなど多面的な福祉の充実が求められています。

本市の基幹産業である果樹を中心とした農業を一層振興していくために、生産技術の向上や担い手対策、省力化等による収益性の高い農業への転換、新たな販売網の構築や多様な直売方法の検討などが必要とされています。

林業分野においても、輸入木材の台頭等により、大変厳しい状況が続いています。林業経営の合理化に努めるとともに、森林のもつ地球環境保全機能や水源かん養機能などの多面的機能発揮のため、森林の保全、整備を推進していく必要があります。

* 3R：循環型社会の形成に向けた取り組みとして、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生使用）の頭文字（R）を総称したもの。

観光分野においては、国、県と連携し、積極的な取り組みがなされていますが、農業やワイン等と連携した産業観光の一層の振興とともに、グリーンツーリズムなどの考え方方に立ち、地域資源を生かした体験型、交流型といった新たな観光を推進し、さらに、「大菩薩の森」や「多摩川の源流地域」といったイメージや健康志向を利用した山岳観光の推進など、様々な展開を図っていく必要があります。

商工業の分野においても、車社会の進展による生活圏の拡大に伴う郊外型の大型店や量販店の進出、コンビニエンスストアの出店等により、既存商店街の空洞化が進んでいます。

また、市内中小企業にとっては厳しい状況下にあり、大手企業においても企業立地や企業活動の停滞などの流れにあります。

経済の活性化は市の元気の源であり、今後も観光・交流を軸として農林業、商工業の連携と地域資源を最大限に活用して、おもてなしの心を持って年間を通じた様々な魅力ある地域産業の振興を推進し、「甲州ブランド」の確立を図る必要があります。

課題5 将来を担う人づくりと地域文化の一層の向上

少子高齢化や国際化、情報化の一層の進展、価値観の多様化など時代が大きく変化する中、新たな時代を切り拓く創造性豊かな人材がますます不可欠となっています。特に、地域の次代を担う子どもたちの健全育成は、重要な課題のひとつです。しかし、子どもたちを取り巻く環境は急速に変化しており、学力低下や道徳心、倫理観の減退といった問題が懸念され、いじめや不登校など深刻な問題も抱えています。

基礎的学力の向上とともに、児童生徒の個性や能力、自立心や思いやりの心などを伸長する教育を行うため、学校・地域・家庭が連携して、幼児教育・学校教育の充実に努め、子どもたちの健やかな成長に寄与していくことが求められています。また、昨今、子どもたちにかかわる凶悪事件も数多く報道され、安全な教育環境の整備も求められています。

一方、心豊かに暮らしたいという市民の欲求は強まり、学習活動やスポーツ活動、文化活動に対する関心も高まっています。市民が生涯を通じて、いきいきと学ぶことのできる環境づくりなど、社会教育環境の充実を推進する必要があります。

さらに、各地域の個性豊かな伝統文化の保護と活用に努め、地域文化を次世代へ伝承し、文化・芸術活動の振興や交流活動の促進に努めるなど、人づくりへの取り組みや地域文化の一層の向上を進めていく必要があります。

課題6 安全で快適な生活基盤づくり

本市は、東海地震に係る地震防災対策強化地域及び南関東地域直下の地震対策大綱対象地域に指定されており、大規模地震が発生した場合、広域にわたり甚大な被害を発生させることが予想されています。

また、本市は地形的な高低差があり広い面積を抱え、都市部、果樹園地帯、山間地域などの多様な生活環境を有しており、大規模地震による建物の倒壊や火災、地滑りなどの多様な災害の発生などが考えられます。

このため、大規模地震や風水害などの災害に強い安全で安心なまちづくりを進めるため、災害危険区域の周知、防災事業の推進、市民の防災意識の高揚、広域消防・非常備消防（消防団）の充実などあらゆる面から対策を講ずる必要があります、さらに、公共施設の耐震化に努め、防災の拠点づくりを行う必要があります。

また、本市の地域活力の維持に向け、定住促進を図ることが求められており、自然環境との共生を基本に、計画的かつ調和のとれた土地利用のもと、魅力ある市街地の形成、定住基盤となる住宅・宅地の整備、幹線道路の整備とともに安全で利便性の高い生活道路の整備、利便性がある公共交通網の整備、高度情報化社会に対応した情報基盤の整備、良好な景観形成の促進など定住・交流を支える快適な生活基盤づくりを進めていく必要があります。

課題7 協働による魅力ある地域づくり

多様化する行政ニーズに対し、すべて行政が主体となって対応してきた従来の手法だけでは限界があり、市民と行政の役割分担のあり方を根本的に考え方直す必要があります。

このため、協働に向けた市民意識の醸成に努めるとともに、組織づくりや活動に対する支援に努め、市民と行政との信頼関係に基づいたコミュニケーションがとれる体制づくりを確立していく必要があります。

また、少子高齢化や生活様式の多様化等に伴い、本市においても地域コミュニティ機能の低下が懸念されています。

地域コミュニティ機能の維持は地域の独自性の維持や安全性を補完するためにも重要です。このため、地域の実情に応じた個性豊かな地域づくりが一層進められるよう、市民と行政との協働を進め、地域コミュニティの支援や地域ごとの市民組織への支援等を推進し、魅力ある地域づくりを一体となって進めていく必要があります。

第2部 基本構想

第1章 甲州市の将来像

第1節 まちづくりの基本視点

序論を踏まえ、まちづくりの基本視点を以下のとおりに定め、まちづくりのすべての分野における基本とします。

視点1 甲州市らしさを創造する、誇りうるまちづくりの視点

地域資源を活用した観光・交流による甲州市ならではの個性ある産業の創造と振興を進めるとともに、暮らしや人づくり、地域づくり、芸術・文化の振興など、多彩な「甲州市らしさ」を創造・発信し、誇りうるまちづくりを進めます。

視点2 人と自然が輝く、ふれあいのまちづくりの視点

自然との共生を基本に、環境を重視した持続可能な循環型の社会づくり、安全・安心なまちづくりを進めるとともに、だれもが健康を増進し元気になる、住んでみたい、住んでよかったと思えるふれあいのまちづくりを進めます。

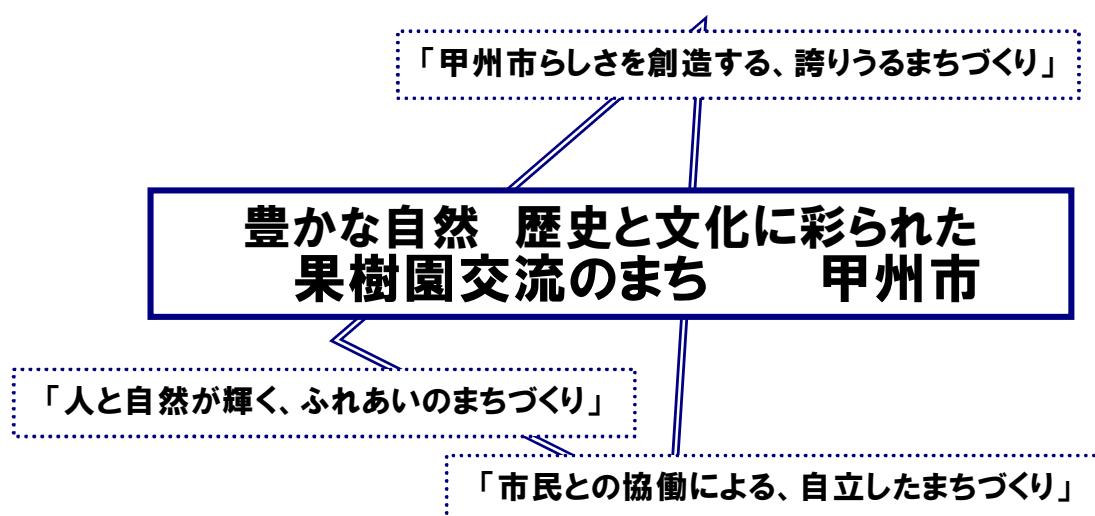
視点3 市民との協働による、自立したまちづくりの視点

市民と行政がお互いの役割分担を明確にしながら、あらゆる分野において市民と行政との協働体制の強化を進めるとともに、これに基づく自立した自治体経営の確立、住民自治の地域づくりを進めます。

第2節 まちづくりの将来像

本市は、豊かな自然に包まれ、果樹園風景が広がり、果樹を中心とした農業が展開されています。さらに数多くの歴史資産と地域文化を有しています。こうした本市の特性を伸ばすため、基本視点である「甲州市らしさを創造する、誇りうるまちづくり」、「人と自然が輝く、ふれあいのまちづくり」、「市民との協働による、自立したまちづくり」を踏まえ、甲州市の魅力が輝き、多くの人が訪れ、住んでみたくなる、またすべての市民がずっと住み続けたくなるまちの実現を目指し、将来像を以下のとおり定めます。

豊かな自然 歴史と文化に彩られた 果樹園交流のまち 甲州市



また、本計画が、まちづくりの共通目標として幅広い層に親しまれ、多くの市民の参画・協働が得られるよう、計画の愛称を、

「甲州市まちづくりプラン」

と定めます。

第3節 将来像実現のための基本目標

将来像の実現に向けて、新たなまちづくりの基本目標（6つの施策の柱）を次のとおり設定します。

基本目標1 創意に満ちた活力ある産業のまちづくり

観光・交流を軸として農林業、商工業、地場産業の連携と豊かな自然や地域資源を最大限に活用し、地域産業の活性化に向けた「創意に満ちた活力ある産業のまちづくり」を進めます。

基本目標2 健やかに心ふれあう健康・福祉のまちづくり

少子高齢化が急速に進行する中、すべての市民が世代を超えて支え合いながら、住み慣れた地域で生涯にわたって健康に、生きがいを持って暮らすことのできる「健やかに心ふれあう健康・福祉のまちづくり」を進めます。

基本目標3 快適で安心して暮らせるまちづくり

定住・交流の促進と市の新たな発展に向け、災害や犯罪、事故に対して不安のない、快適な暮らしを支える基盤の整った「快適で安心して暮らせるまちづくり」を進めます。

基本目標4 自然と共生する環境保全のまちづくり

豊かな自然を守り育てるとともに、市民・事業者・行政が連携し、環境保全に向けて行動する「自然と共生する環境保全のまちづくり」を進めます。

基本目標5 心豊かな人を育む教育・文化のまちづくり

次代を担う人材を育成し、だれもがともに学ぶことのできる、甲州市らしい文化の創造に向け「心豊かな人を育む教育・文化のまちづくり」を進めます。

基本目標6 ともにつくる参画と協働のまちづくり

市民と行政が協働した魅力ある地域づくりとともに地方分権に対応した自立した自治体経営の確立に向けて「ともにつくる参画と協働のまちづくり」を進めます。

第4節 将来人口の想定

住民基本台帳から人口推移をみると、平成12年では38,095人、平成17年では37,308人、平成24年では34,837人と減少傾向にあり、平成12年から平成24年の12年間に3,258人の減少を示しています。

これら過去の人口推移に基づき、コーホートセンサス変化率法（同時出生集団の一定期間における人口の変化率を計算し、その変化率が将来も変化しないと仮定して推計する方法）により人口推計を行った結果によると、本市の人口は今後も減少傾向で推移し、平成29年には32,790人になることが予測されます。

また、年齢階層別人口の推計結果をみると、年少人口（14歳以下）は平成17年の5,220人（14.0%）から平成29年には3,688人（11.2%）へ、生産年齢人口（15～64歳）についても平成17年の22,481人（60.3%）から平成29年には18,151人（55.4%）へ、人数、構成比率ともに減少することが予測されます。一方、老人人口（65歳以上）は平成17年の9,607人（25.8%）から平成29年には10,951人（33.4%）へ、人数、構成比率ともに上昇することが予測されます。

世帯数は、平成17年の12,752世帯から平成29年には13,799世帯と増加し、一世帯当たり人数をみると、平成17年の2.93人から平成29年では2.57人と減少することが予測されます。

[人口の将来予測値]

（単位：人、%、世帯、人／世帯）

項目	年 平成17年 (2005年)	平成24年 (2012年)	平成29年 (2017年)	年平均増減率	
				H17-H24	H24-H29
総人口	37,308 (100.0)	34,837 (100.0)	32,790 (100.0)	△1.19	△1.35
年少人口 (14歳以下)	5,220 (14.0)	4,393 (12.6)	3,688 (11.2)	△3.05	△2.58
生産年齢人口 (15歳～64歳)	22,481 (60.3)	20,382 (58.5)	18,151 (55.4)	△2.11	△1.98
老人人口 (65歳以上)	9,607 (25.8)	10,062 (28.9)	10,951 (33.4)	1.51	0.07
世帯数	12,752	13,202	13,799	0.90	△0.24
一世帯当たり人数	2.93	2.64	2.38	-	-

※平成17年は実績値（10月1日現在住民基本台帳人口）。予測値は住民基本台帳人口に基づきコーホートセンサス変化率法による推計をもとに設定したものであり、10人及び10世帯単位としている。また、構成比率の合計は端数処理のため、100%を上下する場合がある。

第5節 土地利用の基本方針

土地は、将来にわたって限られた資源であるとともに、市民の生活や産業経済等のあらゆる活動の共通の基盤となるものであり、その利用のあり方は、まちの発展や市民生活の向上と深いかかわりを持ちます。

目指す将来像の実現に向けて、合理的、計画的なまちづくりが進められるよう、主要区域の土地利用にかかる基本的な考え方を次のように定めます。

市街地型土地利用

公共施設や商店、住宅等が集積する人口集中区域については、拠点区域として位置づけ、道路網の整備充実をはじめ、公園等の生活環境・基盤整備を進めるとともに、商業サービス機能や行政拠点機能、教育・文化機能など多様な都市拠点機能の充実を進め、人々が集う魅力ある市街地環境の創出に努めます。

果樹園居住型土地利用

農業と共に存する集落地域や住宅地については、生活道路や公園の整備、生活排水処理の充実を総合的に進めて農業環境・自然環境と共生する快適でゆとりある居住環境の創出に努め、定住の促進及び地域の活性化を図ります。

また、農用地については、農業生産基盤の一層の充実をはじめ、整備された優良農地の保全・活用、遊休・荒廃を防止・解消し、生産性の高い農業生産地として長期的な活用に努めるとともに、市の特色のひとつである果樹園景観の保全に努めます。

森林・自然型土地利用

森林については、将来にわたって適正に管理され、国土の保全や水源のかん養など森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、森林の保全及び育成、治山対策の促進に努めます。

また、自然的土地利用を主とする地域で自然体験・交流に活用できる区域については、自然環境や景観を保全するとともに、レクリエーション・交流空間としての機能の維持・強化に努めます。

第2章 施策の大綱

第1節 創意に満ちた活力ある産業のまちづくり

(1) 果樹・農林業

伝統的基幹産業である果樹を中心とした農業を将来にわたり維持発展させていくため、生産者、農業関係機関・団体、行政の連携を強化して、担い手の育成・確保、効率的な生産組織や集落営農体制の強化、農業経営の法人化の促進、6次産業化の推進等による経営体制の強化をはじめ、土地改良事業及びほ場整備、優良農地の保全、集出荷施設の整備、農道の整備、用排水施設の整備など農業生産基盤の充実や、深刻化している鳥獣被害対策の強化などに努めます。

さらに、農業関連廃棄物の適正な処理など環境保全に配慮した農業の促進に努めるとともに、農産物等の直売や学校給食との連携による地産地消への取り組みと情報網を活用した新たな販売網の構築などを推進します。

市域の8割を占める森林が将来にわたって適正に整備・管理されるよう、市森林整備計画による、林道網など生産基盤の整備、林業施業者の確保・育成を図り、森林組合等関係機関と連携し、県の森林環境税事業も取り入れながら林業再生と森林保全施業を促進します。

また、国土の保全や水源のかん養など森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向か、市民との協働のもと、里山の保全・利用をはじめ、レクリエーション、憩いの場としての活用など森林の保全と総合的利用に努めます。

(2) ワイン産業

「地域ブランド」であるワイン産業については、更なる品質向上とPRによってブランドイメージの強化を図ります。

また、日本のオリジナル品種である甲州種ぶどうの発祥地として、産地形成に向けた取り組みを推進するとともに、ワイン専用品種の栽培を支援します。

さらに、観光や文化面と結びつけたイベント等の開催など地域の活性化やイメージアップにつながる施策を展開します。

(3) 観光・交流

観光はこれからのまちづくりや産業振興をけん引する戦略的な産業であり、他産業や文化などの振興策と連携を図りながら、地域の自然や歴史、風土文化と地域産業が結びついた甲州市らしさを生かした観光の推進に努めます。

また、観光振興計画の策定のもと、地域資源を最大限に生かし、エリアごとの個性化、エコツーリズム*やグリーンツーリズム*、フットパスやトレッキングなどの体験型・着地型観光の振興、主要観光拠点の整備強化とネットワーク化、多様な媒体を活用した効果的な観光PR活動の強化、おもてなしの心の向上による受け入れ体制の強化など、多面的な取り組みを推進し、年間を通じた魅力ある地域として、市内外及び県外の人々との多様な地域間交流活動を促進し、交流人口の増加による地域の活性化を図ります。

(4) 商工業

市民への豊かな消費生活の提供とともに、定住を促進する活気に満ちた快適なまちづくりに向け、商工会等関係団体の育成強化に努めるとともに、これらと連携しながら、経営体質の強化や後継者の育成、地元商店街ならではの地域に密着したサービスの展開等を促進します。

また、市民及び企業等との協働のもと、にぎわいのある空間づくりに向けて商店街空き店舗対策など、既存商店街の活性化に向けた環境整備を推進します。

活力ある地域産業の形成と雇用の場の確保に向け、自然環境や地域の特性などに配慮しながら、企業誘致活動を積極的に展開するとともに、地域の人的、物的資源を活用した6次産業化の推進や農林業、観光との複合経営等、多様な分野における新たな起業の促進に努めます。

(5) 雇用・勤労者福祉対策

企業誘致や新たな産業振興など雇用機会の確保・拡充に努めるとともに、ハローワーク等関係機関との連携のもと、職業相談等の開催、職業訓練等の各種施策を広報し、若年労働者の地元就職、女性の雇用促進、シルバー人材センター事業への支援による高齢者の就労促進に努めます。

また、事業所への啓発等を通じて労働条件の向上や働きやすい環境づくりを促進するほか、女性や高齢者、障害者等の社会参加を促進するために雇用条件の向上に努めます。

* エコツーリズム：環境や社会的なものまで含めての生態系の維持と保護を意識した旅行、リクリエーション。

* グリーンツーリズム：農村での滞在体験。

第2節 健やかに心ふれあう健康・福祉のまちづくり

(1) 子育て支援

安心して子どもが産め、健やかに育ち、そして育成される地域社会の形成に向け、次世代育成支援地域行動計画に基づき、相談・教育・情報提供体制の充実、保育サービスの充実、施設整備や再編の検討、ファミリーサポート事業の推進、子育て支援のネットワークづくり、学童保育（放課後児童クラブ）の充実など地域における多様な子育て支援の環境づくりを図ります。

また、乳幼児期は基本的信頼関係や健康の土台が築かれる大切な時期であるため、妊娠期から出産、育児までの一貫した個別支援に重点を置いた乳幼児健診の充実、育児学級の開催など、親と子の健康の確保・増進に向けた施策の展開と、子育てサークル活動支援など、子どもを持つ親の交流や働きやすい環境づくり、地域見守り体制の確立、ひとり親家庭への支援の充実、関係機関と連携した児童虐待予防への対応など多面的な施策の展開を図ります。

(2) 健康づくり

市民一人ひとりの健康寿命*の延伸を図るため、第一次甲州市健康増進計画の策定のもと、総合的な健康教育・健康相談体制を確立し、市民の自主的な健康づくり活動や地域ぐるみの活動を推進します。

また、第2次甲州市食育推進計画に基づき、独自に取り組んできた「手ばかり」を中心とした「食育」を推進し、「食」からの健康づくりに取り組みます。

さらに、少子高齢化が進む中、子どもの健全な発育・発達に向けた母子保健事業の充実、生活習慣病予防、介護予防に向けた健診及び保健指導の充実、精神保健福祉の推進、感染症対策の推進など保健サービスの提供に努めるとともに、保健・医療・福祉の連携を強化します。

(3) 医療

市民の医療サービスに対するニーズの高度化、多様化や救急医療ニーズの増大に応えられるよう、市立勝沼病院や市直営診療所の充実に努めるとともに、塩山市民病院をはじめ医師会等関係機関との協力・連携を強化し、診療内容の充実を図ります。

さらに、へき地医療体制の維持に努めるとともに、近隣自治体とも広域連携を図りながら、地域医療体制の充実に努めます。

また、東山梨地区の関係機関と協力・連携して休日及び夜間の救急医療が適切に提供できるよう、救急医療体制の整備に努めます。

* 健康寿命：健康で自立して暮らせる期間。

(4) 地域福祉

すべての人が安心して暮らせる地域づくりに向け、甲州市地域福祉計画のもと、地域福祉の充実を図ります。

また、ノーマライゼーション*の理念の啓発・広報活動を推進し、市民の福祉意識の高揚を図ります。

さらに、社会福祉協議会をはじめ、民生・児童委員、ボランティア団体など各種団体の福祉活動を育成・支援するとともに、個人、事業者等がそれぞれの立場で地域福祉に貢献しやすい環境づくりに努めます。

(5) 高齢者施策

本格的な高齢社会が到来している中、地域で支え合いながら生きがいを持って高齢者が暮らせるまちづくりに向け、甲州市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護予防、在宅福祉等の各種保健福祉サービスの充実を図るとともに要介護・要支援の高齢者に対し、各種介護保険サービスの充実に努めます。

また、総合相談支援・権利擁護、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメント等の機能を備えた地域包括支援センターを拠点に地域支援事業の推進を図ります。

さらに、シルバー人材センターの活用、老人クラブ活動等への支援を行い、高齢者の社会参加を促進する環境づくりを進めます。

(6) 障害者施策

障害者が地域で自立して安心して暮らせる環境づくりに向け、甲州市障害者計画(障害者基本計画・障害福祉計画)に基づき、相談支援の充実、障害者福祉サービスの充実、地域生活支援事業の実施など総合的な自立支援を図るとともに、障害者団体への支援、障害者関連施設の設置促進、就労機会の拡大や社会参加の促進に向けた施策の推進に努めます。

また、障害者が利用しやすい施設整備や道路整備など障害者にやさしいまちづくりを進めます。

(7) 社会保障

国民健康保険事業は極めて厳しい財政状況にありますが、健全化に向け、保健事業の推進や医療費適正化対策に努めます。

また、生活保護世帯の自立・就労支援に向け、関係機関との連携のもと、実情に応じた自立支援プログラムに沿った生活保護制度の適正な運用を図ります。

さらに、国民年金制度に関する広報・啓発活動や相談の充実に努め、制度についての正しい理解の浸透に努めます。

* ノーマライゼーション：障害者も健常者も等しく社会生活をすることが望ましいとする考え方。

第3節 快適で安心して暮らせるまちづくり

(1) 土地利用

自然と調和した生活環境の確保と地域の均衡ある発展に向けて、国土利用計画（甲州市計画）の策定のもと、農業振興地域整備計画や土地利用関連法との総合的な調整を図りながら、計画的かつ弾力的な土地利用計画を推進します。

また、G I S^{*}の利用を促進し、土地の適正かつ有効な活用に努めます。

(2) 市街地

市民ニーズに対応した魅力ある市街地の形成に向け、都市計画マスタープランの策定のもと、市民及び事業者、行政が一体となり、公園や緑地、道路網、良好な住宅地など計画的な整備配置に努めます。

また、市民と行政の連携による公園・緑地等の維持管理を促進する仕組みづくりを進めます。

(3) 景観形成

本市の特色である果樹園景観の保全と創造、調和のある都市景観の形成を図るため、市民の意識の高揚を図りながら、景観条例及び景観計画に基づき、景観保全地域の設定検討など、甲州市らしい、誇りとやすらぎのある地域を目指して、地域一体となった景観形成を進めます。

(4) 道路・交通網

市民の日常生活や経済活動、広域的な交流を支える基盤としての道路・交通網の整備に向け、中央自動車道、国・県道等幹線道路やフルーツライン等との連携や機能分担、市内地域の連携強化等に留意しながら、市内の道路の整備を計画的、効率的に進めます。

また、来訪者にわかりやすい標識等の付帯施設や歩道の整備を推進し、道路整備にあたっては、災害時の対応をはじめ、安全性の確保、バリアフリー化、環境・景観面に配慮した道路づくりを進めます。

さらに、市民の身近な移動手段確保のため、関係機関と連携し、地域循環バス、地域代替バス等の市民ニーズに即した効率的な運行を図るとともに、民間路線バス等の維持・確保に努めます。

* G I S : Geographic Information System。地理情報システム。位置や空間に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示できる高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。

(5) 住宅・宅地

多様化する住宅ニーズへの対応と定住促進に向け、民間と連携して快適でゆとりある良質な住宅供給を検討していくとともに、定住につながる魅力的な住宅用地の確保・供給を推進します。

また、市営住宅については計画的な改修・整備を進めます。

さらに、首都圏に近接する立地条件を生かし、都市と地方の両方に住居を持ち、頻繁に行き来する「交流居住」施策を進めます。

(6) 地域情報化

情報通信技術を活用した市民生活の質的向上と地域社会の活性化に向けて、市内に整備されたケーブルテレビ網を活用し、暮らしに密着した様々な情報提供サービスの充実をはじめ、多様な分野における情報ネットワークの整備など情報格差のない市全体の情報化を推進します。

(7) 治山・治水

土砂災害や水害を未然に防ぐため、河川や排水路の整備、急傾斜地崩壊危険箇所等の整備を図るとともに、市民との協働による河川・排水路の維持管理及び保全、洪水土砂災害ハザードマップ^{*}などによる市民の土砂災害への意識の高揚、森林の保水機能の向上など一体的な治山・治水対策の推進を図ります。

(8) 消防・防災

地震、風水害などあらゆる災害に強い安全・安心なまちづくりの実現に向け、常備消防・救急体制の充実、消防団の活性化と装備の充実に努め、市民の防災意識の高揚や自主防災組織の育成、公共施設の耐震化、防災行政無線のデジタル化など防災施設の整備充実、孤立地域対策等地域防災計画に基づく防災体制の充実に努めます。

また、国民保護計画に基づいた、緊急時の対処措置などの体制整備を図ります。

(9) 交通安全・防犯

危険箇所の道路改良やカーブミラーなどの交通安全施設の整備促進、警察や関係団体等と連携した交通安全教育・啓発活動を推進し、市民の交通安全意識の高揚に努め、安全な地域社会づくりを推進します。

また、警察など関係団体等と連携した防犯体制を強化するとともに、市民の防犯意識の高揚に努め、犯罪のない安全な地域社会づくりを推進します。

* ハザードマップ：被害想定図。

(10) 消費者対策

生活様式の多様化、情報化、高齢化等の進展に伴い、契約、販売方法などに関する消費者問題が増加し、その内容も複雑多様化する中、県民生活センターなど関係機関と連携のもと、消費生活相談体制の充実や啓発活動の推進を図り、より安全で安心した消費生活が送れるよう自立する消費者の育成に努めます。

第4節 自然と共生する環境保全のまちづくり

(1) 環境保全

自然と共生するまちとして、環境基本計画に基づき、豊かな自然環境の保全をはじめ、公害や環境汚染防止に向けた取り組み、省エネルギーの推進など地球温暖化防止に向けた取り組み、新エネルギーの活用検討など環境負荷の少ない生活様式への取り組みなど、市民・事業者・行政が協働して環境保全に向けた取り組みを推進します。

また、森林の保全、緑化運動の促進など緑の保全に努めます。

さらに、不法投棄などの防止に向けた啓発活動や監視体制の充実に努めます。

(2) 環境衛生

循環型社会の形成に向けて、3R^{*}を推進するため、ごみ分別の徹底のための啓発活動、リサイクル体制の充実などに努めるとともに、広域的連携を基本とした安定的なごみ収集・処理体制の確立を推進し、市民・事業者・行政が一体となったごみの適正処理の向上に努めます。

また、生活排水処理基本構想と一体となったし尿処理を推進します。

(3) 水道

安全で良質な水の安定供給を図るため、市民の生活様式及び生活環境の変化に伴う水需要増大への対応、災害への対応、施設の老朽化等を見据え、計画的かつ効率的な施設整備を行うとともに水道事業の健全運営に努めます。

(4) 下水・排水処理対策

豊かな自然を誇るまちとして、中小河川の水質保全と生活環境の向上のため、生活排水処理基本構想及び公共下水道基本計画に基づき、地域の実情に応じて公共下水道事業、浄化槽（合併処理）設置事業の推進に努めます。また、公共下水道整備済み地区における加入促進と設置された浄化槽の適正な維持管理に向け、市民の理解と協力のもと下水・排水処理対策を推進します。

* 3 R : 循環型社会の形成に向けた取り組みとして、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生使用）の頭文字（R）を総称したもの。

第5節 心豊かな人を育む教育・文化のまちづくり

(1) 幼児・学校教育

幼児教育においては、保育所・幼稚園と連携した幼児教育機能の充実を図るため、情報の提供や相談体制の充実に努め、家庭における適切な親子関係、しつけなど、家庭や地域の教育力の強化を推進します。

義務教育においては基礎的・基本的な学力の向上、子どもたちが社会のルールや命の大切さを身につけ、個性や創造性を伸ばし、社会に貢献できる人間として成長することができるよう教育内容の一層の充実を図ります。

また、学校給食における食育や地産地消の推進、国際化や情報化、環境問題など社会変化に対応した取り組みなど、地域性を生かした特色ある教育・特色ある学校づくりを推進します。

さらに、不登校やいじめなど心の問題への対応、特別支援教育の充実など家庭や地域と連携して総合的な教育環境の向上に努めます。

学校施設については、耐震化をはじめ、老朽施設の対応、教材備品の充実に努めるとともに学校規模の適正化について検討します。

(2) 青少年健全育成

青少年を取り巻く状況が著しく変容する中、次世代を担う青少年の健全な育成を図るため、青少年育成市民会議を中心に家庭や学校、地域と連携をとりながら、地域活動への参加促進、体験学習の充実に努めます。

(3) 生涯学習

市民一人ひとりが心豊かに生きがいのある充実した生活を営み、活力に満ちた地域社会を形成するため、甲州市教育振興基本計画に基づき、地域特性を生かした講座や世代に応じた講座など学習プログラムの充実、各関係団体の育成や自立的活動の支援、生涯学習活動に関する情報提供、芸術・文化の鑑賞や発表の機会の充実に努め、市民の芸術・文化活動の振興や読書活動の推進を図ります。

さらに、文化施設の充実・活用に努め、子どもから高齢者まであらゆる世代のだれもがいつでも学べる生涯学習の環境づくりを推進します。

(4) 生涯スポーツ

市民の健康に対する意識が高まっている中、それぞれの年齢、趣味、体力に応じた生涯スポーツ活動を行うことができる環境づくりに向け、体育協会や各種スポーツ団

体・クラブの育成・支援、指導者の育成・確保、スポーツ大会の充実などに努めるとともに、総合型地域スポーツクラブ*の育成を図ります。

また、既存のスポーツ・レクリエーション施設の充実及び有効活用を図ります。

(5) 地域文化

地域の貴重な文化遺産については、有形、無形を問わず調査・保存を進めます。

また、暮らしの中に息づく地域の歴史や文化的遺産、伝統芸能の振興と継承に向け、地域に根ざした芸術・文化活動の支援に努めるとともに、芸術・文化の鑑賞や発表の機会の充実に努めます。

* 総合型地域スポーツクラブ：地域において子どもから高齢者まで様々なスポーツ活動を行うことができるスポーツ団体。

第6節 ともにつくる参画と協働のまちづくり

(1) 協働のまちづくり

市民と行政がそれぞれの役割と責任を持って、ともに関わり合いながら、協働してまちづくりの課題解決に取り組む体制づくりに向けて、区長会等との連携を強化するとともに、協働のまちづくり推進の基本となる自治条例の制定を検討します。

さらに、多様な市民活動団体やボランティア、NPO*の育成・支援や、国内外の友好都市交流など人と地域のネットワークづくりを推進します。

また、広報紙や市ホームページ、ケーブルテレビなどを活用した広聴・広報活動を一層充実させ、市が設置する各種審議会等の会議の内容を公表するなど行政からの積極的な情報提供に努め、協働に向けた市民と行政の情報共有を図ります。

各種計画策定における委員の一般公募やパブリックコメント制度*を推進し、市民の政策形成過程に参画する体制づくりを強化します。

(2) 地域活動

地域社会を取り巻く環境が大きく変化し、若年層の流出や急速な高齢化による基本的なコミュニティ機能の低下が懸念されている中、自主的なコミュニティ活動の活性化と地域からのまちづくりに向け、交通安全・防犯や防災、地域福祉など様々な課題に対応する市民主体のコミュニティ活動の支援、コミュニティ活動に必要な情報の提供などを図ります。

また、活動の拠点となる集会所等の施設整備・充実を図るとともに市有建物の有効利活用を促進します。

(3) 男女共同参画・人権の尊重

男女がともに輝く男女共同参画社会の実現に向け、甲州市男女共同参画プランに基づき、市民への意識啓発を推進するとともに、政策・方針決定の場への女性の登用、家庭、学校、地域、職場等における男女平等、女性が仕事と家庭・地域生活を両立しやすい環境づくり、DV*など女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた環境整備、様々な分野における女性の参画の拡大を図り、男女が性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮できる環境づくりに努めます。

また、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等に対する差別や偏見をなくし、す

* NPO : Non Profit Organization。民間非営利組織。

* パブリックコメント制度：政策を計画決定する過程で、原案を公表し、市民の意見を求め、それに考慮して決定する制度。

* DV : Domestic Violence。配偶者等からの暴力。

べての市民が平等に尊重され、一人ひとりが人権に対する理解と認識を深めていくことに努めます。

(4) 自治体経営

地方分権の推進等、自治体を取り巻く社会経済情勢の変化に対応し、限られた資源（人・物・財源）による効率的な自治体経営の推進を図るため、あらゆる分野にわたる経費の見直しや自主財源の確保を図ることはもとより、行政改革大綱（改革推進プログラム）に基づき、行政評価システムの導入による目標管理型の行政運営体制の確立、人事評価制度の充実、職員の定員管理、適正配置、能力向上など、新たな制度の導入や体制づくりに取り組みます。

また、情報化による行政サービスの迅速化や利便性の向上、連結バランスシート^{*}の作成等財政状況の分析・公表など、市民との情報共有のもと、コストとサービスのバランスを考えながら、市民の納得度が高まる行政サービスの提供を図ります。

さらに、広域で行うことにより効率化が図られる分野では共同事務処理の推進を図るとともに、新たな広域行政課題については、広域連携のあり方及び共同処理の可能性を検討します。

また、市有建築物は、すでに建設から長期間を経過した割合が高くなってきています。市有建築物の長寿命化による施設の計画的な修繕計画を策定するなどとともに、多目的利用や統廃合及び廃止も検討します。

* 連結バランスシート：自治体および行政サービスを行う関連団体を含め財政状況の全体像をまとめた（連結した）貸借対照表。

第3部 基本計画

第1章 創意に満ちた活力ある産業のまちづくり

第1節 果樹・農林業

現状と課題

- 本市は、豊かな自然と恵まれた気候・風土を生かした、ぶどう、モモ、スモモ、サクランボなどの果樹栽培を中心とした農業を基幹産業としており、品質、生産量とも「フルーツ王国山梨」における代表的な果樹産地となっています。
- ワイン、ころ柿などの二次産品は、本市の代表的な特産品であり、高い品質と知名度を誇っています。
- イチゴ、サクランボ、モモ、スモモ、ぶどうなど通年性の高い観光果実園や、四季折々の美しさを見せる果樹園景観は、観光立市を目指す本市にとって、貴重な地域資源となっています。
- 産地間競争の激化など農業を取り巻く環境は依然として厳しく、農家数の減少や農業就業者の高齢化、担い手不足の影響により、遊休農地の増加等の問題が深刻化しています。
- 有害鳥獣の捕獲数は増加傾向にあり、農作物被害や農業者の生産意欲の低下を招いていることから、被害防止施設を今後も継続的に設置していく必要があります。
- 経営意欲のある農家や新規就農希望者に対する支援策を充実させ、担い手の育成・確保に努めるとともに、農業経営の法人化の促進や6次産業化の推進の必要があります。
- 優良農地の保全や生産性を高めるため、ほ場整備・用排水施設や農道の整備、有害鳥獣対策の強化など農業生産基盤の充実とともに、時代の要請に即した品質向上の取り組みなどブランド化の促進、環境保全型農業の推進、消費者ニーズにあった安全で安心な果実を提供していくことが求められています。
- 集約的農業経営を確立するため、優れた企業的経営感覚を持った先進的な農業者と施設園芸による集約的経営を志向する農業者との間で労働力の提供や農業の情報を共有し、遊休農地などの農用地の貸借等を進めることで経営体相互の役割分担を図りつつ、都市近郊複合農業の発展をめざします。
- 地域の豊かな自然、歴史景観や観光資源と果樹を組みあわせ、収益性が高く魅力ある農業を促進する必要があります。
- 次に、市域の80%を占める森林については、県や森林組合等関係機関と連携し森林施業の推進、協業化の促進などの取り組みに努めるとともに、森林環境税活用によって林業再生や森林保全及び里山の景観保存に努めていく必要があります。

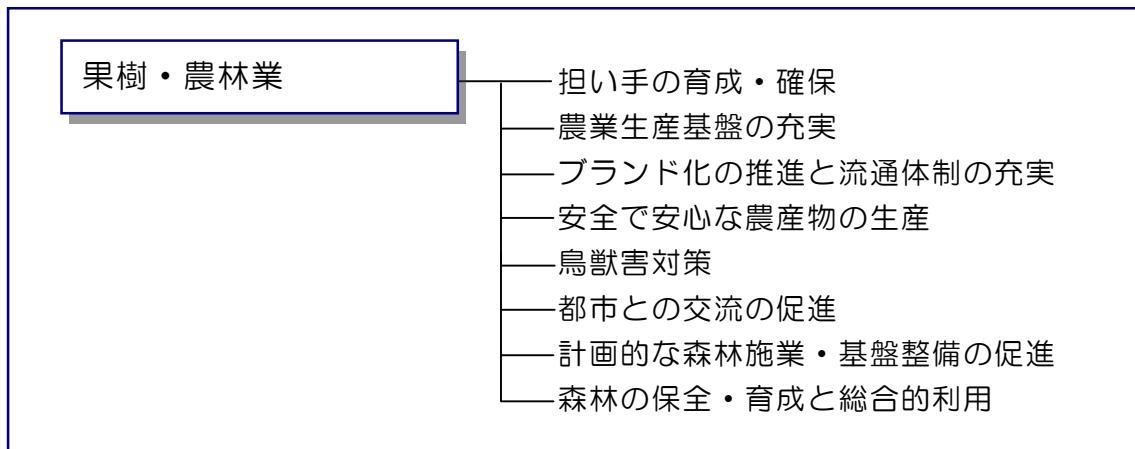
■農業と同じく林業でも、後継者不足と高齢化が急速に進行しており、経営の合理化、効率化の推進に努める必要があります。また、国土の保全や水源のかん養など森林の持つ多面的機能の持続的な発揮に向けて、市民との協働のもと、レクリエーションや憩いの場としての活用など総合的な利用を促進する必要があります。

■ 施策の目的

本市の基幹産業である果樹を中心とした農業振興のため、担い手の育成・確保に努め、国内屈指の落葉果樹産地として、関係機関・団体と連携し高品質な果樹の生産を促進するとともに、生産基盤の整備を進め、就農者の経営安定に努めます。また、立地を生かした観光農園や農業体験など、交流産業としての農業経営を推進します。

市域の80%を占める森林が将来にわたって適正に整備・管理されるよう森林組合等関係機関と計画的な森林施業を促進し、自然環境の保全に留意しながら、基盤整備や公益的機能の発揮に努めます。

■ 施策の体系



■ 主要施策

(1) 担い手の育成・確保

認定農業者制度の活用や農地の集積による規模の拡大、農作業受委託の促進等を通じ、後継者の育成・確保対策に努めます。また、定年退職後の帰農や交流促進による新規就農者の育成・確保、農地の流動化や農業生産法人の参入を促進するなど、果樹産地を支える多様な担い手の育成、確保の推進に努めます。

主な事業	内容	課名
就農定着支援事業	新規就農者の育成・確保を図ります。	産業振興課
担い手育成支援事業	経営規模の拡大や経営の多角化を図るための整備等を支援します。	産業振興課
農地流動化奨励・農地利用集積推進事業	農地利用集積の推進を図ります。	産業振興課

(2) 農業生産基盤の充実

優良農地の確保・保全に努めるとともに、異常気象時の災害防止のため、農業振興地域整備計画に基づき、農道や用排水路の整備を進め、農地の区画整理を踏まえた土地改良事業及びほ場整備による農業生産基盤の強化を行い、高齢者の作業軽減及び農業後継者が就農しやすい基盤整備を促進し、耕作放棄地・遊休農地の発生防止・解消に努めます。

また、従来の農村景観・農村環境を維持するために、地域住民参加による農地・水・農村環境保全向上活動を実施し、農業生産基盤の充実を図ります。

主な事業	内容	課名
農道の拡幅整備	幅員が狭く通行困難な農道について拡幅改良を行います。	農林土木課
農道の安全な交通確保	農業者が安全に通行出来るよう農道の維持補修を行います。	農林土木課
農業水利施設の充実	老朽化した農業用排水路の改修を行います。	農林土木課
ほ場整備による農地拡大	土地改良事業及び県営畠地総合整備事業の推進を図ります。	農林土木課
地域ぐるみの環境保全	地域ぐるみで行う農地・水・農村環境保全向上活動を支援します。	農林土木課

(3) ブランド化の推進と流通体制の充実

関係機関・団体との連携のもと、技術指導や支援体制の強化を図り、特選農産物の推奨・産地化などさらなるブランド化を推進します。集出荷施設の整備など既存の流通体制の一層の充実に加え、流通の国際化に向けた取り組みや農産物直売や地産地消の促進、6次産業化の推進、公営施設での情報発信や県内外でのPR活動の強化や観光イベントを活用した販売促進など、多面的な取り組みを推進します。

また、甘草などの生薬は、中国の輸出規制や世界的に需要が高まりつつあり、国内生産の動きが活発化していることから、関係機関と連携し甘草をはじめとした生薬の栽培と商品化に向けた取り組みを推進します。

主な事業	内容	課名
トップセールス事業	市長自らがトップセールスを実施することによる「消費宣伝」「販売促進」を図ります。	産業振興課
「桃」産地消費宣伝活動事業	共選所に試食コーナーを設置し、観光客に提供しながら桃の認知度・売り上げ増を図ります。	産業振興課
甘草の里づくり推進事業	企業等と連携し、甘草などの生薬の試験栽培を進め、新たな特産品開発に取り組みます。	産業振興課

(4) 安全で安心な農産物の生産

ポジティブ制度*の遵守、減農薬・減化学肥料栽培の促進など、消費者のニーズにあった安全で安心な農産物の生産を推進するとともに、廃プラスチック類など農業関連廃棄物の適正処理・リサイクルの促進など、環境にやさしい農業を促進します。

主な事業	内容	課名
農薬分析調査事業	ポジティブリスト制度による残留農薬検査の実施により農業生産者を保護します。	産業振興課
農業用廃プラスチック処理対策事業	果樹生産の施設用促成栽培のために使用した農業用ビニール等の処理事業を行います。	産業振興課
農薬空瓶回収事業	農業生産物の育成時等に使用した、農薬等の空き容器回収事業を行います。	産業振興課

(5) 鳥獣害対策

農作物被害に対しては、野生動物の生態や防除のマニュアルの作成などによる個々での対応を促進するとともに、農家を中心とした地域・集落の住民が一体となった取り組みを促進します。金網、ネットなどの防護柵・電気柵の設置等防除対策強化と猟友会による駆除対策の実施など関係団体、関係機関との連携や支援の強化を図ります。

主な事業	内容	課名
有害鳥獣防護柵設置等工事事業	有害鳥獣からの被害を守るための防護柵設置事業を行います。	産業振興課
有害鳥獣駆除対策事業	猟友会各支部へ鳥獣の捕獲実績等により補助金交付事業を行います。	産業振興課
特定有害鳥獣保護管理事業	県の特定鳥獣保護管理計画に基づき個体数を調整することにより、被害の軽減を図ります。	産業振興課

(6) 都市との交流の促進

生産者と消費者との交流や、観光・交流事業との連携による農業の活性化に向け、グリーンツーリズム*や農業体験、市民農園等の取り組みを促進します。

主な事業	内容	課名
市民農園事業	野菜、花き等の栽培を通して、健康でゆとりある生活の実現を図ります。	産業振興課

* ポジティブ制度：農薬等の残留基準を設定し、これが定められていない農薬等を一定量以上含む農作物等の流通を原則として禁止する制度。

* グリーンツーリズム：農山村における滞在型の余暇活動。

(7) 計画的な森林施業・基盤整備の促進

林業従事者の確保・育成に努めるとともに、森林所有者の意識の高揚、合意形成を図りながら、森林組合を中心とした森林施業の協業化を図り、植林地の除間伐など計画的な森林施業を促進します。また、林道の整備など林業生産基盤の整備を促進します。

主な事業	内容	課名
林道の維持・管理	市営林道の機能確保のため、維持補修を行います。	農林土木課
新規林道の開設	源次郎線林道開設等、新規林道の整備を行います。	農林土木課

(8) 森林の保全・育成と総合的利用

森林の持つ水資源のかん養や災害の防止、保健休養機能などの多面的機能の持続的発揮に向けた森づくりに努めます。

主な事業	内容	課名
松くい虫防除対策事業	薬剤地上散布、衛生伐倒くん蒸、薬剤処理、樹幹注入等を行います。	産業振興課
公益的機能森林の保全管理事業	森林環境税等を利用し、森林の保全管理を図ります。	産業振興課
市有林整備事業	100haの市有林整備事業を行います。	管財課 産業振興課

■ 主な指標

指 標	説 明	現況値 (H23)	目標値 (H29)	関連 施策
新規就農者数	農業従事者の高齢化や耕作放棄地の増加防止のため農業等に従事する新たな担い手の数	24人	30人	(1)
認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、自主的に農業経営改善計画を作成し、市町村から認定を受けた農業者数	160人	180人	(1)
基盤整備面積	農業振興の推進を行うにあたる、ほ場整備と農道改良・排水路の整備面積	16.50ha	28.50ha	(2)
農道の補修箇所数	農道の補修工事を行った箇所	15箇所	20箇所	(2)
桃地産宣伝来客者数	桃産地消費宣伝活動イベントへの来客者数	7,845人	12,000人	(3)
甘草の栽培面積	甘草などの生薬の栽培面積	—	1ha	(3)
農薬分析調査数	ポジティブリスト制度による残留農薬検査の実施数	33回	➡	(4)
有害鳥獣防護策利用者	有害鳥獣防護策設置補助金申請の利用者数	117人	150人	(5)
市民農園区画数	市民に貸し出した農園の区画数	75	↗	(6)
林道の整備延長	市内17路線の林道について、整備を行った延長(m)	26,993m	27,822m	(7)
森林の育成活動	緑や森を育成するために行なった活動回数	7回	12回	(8)
農地流動化利用集積	農地の賃貸借・使用貸借面積	28ha	30ha	(8)
森林の間伐整備面積	伐期を迎えた樹木の間伐面積	120ha	140ha	(8)

■ 参画と協働の指針

市 民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・地産地消を進めます。 ・森林の保全活動などに参加します。 ・農村環境の保全に勤めます。 	<p>【農業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質が高く、安全な農産物を生産します。 ・環境保全型農業を進めます。 <p>【林業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林管理の促進（植林、間伐等）と経営の安定化を図ります。 <p>【農業関係団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者の経営改善を指導します。 ・安全な農産物づくりへの支援を行います。 <p>【林業関係団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林施業に対する情報提供や支援を行います。 ・森林施業の協業化を促進します。

第2節 ワイン産業

現状と課題

- 本市は、日本でのワイン醸造の発祥の地として130余年の歴史を誇り、現在は34社のワイナリーが立地しています。国内ワイン醸造量の約30%に当たるワインを醸造する日本有数の生産地として国内の知名度は高く、近年は世界的なワインシーンにおいてもKOSHU（甲州）の名が頭角をあらわすようになってきました。
- 地域資源を活用した代表的な地場産業の育成のため、ワインの品質審査会や、ワインセミナー、ワインオーナー制度などの消費拡大活動、ワインの原料であるぶどうの品質向上など、ワイン産業の振興に向けた取り組みを進めてきました。
- 近年、アルコール製品の多様化等により国内のワイン消費量は微減傾向にありますが、安価な輸入ワインの増加による価格競争の激化や、国内における新興産地の出現など、国際競争や産地間競争と直面しています。
- 原料であるぶどうの生産から醸造までつくり手のみえるワインへの取り組み、ワイン原産地呼称制度やぶどう生産者とワイン生産者の連携強化など個性的なワインづくりや品質審査会の充実などによってワイン品質の向上を図り、ブランドの確立を図る必要があります。
- ワイン産業は本市の誇る地域資源のひとつであり、PR活動により消費の拡大に努めるとともに、観光・交流をはじめ、他産業と連携した活用が求められています。

施策の目的

本市の特色であるワイン産業の振興のため、ワイン生産者をはじめ、ぶどう生産者、行政が連携して、さらなるブランド化と品質向上による消費拡大を図るとともに、ワインを地域の活性化やイメージアップを図るまでの戦略的商品と位置づけた施策を推進します。

施策の体系

ワイン産業

ワインの品質向上とブランド化の促進

PR活動の強化と消費拡大

市民や他産業との連携による振興

主要施策

(1) ワインの品質向上とブランド化の促進

ワイン品質の向上や甲州種ぶどうを核にしたワイン振興、甲州市原産地ワイン呼称制度の充実、ワイン品質審査会の実施などに取り組みます。また、日本固有の在来品種である甲州種ぶどうやワイン醸造専用品種の栽培を支援し、ワインのブランド化を促進します。

主な事業	内容	課名
甲州市原産地呼称ワイン審査会	原料ぶどうの原産地を消費者に保証することにより、ワインの供給と普及を促進し、市における良質なワイン原料ぶどうの生産拡大及びワイン産業の振興を図ります。	産業振興課
甲州市ワイン品質審査会	甲州市内のワインメーカーが醸造したワインの品質向上を図ります。	産業振興課

(2) PR活動の強化と消費拡大

果樹・ワインの振興や観光の拠点施設である「勝沼ぶどうの丘」を核として、県内外、海外への情報発信やPR活動を強化し、イベントの活用、消費地への出展活動の展開など販売と消費拡大を図ります。

主な事業	内容	課名
甲州市原産地呼称ワインティスティングツアー	原産地呼称ワインを広く情報発信します。	産業振興課
新酒まつり	新酒（ヌーボーウィン）をPRします。	ぶどうの丘
各種イベントの開催	年間を通じ、ワイン文化向上のためのイベントと同時に美術展等を開催します。	ぶどうの丘

(3) 市民や他産業との連携による振興

本市を代表する特産品であるワインについて、市民生活への浸透を図り、ワイン文化の醸成に努めます。

また、食とワインの研究や多彩なワインの取り組みなど、農業をはじめ、観光・交流産業など幅広い産業との連携によるワイン産業の振興を図ります。

主な事業	内容	課名
ワインを愉しむ会	甲州種ワインの消費拡大及び地場におけるワイン文化の日常化を図ります。	産業振興課
ワインゼミナール	市ワインの品質向上及び消費者啓蒙を図ります。	産業振興課

■ 主な指標

指 標	説 明	現況値 (H23)	目標値 (H29)	関連 施策
甲州市原産地呼称ワイン認証品数	甲州市内及び山梨県内で収穫されたぶどうを甲州市内の自社で醸造し、原料ぶどうの「原産地」を消費者に保証したワインの数	11種	20種	(1)
原産地呼称ワイン制度の認知度	原産地呼称ワイン制度への市民の認知度割合	—		(2)
ワインを愉しむ会への市内在住者参加割合	ワインを愉しむ会へ参加した市内在住者の割合	23.8%	50.0%	(3)

■ 参画と協働の指針

市 民	地域・団体・事業者
・ワインゼミナーなどに積極的に参加し、ワインと食文化について理解を深めます。	【事業者】 ・ワイナリーの技術力の向上とともに、ぶどう農家や地域との連携を図ります。

第3節 観光・交流

現状と課題

- 人々の暮らしと価値観が大きく変化する中で、観光ニーズもますます多様化、個性化する傾向にあります。特に参加・体験といった目的型観光へのニーズが進化する中で、これから観光地づくりには、こうした変化に柔軟に対応し、リピート客の増加に向けた魅力づくりが求められています。
- 本市は、日本百名山の大菩薩嶺をはじめとする秩父多摩甲斐国立公園エリアなどの山々や温泉、武田氏ゆかりの神社仏閣や遺宝をはじめ、国内有数の産地であるぶどうやモモ、サクランボなどの観光果実園、国産発祥の歴史を有するワインなど、多様な観光資源を有しており、四季折々の魅力にあふれた山梨県を代表する観光地のひとつとして、県外における認知度も高いものがあります。
- 年間約300万人にのぼる観光客の大半は、首都圏を中心とした日帰り客であり、道路・交通手段の発達による観光の広域化や国際化、周遊性や滞在・宿泊性、通年性の向上などが課題とされています。
- 観光ニーズが、消費型から体験参加、学習型へ進化する中、固有の歴史文化、自然や環境など、本地域が有する独自の個性や特色を最大限に生かし、宿泊者の増加に向け、滞在型の観光への移行の推進の為、宿泊施設などの整備も求められています。
- 「勝沼ぶどうの丘」は本市のシンボルとして、基幹産業である果樹・ワイン等の振興や観光の拠点として、さらには歴史文化など地域情報を発信する場所としてその役割を担っています。今後もリピーターや甲州市ファンを獲得する観光拠点としてまちづくりへの貢献が求められています。
- このほか市内には、大菩薩の湯、道の駅甲斐大和など、地域の拠点となっている公設の観光施設がありますが、サービスの向上と経費の節減のため、指定管理者制度など民間活力の導入を進めています。

施策の目的

観光をまちづくりととらえ、市民との協働により、観光・交流人口の増加による地域の活性化を図るため、地域資源の活用をはじめ、自然環境や景観、農作業や農村体験、各種イベントの開催のほか伝統文化や歴史遺産などを活用したツーリズムの推進により、通年型の観光地づくりを促進します。

■ 施策の体系

観光・交流

- エリアごとの個性化の推進
- 主要観光拠点の整備強化
- 市全域のネットワークの構築
- 文化の見える交流のまちづくりの推進
- 協働による受け入れ態勢の整備
- 効果的なPR活動の強化
- 広域化、国際化に対応した観光地づくりの推進

■ 主要施策

(1) エリアごとの個性化の推進

市内を、大菩薩周辺山岳エリア、桃源郷エリア、信玄の里エリア、ぶどうとワインの里エリア、歴史街道エリアなどにエリア分けし、既存資源のさらなる活用と新たな地域資源の発掘・整備、エリアの特色を生かしたイベントやあるくこうしゅう事業の実施など、それぞれの個性に磨きをかけて、より魅力ある観光地をつくります。

主な事業	内容	課名
大菩薩トレッキング	新緑の春と紅葉の秋に行う大菩薩トレッキングイベントを行います。	観光交流課
枯露柿づくり体験教室	冬のイベントとして特産の枯露柿づくり体験を行います。	観光交流課
エリア情報の発信	エリアごとの情報をホームページ等によりリアルタイムで発信します。	観光交流課

(2) 主要観光拠点の整備強化

エリアごとに観光拠点の整備充実を図り、受け入れ態勢の充実と情報の受発信機能の強化など各施設間の連携を強化します。

主な事業	内容	課名
フィットパス・トレッキング	コースの整備とマップ類の充実を図ります。	観光交流課
宮光園修復	近代産業遺産の修復、ワイン醸造資料の整理を行います。	観光交流課
ボランティアガイド養成	自然、果実、ワイン、史跡等の分野の養成講座を開設します。	観光交流課
大菩薩エリアの清掃	不法投棄ごみの収集、防止の啓発を行います。	観光交流課

観光拠点の充実強化	甘草屋敷、ぶどうの丘、道の駅等における観光機能を高めるとともに、大菩薩周辺の環境保全活動を継続して行います。	観光交流課
温泉施設の活性化	温泉施設におけるハードソフト両面の充実を図るとともに、情報の受発信等、観光機能の向上に努めます。	観光交流課
近代産業遺産整備	宮光園等、近代産業遺産の保存修復と活用を行います。ワイン醸造資料の保存整理及び公開を行います。	観光交流課

(3) 市全域のネットワークの構築

市全域のネットワーク化を進め、全域周遊ルートの構築、エリアごとの散策ルートの整備、案内マップや標識などソフト面の整備と駐車場やトイレ等のハード面の充実にも努め、重層的な観光地をつくります。

主な事業	内容	課名
ある～くこうしゅう	ゆっくり、のんびり市内を散策する、「歩く観光」を推進します。	観光交流課 生涯学習課 健康増進課
エリアごとのフットパスルート構築とマップづくり	地域の特性を生かしたフットパスルートの構築及びマップづくり、サイン整備を行います。	観光交流課

(4) 文化的見える交流のまちづくりの推進

武田史跡、ワインやころ柿づくりなどの伝統的地場産業、古民家など人々の暮らしの中で培われてきた伝統行事や特色ある農村文化、街道文化など、山梨県を代表する多くの歴史文化遺産をさらに生かした観光地をつくります。

主な事業	内容	課名
地域の歴史文化の再発見	ガイドツアーなどを通じて地域の埋もれた歴史文化や観光資源を再発見していきます。	観光交流課
音楽・アートによるまちづくり	拠点施設等を活用して音楽会や展示会などを開催し、地域の活性化を図ります。	観光交流課

(5) 協働による受け入れ態勢の整備

NPOやボランティアなど市民と地域、観光協会などとの協働により、祭りやイベントなどの活性化を図ります。また、地域や学校など生涯学習活動との連携を強化してもてなしの心を醸成し、イベント協力員、ボランティアガイドの養成など、受け入れ態勢の充実に努めます。

主な事業	内容	課名
武田勝頼公まつり	武田家最後の当主、勝頼公及び家臣団を偲ぶまつりを開催します。	観光交流課
ぶどうまつり	鳥居焼きをメインとするぶどうの収穫感謝のまつりを開催します。	観光交流課
フルーツマラソン大会	秋の甲州路を快走するマラソン大会を開催します。	観光交流課
武田陣中ほうとう祭り	紅葉に染まる秋の日川渓谷を舞台に、陣中食のほうとう等を振舞います。	観光交流課
ひな飾りと桃の花まつり	江戸・明治・大正・昭和各時代のひな人形と甲州をイメージしたつるし飾りを展示します。	観光交流課
ボランティアガイド養成	市内の歴史文化や自然等を案内するボランティアガイド養成講座を開設します。	観光交流課

(6) 効果的なPR活動の強化

ホームページ、モバイル、マスメディアから口コミまで、あらゆる情報の受発信機能を使って、観光の分野別、対象者の年代別等、効果的なPR活動を強化して誘客を促進します。また、顧客満足度の測定などフィードバックの強化も推進します。

主な事業	内容	課名
インターネット情報発信	市ホームページ及び観光協会ホームページから情報を発信します。	観光交流課
SNS*の活用	双方によるコミュニティ型ネットワークを活用して観光情報の受発信を行います。	観光交流課
フルーツ娘によるキャンペーン活動	県外キャンペーンへ参加し、市の認知度とイメージアップを図ります。	観光交流課
効果的な誘客宣伝活動	首都圏を中心に季節やテーマによるキャンペーン活動を展開します。	観光交流課
観光大使及び 観光モニターの活用	観光大使や観光モニターを委嘱して、観光PRを行うとともに、寄せられた意見提言を観光施策に生かします。	観光交流課

(7) 広域化、国際化に対応した観光地づくりの推進

県や観光団体、旅行代理店などと連携した広域的な誘客事業を展開します。

また、日本一のワイン産地、落葉果樹の産地としての特性を生かして、海外に向けたPR活動の展開や外国人観光客の受け入れ態勢の整備など国際化に対応した観光地づくりに取り組みます。

* ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。人と人との繋がりを重視するコミュニティ型のウェブサイト。フェイスブックやミクシーが有名。

主な事業	内容	課名
外国人観光客の受入れ	外国語版ガイドマップを作成します。	観光交流課
観光案内標識の整備	改修等に併せ観光案内標識にローマ字標記を推進します。	観光交流課
対外プロモーションの強化	やまなし観光推進機構と連携し、モデルコース、旅行商品の開発や営業促進等を積極的に推進します。	観光交流課

主な指標

指標	説明	現況値 (H23)	目標値 (H29)	関連施策
観光入込客数	主要観光施設への推計入込客数	3,258千人	3,420千人	(1)
観光拠点施設の整備率	観光拠点施設の修繕・整備状況	—	85%	(2)
フットパスルートの数	フットパスルートとして設定したコース数	8	10	(3)
新たな観光資源の数	新たに発掘した観光資源(ガイドツアーコース)の数	0	3	(4)
観光ボランティアガイド数	着地型旅行の推進、及びおもてなし態勢の充実のためのガイド数	32人	38人	(5)
イベント等の満足度	主なイベント等における参加者アンケートによる満足度	—	70%	(5)
ホームページのアクセス数	観光協会ホームページへのアクセス数	—	17万	(6)
対外プロモーション回数	インバウンド会議及びフォーラム研修の実施回数	—	3回	(7)

参画と協働の指針

市民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> 市民一人ひとりが市の自然や食文化など観光資源を理解し、甲州市をPRします。 もてなしの心の醸成に努めます。 イベント等に協力、参加します。 	<p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市の観光PR活動及び誘客活動など観光による市の活性化を推進します。 <p>【団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光協会は、観光振興に関する多面的な活動を行います。

第4節 商工業

現状と課題

- 商業は、豊かな消費生活を提供するだけでなく、人々の交流やにぎわいを生み出すものとして、まちづくりの上で重要な位置を占めています。しかし、全国的に中心市街地の空洞化の進展がみられます。
- 本市の商業は、古くから小売業を主体に近隣市町村を含む購買ニーズに応えてきましたが、車社会の一層の進展や消費者ニーズの高度化、多様化等を背景に、郊外の大型店等への購買力の流出が進み、高齢化や後継者不足とも相まって、取り巻く環境は一層厳しさを増しています。
- 商工会と連携しながら、経営意欲の高揚や経営体質の強化、サービスの向上等を促進していくとともに、市民及び事業者との協働のもとに本市の商業のあり方について検討を進めていく必要があります。
- 工業は、地域経済の発展はもとより、雇用の創出や研究・開発機能の強化など、重要な役割を担っています。
- 景気の地域間格差や国際競争の激化は、市内企業にも相当の影響を及ぼし、取り巻く情勢は厳しさを増しています。
- 商工会との連携のもと、今後とも既存企業の体質強化や経営の安定化に向けた支援を進めていくとともに、優良企業の誘致を進める必要があります。

施策の目的

にぎわいと活力あるまちづくりに向けて、市民及び事業者、商工業団体、行政が一体となって、商店街の活性化や商工業経営の近代化を進めます。また、既存企業の体質強化を促進するとともに、特産品づくりや新産業の創出への支援、優良企業の誘致を進めます。

施策の体系

商工業

- 商業、商店街のあり方の検討と商店街の活性化
- 商工業経営の近代化と体質強化の促進
- 特産品開発、新産業創出等への支援
- 企業・事業所の誘致

主要施策

(1) 商業、商店街のあり方の検討と商店街の活性化

郊外への大型店立地と市街地における商業振興など今後の本市の商業、商店街のあり方について商店街、商工会、行政が一体となって検討を進めます。また、事業者との協働のもと、商店街組織の充実・活性化を支援し、商店街の活性化を図ります。

主な事業	内容	課名
甲州市商店街空き店舗対策事業	空き店舗を利用し起業する方に経費の一部を補助し商店街の活性化を図ります。	産業振興課
商店街活性化支援事業	商店街に市内園児がデザインしたクリスマスツリーを飾り、集客を図ります。	産業振興課

(2) 商工業経営の近代化と体質強化の促進

商工会との連携のもと、経営の近代化を促進していくとともに、地域における商工業振興の核となる人材の育成をはじめ、商工業後継者の育成や商工振興資金融資制度を利用し、経営体質・基盤の強化を促進します。

主な事業	内容	課名
商工振興資金融資制度	市内商工者に低利の資金の融通を図り、企業の健全な発展に寄与します。	産業振興課

(3) 特產品開発、新産業創出等への支援

関係機関・団体との連携のもと、情報交換、技術交流の場や研修機会の提供、支援制度の整備などとともに農産物や観光資源など地域資源を活用した産業展開や新たな特產品の開発、起業化や新産業の創出を促進します。

主な事業	内容	課名
甲州市ブランド開発促進事業	商工会と連携し地域資源を活用した新たな商品開発・販路開拓を図ります。	産業振興課

(4) 企業・事業所の誘致

関係機関との連携のもと、情報収集に努めるとともに、税制などの優遇措置を検討し、本市の環境や立地条件に調和した、企業・事業所の積極的な誘致に努めます。

主な事業	内容	課名
甲州市企業立地促進産業集積区域における優遇措置	固定資産税を一定期間課税軽減します。	産業振興課

■ 主な指標

指 標	説 明	現況値 (H23)	目標値 (H29)	関連 施策
甲州市商店街空き店舗対策事業数	制度を利用した創業支援事業数	4 件	10 件	(1)
商工振興資金融資件数	商工振興資金融資制度を利用した事業者への融資件数（商工会事業も可）	6 件		(2)
甲州市ブランド商品開発件数	地域資源を活用した甲州市独自の商品開発件数	0 件	5 件	(3)
企業誘致説明会参加回数	企業誘致を目的とした説明会への参加回数（年間）	1 回	3回	(4)

■ 参画と協働の指針

市 民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・地産地消に努めます。 ・企業活動に理解を深め、地域における共存に努めます。 ・買い物と受発注は地元の事業所から購入するよう心掛けます。 	<p>【商店・商店街】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個店の近代化、顧客のニーズに合った魅力化と自助努力を行います。 ・組織の強化や商店街の環境整備を行います。 <p>【商工会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営指導など商工業振興に関する多面的な活動を行います。 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健全な経営を行います。

第5節 雇用・労働者福祉

現状と課題

- 産業のサービス化・情報化や経済のグローバル化等の進展による製造業の海外進出など、国内の経済環境は常に変化しており、わが国の産業・経済は変化に対応して行かなければなりません。
- 企業は従業員の削減や新規採用の抑制を行うなど、労働環境は足踏み状態が続いています。また正社員からパート社員へ、第2次産業から第3次産業へ雇用ニーズのシフトが進むなど、就業構造も大きく変わろうとしています。
- 雇用をめぐる情勢が依然として厳しい状況にある中、本市においても企業誘致や産業振興、市内企業への地元雇用の要請など雇用機会の確保・拡充に努めてきました。
- 今後も、県やハローワーク等関係機関との連携のもと、職業相談等の開催、高年齢者の能力活用、UJITアーン^{*}希望者への情報発信、若年労働者の地元就職、女性や障害者の雇用促進など就労対策に努めます。
- 企業への啓発等を通じて労働条件の向上や働きやすい環境づくりを促進するほか、女性や高齢者、障害者等の社会参加を促進するために雇用条件の向上に努めます。

施策の目的

すべての就業者が健康で快適に就業できる環境づくりに向け、雇用機会の確保及び雇用の促進、労働者福祉の充実に努めます。

施策の体系

雇用・労働者福祉対策

雇用機会の確保と地元就職の促進

労働者福祉の充実

* UJITアーン：U：出身地から地域外へ進学や就職のため都会に出た後、出身地に戻ること。

J：出身地から地域外へ進学や就職のため都会に出た後、出身地の近隣地域に戻ること。

I：出身地にかかわらず、住みたい地域を選択し、移り住むこと。

主要施策

(1) 雇用機会の確保と地元就職の促進

既存企業への支援など各種産業振興施策の積極的推進により雇用の場の拡充を目指すほか、県やハローワーク等関係機関や企業等との連携のもと、就職相談や情報提供、職業斡旋等を進め、若者の地元就職、UJターンを促進します。また、シルバー人材センターへの支援による高齢者の就労促進、女性や障害者の雇用促進に努めます。

主な事業	内容	課名
高齢者労働能力活用事業	シルバー人材センターを通じて高齢者の就労を支援していきます。	産業振興課

(2) 勤労者福祉の充実

中小企業労務改善協議会などの関係組織と連携し、労働条件の改善、勤労者が働きやすい環境づくりについての事業主への啓発等を進め、勤労者の保健、健康管理など福利厚生機能の向上に努めます。また、余暇活動のニーズに応えるため、市民海の家の開設をはじめ、文化・スポーツ・レクリエーションの場の充実や余暇情報の提供等に努めます。

主な事業	内容	課名
勤労感謝祭の開催	労務改善協議会と連携し勤続優良従業員を表彰し、勤労意欲の向上を図ります。	産業振興課

主な指標

指標	説明	現況値 (H23)	目標値 (H29)	関連 施策
就業相談等の回数	県・商工会等と連携して実施した就業相談会等の回数	1回	2回	(1)
労務改善協議会会員数	甲州市中小企業労務改善協議会への加入社数	29社	40社	(2)

参画と協働の指針

市 民	地 域・團 体・事 業 者
・研修会等に参加し、職業能力の向上に努めます。	【事業者】 ・事業所の福利厚生レベルを高めます。 ・雇用機会の創出と高齢者層や障害者、女性等の積極的な雇用を行います。

第2章 健やかに心ふれあう健康・福祉のまちづくり

第1節 子育て支援

現状と課題

- わが国では急速に少子高齢化が進行しており、労働力人口の減少をはじめ、年金、医療など社会保障への影響や家庭や地域における子どもの育成環境の変化など、社会全体に極めて深刻な影響を与えることが懸念されています。
- 本市には、公立保育所 7箇所、私立保育園 8箇所、また認定こども園 1箇所があり、保育業務を行っています。
- これまで少子化対策として、保育サービスの充実や保育施設の整備、児童クラブの設置、家庭における育児支援や健康管理などに取り組んできましたが、依然として出生率は低下傾向にあります。
- この原因として、核家族化による家庭の子育て機能の低下や地域における養育力の低下、結婚に対する価値観の変化による非婚、晩婚化と離婚の増加、育児と仕事の両立への不安・負担感、子育てそのものの不安の増大などが考えられます。
- 子育てにかかわる施策を総合的、計画的に推進するため、次世代育成支援地域行動計画に基づき、従来の取り組みに加え、さらなる施策の充実に努めています。
- 子育て家庭を市全体で支援していくという視点に立ち、市民一人ひとりが係わるとともに保健・福祉・医療・教育など、様々な分野での連携と、関連機関等が一体となって、家庭や地域の機能を支えるための多面的な子育て支援施策を積極的に推進していく必要があります。
- 24名の結婚相談員を委嘱して結婚相談についての意見・情報交換などを行い、相談や出会いの場づくりなどに取り組んでいます。

施策の目的

次世代を担う子どもたちや子育て進行中の家庭、働きながら子育てをする人たちが、安全でかつ安心して子どもを産み、育てることのできる子育てにやさしいまちの実現を目指します。

■ 施策の体系

子育て支援

- 総合的な子育て支援の推進
- 保育サービスの充実
- 地域における子育て支援の充実
- 子どもと親の健康づくり（母子保健の充実）
- 子育ての経済的負担適正化への取り組み
- 子どもの安全の確保
- ひとり親家庭福祉の充実

■ 主要施策

(1) 総合的な子育て支援の推進

次世代育成支援地域行動計画に基づき、相談・教育・情報提供体制の充実を図り、地域の実情や時代に即応した安心して子育てができる施策を推進していきます。

主な事業	内容	課名
次世代育成支援地域行動計画推進事業	次世代育成支援地域協議会及び推進本部等で、子育てに関する実施計画の目標値の設定や進捗状況調査を行い、目標値が達成できるよう支援し、子どもを安心して産み育てることのできる社会の実現を目指します。	子育て支援課

(2) 保育サービスの充実

一時預かり保育・休日保育、延長保育や病後児保育など多様なニーズに応じた保育サービスの提供とともに、保育所の充実や保育施設の適正配置を検討し、その整備を図ります。

主な事業	内容	課名
保育対策等促進事業	休日保育・病後児保育・延長保育事業を実施することで、保護者の子育てにおける負担の軽減や仕事と子育ての両立支援など安心して子育てができる環境づくりを推進します。	子育て支援課
特別保育推進事業	保育所において乳幼児を預かる特別保育を推進し、保育ニーズに即応した保育体制を確立するとともに児童福祉の向上を推進します。	子育て支援課
保育施設の充実と統廃合の検討	保育施設の適正規模・適正配置を推進するため、老朽化施設の見直し、分園化や統廃合等の必要な措置を講じます。	子育て支援課

市内保育所（園）園庭 芝生化促進事業	園庭を芝生化により緑化し、園児が心身ともに健康に育成する保育環境の整備を推進します。	子育て支援課
認定こども園事業	就学前の子どもに幼児教育・保育を一体的に実施することにより、新たな保育ニーズに対応する子育て支援を進めます。	子育て支援課
保育所地域活動事業	保育園において地域の高齢者等を招く等、三世代交流を推進し、保育の充実と地域福祉の向上を図ります。	子育て支援課
一時預かり事業	保育需要の多様化に伴い、一時的に家庭での保育が困難な場合に子どもを保護者から預かり、保育者の心理的・身体的負担を軽減し、安心して子育てができる環境の整備を図ります。	子育て支援課

（3）地域における子育て支援の充実

児童クラブの設置をはじめ、親同士の交流の場づくりに向けたつどいの広場の開設、子育てサークル・サロン等の活動支援、「子育てガイドマップ」の作成・配布など地域における多様な子育て支援の充実に努めます。

主な事業	内容	課名
子育てサークル活動支援事業	就学前の乳幼児を子育てする親で組織されるサークルや、民生主任児童委員が運営している子育てサロンの活動を助成し、保護者の子育てに対する不安の解消や地域での子育ての活性化を推進します。	子育て支援課
ファミリーサポート事業	育児の手助けを必要としている依頼会員と手助けができる協力会員を結び、会員同士による援助活動を支援することにより、地域で子育てがしやすい環境づくりを進め、子育て家庭を支援します。	子育て支援課
地域子育て支援拠点事業	地域において未就学児童とその保護者を対象に集いの場を提供し、参加者相互の交流を促進する地域子育て支援センター事業の運営を補助します。子育てサークルの育成や支援、育児講座等の実施により、児童の健やかな育ちを促進します。	子育て支援課
児童クラブ利用料減免助成事業	公設の児童クラブと同様に民営児童クラブでも利用料の減免が行えるよう、減免分の助成を行い運営の適正化を図ります。	子育て支援課
児童センター等運営事業	児童センターでは地域の未就学児童とその親が情報交換や子育てについて相談するなどの交流の場を提供します。児童クラブでは、放課後等に小学校1年生から3年生までの児童に対し、家庭に代わる生活の場を提供し、児童の健全な育成と安全確保を図ります。	子育て支援課

子どもフェスタ開催事業	地域住民と子育て支援団体及び行政との協働による親子参加型のイベントを開催し、育児に関する情報提供や保護者の交流の場を設け、地域の子育て支援を実践します。	子育て支援課
養育支援訪問事業	乳児（妊娠期～1才頃）の養育が困難で子育てに関する不安や孤立感を抱える家庭に、保健師、助産師、ヘルパー等を派遣し家事の支援や子育てに関する技術的な支援を行い、子育ての不安や虐待のリスクを軽減します。	子育て支援課

（4）子どもと親の健康づくり（母子保健の充実）

安全かつ快適な妊娠・出産・子育ての支援及び育児不安の軽減に向けた相談支援体制を強化するとともに、助産師、保健師による訪問支援、育児学級の開催、食育の推進に努めます。

主な事業	内容	課名
乳幼児健診事業	3ヶ月・7ヶ月・1歳6ヶ月・3歳・5歳児等の健康診査を行います。	健康増進課
乳幼児すこやか発達相談事業	発達に関する専門相談と育児相談を行います。	健康増進課
母親学級の開催	妊娠・出産・育児の知識や制度の学習・仲間作りの場を提供します。	健康増進課
乳幼児学級の開催	育児の知識や制度の学習・育児相談・仲間づくりの場を提供します。	健康増進課
妊産婦新生児訪問事業	妊娠中と新生児期に保健師、助産師が2回訪問し健康指導を行います。	健康増進課
ママの安心テレホン事業	妊産婦の不安解消のための電話相談を行います。	健康増進課
乳児家庭全戸訪問事業	保健師による2ヶ月児の全戸訪問を行います。	健康増進課
乳幼児継続支援事業	育児上の問題を抱えた保護者に対し保健師による継続した健康支援を行います。	健康増進課

（5）子育ての経済的負担適正化への取り組み

子育てに関する経済的負担の適正化を図るため、保育料の適正設定、不妊治療費の助成、第3子以降の出産祝い金の支給等の子育て家庭の経済的負担適正化への取り組みを推進し、さらにこども医療費助成についても継続します。

主な事業	内容	課名
出産・入学祝金支給事業	第3子以降の児童の出産、ひとり親家庭の児童が小中学校に入進学する際に祝い金を支給します。	子育て支援課
児童手当支給事業	中学生までの児童を養育する家庭に児童手当を支給します。	子育て支援課

赤ちゃんすくすく支援事業	乳幼児の保護者に最長1年間ベビーベッド、シートなどを貸与します。	子育て支援課
子ども医療費助成事業	児童の健康保持のため医療費の助成を行い、保護者の経済負担の軽減と疾病の早期発見・治療により児童の健康増進を図ります。対象年齢は小学校6年生まで（入院に限り中学3年生まで）。	子育て支援課
不妊治療助成事業	不妊に悩む方に不妊治療費の一部を助成します。	健康増進課

（6）子どもの安全の確保

市民、関係機関等が一体となって、子どもを事故や犯罪等の被害から守るための見守り活動を推進するとともに、児童虐待防止に努めます。

主な事業	内容	課名
児童虐待防止 ネットワーク事業	市要保護児童地域対策協議会において、児童の通告・相談を実施し、関係機関の連携による適切な相談業務や虐待の早期発見を行い、児童虐待の防止を図ります。	子育て支援課

（7）ひとり親家庭福祉の充実

ひとり親家庭の生活相談に応じ、各種福祉制度の活用を進めています。

主な事業	内容	課名
児童扶養手当支給事業	ひとり親又は両親に養育されていない児童の養育者に手当を支給し、生活の向上を図ります。	子育て支援課
ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭の親と児童が病気やけがで通院・入院した際に負担した医療費保健負担分を助成し、児童の健全育成と生活の安定を図ります。	子育て支援課
母子家庭自立支援給付事業	ひとり親家庭の経済的自立を促進するため、就職に必要な職業訓練や教育訓練等の技能を取得するための支援として、給付金を支給します。	子育て支援課

主な指標

指 標	説 明	現況値 (H23)	目標値 (H29)	関連 施策
次世代育成支援地域行動計画推進事業の達成率	全体計画の目標達成率	50%	100%	(1)
延長保育実施保育所の割合	公立 7 園、私立 8 園での延長保育実施の保育所（園）の割合	100%	100%	(2)
保育所(園)待機児童数	保育所（園）の待機児童の数	0 人	0 人	(2)
私立保育園入園率	私立保育園の定員に対する入園の割合	110.6%	100%	(2)
公立保育所入所率	公立保育所の定員に対する入所の割合	54.9%	80.0%	(2)
ファミリーサポートセンター利用件数	サポートセンターを通じての児童の預かり依頼件数	142 件	205 件	(3)
1回当たりの親子遊び教室参加者数	児童センター等で開催する乳幼児と親を対象とした親子遊びの参加者数	10 人	16 人	(3)
自由な遊び場開放事業の一日平均利用者数	地域子育て支援センター等の利用者数	14 人	18 人	(3)
養育支援訪問回数	助産師、ヘルパーの養育援助家庭等への訪問回数	45 回	60 回	(3)
マタニティクラスの参加者割合	マタニティクラス対象者に占める参加者の割合	29%	70%	(4)
ベビーベット等の貸し出し件数	赤ちゃんすくすく支援事業におけるベビーベット、シート、バスの貸与件数	81 件	95 件	(5)
乳幼児・児童虐待対応件数	市における児童虐待対応件数	27 件	15 件	(6)
母子、父子相談件数	ひとり親家庭の母子自立支援員、母子相談員への延べ相談件数	400 件	480 件	(7)

参画と協働の指針

市 民	地 域・団 体・事 業 者
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの健全育成のため、家庭の養育力の向上を図ります。 ・愛情と責任を持って子育てを行います。 	<p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域での見守り活動や子育て支援など健全な子どもが育つ環境づくりに努めます。 ・保育所、幼稚園、学校、地域、家庭の連携を強化し、子どもたちと地域が交流する機会の創出に努めます。 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業の取得や子育て後の女性が再就職しやすい環境をつくります。

第2節 健康づくり

現状と課題

- 少子高齢化が急速に進行する中で、健康に対する人々の関心は一層高まると共に多様化しており、一人ひとりの主体的な健康づくりに向けた環境整備が求められています。
- 本市では、各種健康診査や健康教育・相談などの保健事業の実施、健康づくり推進協議会を中心とした「チャレンジプラス 1,000 歩事業」の実施など、市民の健康の保持・増進を目指した各種施策を積極的に推進しています。
- 「手ばかり」を使った食生活改善推進活動、食育推進計画に基づく食育の推進など「食」からの健康づくりに積極的に取り組んでいます。
- 食生活や生活様式の変化等に伴い、糖尿病等の生活習慣病が増加し、医療費が年々増大しています。医療保険者に義務化されている特定健診、特定保健指導を中心に糖尿病予防に重点をおいた事業を推進します。
- 生活習慣病予防のため、健診・保健指導体制の充実をはじめ、各種保健事業の充実が求められています。
- 少子化が進む中で、子どもを安心して生み、健やかに育てるための母子保健事業を推進します。
- 社会の複雑化に伴う精神保健福祉に対するニーズの高まりへの対応等が求められています。
- 健康づくりの指針となる健康増進計画の策定のもと、健康寿命の延伸と健康格差の縮小などの課題解消が求められています。疾病の発症予防と重症化予防に向けて、市民の健康意識の高揚と主体的な健康づくりの促進を基本に、人生の各期に応じたきめ細かな保健サービスの提供に努める必要があります。
- 市民が主体的に健康づくりに取り組み、地域に根ざした活動を進めるために、相互扶助関係やネットワーク化（ソーシャルキャピタル[†]）に努めることが求められます。

施策の目的

市民一人ひとりの健康寿命の延伸を図るため、市民の自主的な健康づくり活動を促進するとともに、人生の各期に応じたきめ細かな保健サービスの提供に努めます。

[†] ソーシャルキャピタル：地域に根ざした信頼や社会規範、ネットワークといった社会関係資本のこと。

■ 施策の体系

健康づくり

- 健康増進計画に基づく健康づくりの推進
- 食育の推進
- 母子保健の充実（こどもと親の健康づくり）
- 生活習慣病予防の推進
- 感染症対策の推進
- 精神保健福祉の充実

■ 主要施策

（1）健康増進計画に基づく健康づくりの推進

第1次甲州市健康増進計画に基づき、運動習慣の推進、食生活の改善、生活習慣病の予防などの健康づくり施策を総合的、計画的に進めます。そのため、健康づくり推進協議会等、関係団体・関係部門と連携し、市民の主体的な健康づくりを推進します。

主な事業	内容	課名
健康増進計画の推進	生活習慣病予防を中心とした市民の健康全般に関する行動計画です。平成21年度から平成30年度の10年間とし、平成26年に中間評価と見直しを実施します。	健康増進課
健康づくり推進協議会	各組織・団体を中心に、健康増進計画の推進、健康づくり事業の周知啓発を行います。	健康増進課
保健環境委員会	市民の健康増進のため、健康診断希望調査の実施協力及び健康診断への受診勧奨を行います。	健康増進課
その他地区組織活動	神金健康推進会、奥野田健康づくりの会、他健康づくりに関連する自主組織への支援を行います。	健康増進課

（2）食育の推進

心身の健康を増進する健全な食生活の実践に向けて、第2次甲州市食育推進計画に基づき、食育推進会議など推進体制の充実を図るとともに、食生活改善推進員を中心とした「手ばかり」を使った食生活の改善など、関係団体・関係部門と連携して食育の推進を図ります。

主な事業	内容	課名
食育推進計画	第2次食育推進計画（平成24年度から平成28年度）の推進と評価を行います。第3次食育推進計画（平成29年度から平成33年度）の策定を行います。	健康増進課 関係各課

食育推進会議	食育推進計画の策定と推進を行います。	健康増進課 関係各課
食生活改善推進員会	食生活改善推進員の養成及び委嘱を行います。地域における食生活改善推進活動を実施します。	健康増進課
塩山式手ばかりの推進	食生活改善推進員会を中心とした「手ばかり」を活用した食生活の改善を進めます。	健康増進課 関係各課
食育の啓発・情報発信	楽しい食卓作りなど世代を超えた共食の推進等をマスメディアや広報等を通じて紹介します。	健康増進課 関係各課

(3) 母子保健の充実（子どもと親の健康づくり）

母性の出発点である思春期や妊娠期から、出産・育児までの一貫した子育て支援をするため、健康診査、健康相談・訪問指導、健康教育などの各事業の一層の充実に努めるとともに、関連部門が一体となって安心して子どもを産み育てられる環境づくりに総合的に取り組みます。

主な事業	内容	課名
乳幼児健診事業	3ヶ月・7ヶ月・1歳6ヶ月・3歳・5歳児等の健康診査を行います。	健康増進課
乳幼児すこやか発達相談事業	発達に関する専門相談と育児相談を行います。	健康増進課
母親学級の開催	妊娠・出産・育児の知識や制度の学習・仲間作りの場を提供します。	健康増進課
乳幼児学級の開催	育児の知識や制度の学習・育児相談・仲間づくりの場を提供します。	健康増進課
妊産婦新生児訪問事業	保健師、助産師が2回訪問し、健康相談を行います。	健康増進課
ママの安心テレホン事業	妊産婦の不安解消のための電話相談を行います。	健康増進課
乳児家庭全戸訪問事業	保健師による2ヶ月児の全戸訪問を行います。	健康増進課
乳幼児継続支援事業	育児上の問題を抱えた保護者に対し保健師による継続した健康支援を行います。	健康増進課

(4) 生活習慣病予防の推進

生活習慣病予防に向けた健診・保健指導の実施をはじめ、がん検診、歯周疾患検診等各種健診の充実と受診率の向上を図ります。また、健康教育及び健康相談・家庭訪問等を通じ、生活習慣改善に向けた個別支援の実施など支援体制の充実を図ります。

主な事業	内容	課名
基本健診	20歳から39歳、75歳以上の方の問診・身体計測・血圧測定・血液検査・尿検査・医師の診察等を行います。	健康増進課

特定健診・特定保健指導	40歳から74歳で国民健康保険加入の方に上記内容の健診及び保健指導を行います。	国保年金課 健康増進課
健診結果説明会	健康診断を受けた方に対し健診結果にもとづく健康相談を行います。	健康増進課
がん検診	胃がん、大腸がん、肺がん、肝臓がん、乳がん、子宮がん等の検診を行います。	健康増進課
歯周疾患健診	市から発行する助成券で歯科医院での歯周疾患の健診を行います。	健康増進課
ヘルスアップ教室	糖尿病の発症予防を目的とした教室を行います。	健康増進課
チャレンジプラス 1,000歩事業	健康増進計画の柱の一つ「まめにからだを動かす」を目標に生活活動量をあげ継続維持することで、生活習慣病の予防を行います。	健康増進課

(5) 感染症対策の推進

県・保健所・医療機関との連携のもと、感染症の対策に取り組みます。各種予防接種の安全な実施をはじめ、新型インフルエンザ対策等の構築、市民に向けて感染症の予防策に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

主な事業	内容	課名
新型インフルエンザ行動計画の策定	新型インフルエンザの発生に備え、行動計画等の見直しを行います。発生時において市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小になるよう計画の推進をします。	健康増進課 関係各課
予防接種事業	定期予防接種（BCG、不活化ポリオワクチン、3種混合、4種混合、麻疹、風疹、日本脳炎、ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんワクチン等）を医療機関との連携で安全に実施していきます。任意予防接種（子どものインフルエンザ等）を医療機関との連携で安全に実施していきます。	健康増進課

(6) 精神保健福祉の推進

精神保健福祉についての正しい知識の普及に努めるとともに、心の健康づくりを推進します。

主な事業	内容	課名
こころの健康づくり	こころの健康づくり普及啓発を行います。	福祉課 健康増進課
こころの健康相談	精神科医師・臨床発達心理士によるこころの専門相談、精神保健福祉士・保健師による精神保健福祉相談、健康なんでも相談を行います。	福祉課 健康増進課
自殺予防対策	国・県と連携した自殺予防活動を推進します。	福祉課 健康増進課

■ 主な指標

指 標	説 明	現況値 (H23)	目標値 (H29)	関連 施策
健康づくりを推進する市民の割合	主体的に健康づくりに取り組んでいる市民の割合	—		(1)
野菜の摂取状況	毎日野菜を食べている人の割合	60.7%	80%	(2)
母乳育児の推進	3ヵ月児の母乳育児の実施割合	76.0%	78%	(3)
乳幼児健診の状況	乳幼児健診受診率	99.6%	100%	(3)
がん検診の受診率の向上	各種がん検診の受診率	—	40%	(4)
成人の活動量	1日の平均歩数	男5,755歩 女5,793歩	男6,755歩 女6,793歩	(4)
定期予防接種の接種率	生後7歳半までの間に定期接種を完了する子どもの割合	80%	90%	(5)
自殺の状況	自殺による死亡状況（年間死亡数）	4人	0人	(6)

■ 参画と協働の指針

市 民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり推進協議会・保健環境委員会と連携し、健診受診率向上を図っていく。 ・保健環境委員会並びに保健環境推進員との協働により、市民の健康意識の高揚に努める。 ・食育推進会議・食生活改善推進委員会との協働により食育の推進を行っていく。 ・神金健康推進会、奥野田健康づくりの会と連携し主体的な健康づくりを行っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康増進計画の推進について、関係各課と連携し、計画の具体的な推進を図る。 ・食育推進庁内会議を中心に各分野において主体的に食育が推進されるよう働きかける。 ・教育委員会・保育所・福祉介護課と連携し、母子等の困難事例への支援を行う。 ・新型インフルエンザ行動計画について府内及び関係機関との連携体制作りを行う。

第3節 医療

現状と課題

- 少子高齢化の急速な進行とともに医療ニーズはますます高度化、多様化してくることが予想されています。また、医療制度改革により、在院日数の短縮化が図られ、在宅医療のニーズが増加しています。
- 本市には、病院2施設、一般診療所16施設、歯科診療所13施設の医療施設があり、医療サービスが提供されています。
- 市立勝沼病院及び市国保直営大藤診療所は、不採算地域での医療の確保を目的に設置しており、一之瀬高橋地域への出張診療なども含め地域医療の充実に努めています。
- 医療サービスに対するニーズの高度化、多様化、救急医療ニーズに対応し、市内外の医療機関や保健・福祉機関との連携・協力体制の一層の強化を図り、地域医療体制の充実を進めていく必要があります。
- 塩山市民病院との連携を図り、在宅療養のスムーズな移行を図っています。

施策の目的

医師会等との連携を図り地域医療体制の充実を進めます。また、広域的な連携を図り医療ニーズの高度化、多様化に対応できる体制作りを進めます。
市民が安心して医療が受けられるよう医療情報の提供に努めます。

施策の体系

医療

市内医療機関の診療内容の充実と連携の促進
救急医療・災害時医療体制の充実

主要施策

(1) 市内医療機関の診療内容の充実と連携の促進

医師会等との連携のもと、医療ニーズに対応できる市内医療機関の診療内容の充実、在宅医療の充実等に努めるとともに峡東保健福祉事務所を始め近隣市との連携、協力による地域医療体制の充実を図ります。

主な事業	内容	課名
医師会等との連携促進	甲州市医師会、歯科医師会と連携を図りながら、適切な医療サービスが提供できる医療体制の充実に努めます。	健康増進課
医療情報の提供	市民や関係機関・団体に対し、地域における保健、医療情報の提供に努めます。	健康増進課
訪問看護ステーション事業	介護保険対象外となる年齢の重度障害者や難病等医療的支援を必要とする方に対して、健康保険法・高齢者医療制度に基づく訪問看護を行います。	介護支援課

(2) 救急医療・災害時医療体制の充実

峡東保健福祉事務所をはじめ、東山梨消防本部など関係機関と連携して、救急・休日・夜間医療の充実、大規模災害時医療体制の整備促進を図ります。また、小児救急医療体制、救急医療情報システムの整備など広域連携を図って行きます。

主な事業	内容	課名
休日夜間急患診療体制運営事業	峡東地域保健医療推進委員会を中心とした休日夜間急患診療体制、「輪番型」「在宅型」「つめる方式」の体制整備を図ります。	健康増進課
小児救急医療事業	県内2箇所に設置されている小児救急医療センターにより、小児を対象とした救急医療体制が図られています。	健康増進課
周知啓発事業	救急医療に関する市民の正しい認識と理解を深めるため、市民に周知・啓発を行います。	健康増進課

主な指標

指標	説明	現況値 (H23)	目標値 (H29)	関連施策
地域医療施設の充実や救急体制の満足度	まちづくりアンケート調査現状評価 (加重平均値)	0.01	0.22	(1)(2)

参画と協働の指針

市民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> 相談できるかかりつけの医者を持ちます。 適正受診に心掛けます。 子供の病気・救急法等について学び、適正に対応できるよう心掛けます。 	<p>【医療機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全で質の高い医療を提供します。 医療機関相互の連携による効率的な医療を提供します。

第4節 地域福祉

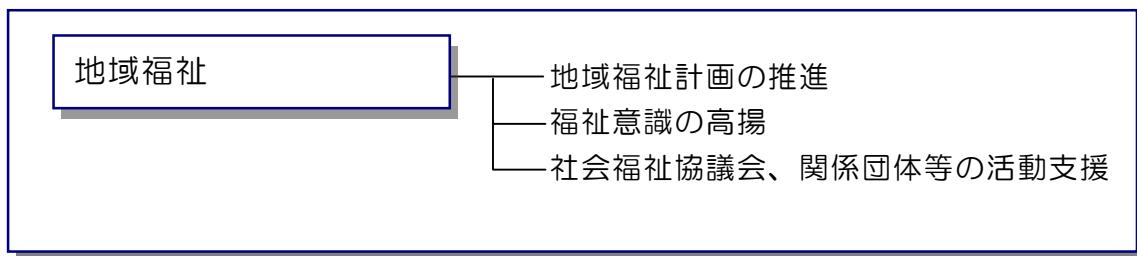
現状と課題

- 少子高齢化の急速な進行に伴い、家族形態に変化がみられ、地域社会においても共同体としての意識や支え合いの機能が希薄になっています。だれもが住み慣れた地域で、安心して健康に暮らし続けたいと願っており、そのためには、地域社会に住む一人ひとりが、お互いに思いやりを持って助け合う関係づくりが求められています。
- 本市では、社会福祉協議会が地域の高齢者や障害者等に対する幅広いサービスや事業を行い、地域福祉活動の中核的な役割を担っているほか、社会福祉協議会と民生・児童委員、ボランティア団体等とが連携し、地域に密着した様々な活動を展開しています。
- 今後、少子高齢化はさらに急速に進行し、援助を必要とする高齢者や障害者等が増加し、地域における福祉ニーズはますます増大・多様化することが見込まれます。
- 地域福祉を総合的に推進するための地域福祉計画を策定し、ノーマライゼーション*の理念の啓発・広報活動を推進し、より多くの人々の福祉活動への参画を促進し、地域で支え合う福祉体制をつくり上げていく必要があります。
- また、2箇所の福祉センターは指定管理制度を導入し、経営の改善・向上を図りながら、市民の健康と福祉の増進に努めています。

施策の目的

すべての市民が住み慣れた地域で支え合いながら安心して暮らせるよう、社会福祉協議会や関係団体等の活動を支援するとともに、市民一人ひとりの福祉意識の高揚を図ります。

施策の体系



* ノーマライゼーション：すべての人が等しく生きる社会の実現。

主要施策

(1) 地域福祉計画の推進

地域福祉を総合的に推進するため、福祉サービスの利用促進や市民参画の促進に向けた地域福祉計画を推進します。

主な事業	内容	課名
地域福祉計画の推進	市民誰もがそれぞれ自分らしく、安心していきいきと暮らすことができるよう、地域福祉力を高める方向性、ビジョンを掲げ、その実現のための必要な施策を推進します。平成21年度から平成25年度の5年間とし、平成25年度に見直しを実施します。	福祉課

(2) 福祉意識の高揚

広報・啓発活動や福祉教育の推進、高齢者や障害者等と地域住民との交流事業の展開等を図り、市民の福祉意識の高揚に努めます。

主な事業	内容	課名
福祉のまちづくり事業 (社会福祉協議会委託事業)	地域福祉啓蒙活動事業、世代間交流事業、こうしゅう福祉祭り、老人趣味のグループ活動などを行います。	福祉課
福祉のまちづくり事業 (老人クラブ連合会委託事業)	老人生きがいバス事業、老人スポーツの集い事業、ことぶきマスター実践発表・交流会などを行います。	福祉課
福祉のまちづくり事業 (身体障害者福祉社会委託事業)	視覚障害者歩け歩け大会、障害者スポーツ活動、身体障害者研修事業などを行います。	福祉課

(3) 社会福祉協議会、関係団体等の活動支援

社会福祉協議会をはじめ、民生・児童委員、各種関係団体の活動支援に努め、地区公民館等を拠点に高齢者などが地域で交流できる各種福祉活動の活発化を促進します。

また、福祉ボランティアの育成、NPO*の活動を支援します。

主な事業	内容	課名
社会福祉協議会12支部活動費補助	市内社会福祉協議会12支部に地域支部の活動費として補助しています。	福祉課
社会福祉協議会職員人件費補助	社会福祉協議会職員人件費を補助します。	福祉課
ボランティアセンター運営事業補助	ボランティアセンターが運営する広報啓発事業、相談登録斡旋事業、研修事業の3つの事業費を補助します。	福祉課

* NPO：民間非営利団体

■ 主な指標

指 標	説 明	現況値 (H23)	目標値 (H29)	関連 施策
福祉ボランティア 参加者割合	福祉に関するボランティア活動へ参加したことのある市民の割合	33.7%	44.5%	(1)
老人クラブ会員数	老人クラブの会員となっている市民の人数	2,226 人		(2)
福祉ボランティア 団体数	福祉ボランティア団体の登録団体数	19	25	(3)
社会福祉協議会 ボランティア登録者数	社会福祉協議会ボランティア登録者数	257 名	340 名	(3)

■ 参画と協働の指針

市 民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・地域における身近な福祉活動やボランティア活動への理解を深め、積極的に参加します。 	<p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティとして、民生委員やボランティアと適切な役割分担のもと、地域の高齢者、障害者、子ども、生活困窮者に対する支援活動を主体的に行います。 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉に貢献しやすい環境づくりに勤めます。 <p>【社会福祉協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動計画を推進します。

第5節 高齢者施策

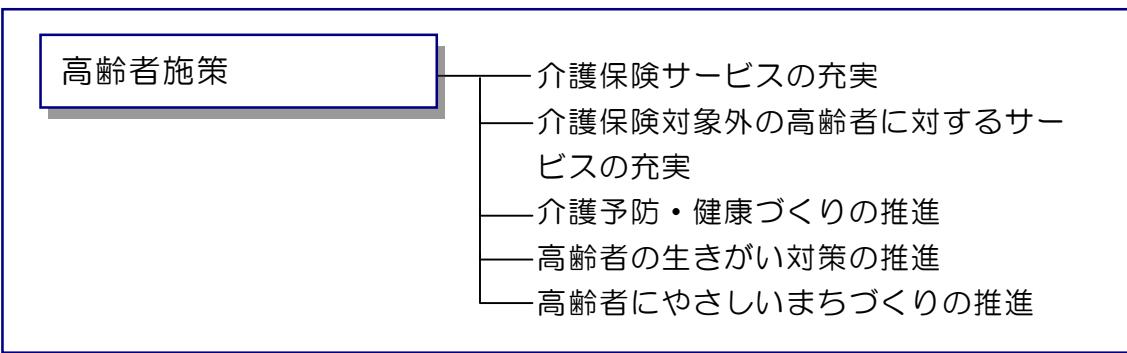
現状と課題

- わが国では、団塊の世代がすべて高齢期に入る平成27年頃には、高齢者人口が急激に増加し、これまでの状況をはるかに超えた高齢社会を迎えることが予想されています。
- 本市においては、65歳以上の高齢者が29.4%（平成24年10月1日現在）と高齢化が進んでいます。これに伴い寝たきりや認知症などにより介護・支援を必要とする高齢者の増加、介護の程度の重度化・長期化、ひとり暮らし高齢者の増加、女性の社会進出に伴う家族介護力の低下など、高齢者施策の充実は引き続き市全体の大きな課題となっています。
- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護予防を重視した施策を展開しているとともに、高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進、健康づくりの推進などに取り組んでいます。
- 高齢者の多くは、住み慣れた地域で安心して生活し続けられることを望んでいることから、地域包括支援センターを中心に在宅サービスの充実はもとより、要介護等の状態とならないための介護予防対策の推進が重要となっています。
- 在院日数の短縮化が進む中、医療的管理が必要な方の在宅療養が課題となっています。訪問看護ステーションでは、住み慣れた家で快適な療養生活が送れるよう一人ひとりの状態にあわせた訪問看護サービスや居宅介護支援を提供しています。
- 高齢者保健福祉・介護施策全般の一層の内容充実を図り、すべての高齢者が健康で生きがいをもち、安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

施策の目的

高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいきと安心して暮らすことができる地域づくりを目指し、介護予防を柱とした各種施策を総合的、計画的に推進します。

施策の体系



主要施策

(1) 介護保険サービスの充実

各種介護保険サービスの充実に努めるとともに、地域包括支援センターを中心として、地域における「総合相談・支援」、「介護予防マネジメント」、「包括的・継続的マネジメント」を実施し、介護予防サービス及び地域支援事業の円滑な提供・実施を図ります。

主な事業	内容	課名
居宅サービス事業	介護保険法による居宅介護サービス事業者として訪問看護事業を、介護予防サービス事業者として介護予防訪問看護の提供を行います。	介護支援課
居宅介護支援事業	介護保険法に基づく居宅介護支援事業を行います。	介護支援課

(2) 介護保険対象外の高齢者に対するサービスの充実

介護保険対象外の高齢者に対する介護予防・生活支援に向けた各種保健福祉サービスの充実に努めます。

主な事業	内容	課名
配食サービス事業	在宅で生活している食事の支度等が困難な者に食事を定期的に配食することにより、健康を保持し、また、利用者の安否の確認を行います。	介護支援課
訪問理美容サービス	在宅高齢者のうち、身体状況等により理容院・美容院にいけない者に、居宅で理容のサービスを受けられるようにし、在宅高齢者の生活の質の向上を図ります。	介護支援課
らくらくお出かけサービス	在宅高齢者（前年所得税非課税世帯）で、身体状況等（老衰、心身の障害、傷病等）により一般的な交通機関（バス、鉄道）を利用し難い者にタクシー券の交付により外出支援サービスを提供し、閉じこもりがちな在宅高齢者の積極的な社会参加を促進することで生活の質の向上を図ります。	介護支援課
軽度生活援助サービス	在宅の一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に軽易な日常生活上の援助を行うことにより、自立した生活の継続を可能とするとともに、要介護状態への進行を予防します。	介護支援課
高齢者日常生活用具給付事業	要援護高齢者や一人暮らし高齢者（生活保護世帯又は生計中心者が所得税非課税世帯）に日常生活用品（火災報知機、電磁調理器）を給付することにより日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資します。	介護支援課

甲州市介護用品 支給サービス事業	在宅で寝たきりや認知症の高齢者に介護用品等を支給することにより、介護を行っている家族を援助します。 (常時失禁状態の者で概ね毎月5千円以上の介護用品が必要で、市民税非課税世帯、要介護4以上の者。)	介護支援課
在宅介護特別支援事業	一ノ瀬高橋地域への介護保険上乗せサービスを行います。	介護支援課

(3) 介護予防・健康づくりの推進

保健・医療・福祉の連携を強化し、介護予防に向けた健診及び保健指導の充実など保健サービスの提供に努めるとともに、総合的な高齢者の健康づくりを推進します。

主な事業	内容	課名
介護予防事業の実施	高齢者が要支援及び介護状態になるのを予防し、地域で自立した日常生活が送れるように支援します。 1 2次予防高齢者者把握事業の実施 2 1次予防高齢者事業の実施 3 2次予防高齢者事業の実施	介護支援課
包括的支援事業の実施	高齢者が地域で安心して生活できるよう、専門的な相談や支援を行っていきます。 1 総合相談支援事業を実施します。 2 虐待防止・早期発見、権利擁護支援事業を実施します。 3 要支援認定者及び2次予防高齢者のケアマネジメントを実施します。 4 ケアマネジャーへの相談支援を行います。 5 介護者家族会の支援を行います。	介護支援課

(4) 高齢者の生きがい対策の推進

社会福祉協議会と連携して、高齢者の生きがいづくり、社会参加の促進に向け、学習・スポーツ活動機会の拡充、地域福祉活動などのボランティア活動の促進等余暇、生きがい対策に努めるとともに、就労支援に向けシルバー人材センターの支援及び有効活用を図ります。

主な事業	内容	課名
高齢者社会活動推進 事業費補助金	高齢者の社会活動を推進するため、市内老人クラブ及び老人クラブ連合会の活動に補助を行います。	福祉課
敬老の日記念施行 事業費補助金	老人クラブ連合会が開催する福祉大会に補助を行います。	福祉課

(5) 高齢者にやさしいまちづくりの推進

地域福祉の推進や住宅環境の整備、防災・防犯・交通安全対策の充実など、高齢者にやさしいまちづくりを総合的に推進します。また、ネットワークを活用した高齢者の健康状態の把握や緊急時の対応などの検討を図ります。

主な事業	内容	課名
緊急通報システム (ふれあいペンダント事業)	在宅の虚弱な一人暮らし高齢者の急病、事故などの緊急事態に対応するため、携帯用無線発信機・緊急通報用電話機を高齢者の自宅に設置します。通報・出動・維持管理は、東山梨消防本部が行います。	介護支援課

主な指標

指標	説明	現況値 (H23)	目標値 (H29)	関連施策
訪問看護件数	訪問看護ステーションが訪問看護サービスを提供した延べ件数	3,389件	↗	(1)
配食サービスの利用者数	配食サービス（介護食・治療食）を利用した実人数	17人	↗	(2)
2次予防対象者への対応率	2次予防対象者のうち相談や訪問等で対応できた人の割合	24.8%	50.0%	(3)
2次予防事業への参加率	2次予防対象者のうち2次予防事業に参加した人の割合	6.6%	↗	(3)
1次予防事業への参加数	1次予防事業への参加者数	2,872人	↗	(3)
老人クラブでの事業数	老人クラブ主催で開催した事業の数	13	↗	(4)
要介護認定者の割合 (65歳以上)	介護保険の認定（要介護・要支援）を受けている高齢者（65歳以上）の割合	15.7%	↗	(1)~(5)

参画と協働の指針

市民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> 健康づくり意識を高め、日頃から自主的な健康づくりや生きがいづくり、介護予防に取り組みます。 介護予防事業や地域支援事業に積極的に取り組みます。 	<p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公民館など活動の場の確保を図り、高齢者の社会参加を支援します。 ひとり暮らしの高齢者の見守り、声かけなど地域での連携、支援を行います。 <p>【団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の福祉の担い手として活動します。

第6節 障害者施策

現状と課題

- 近年、障害者数はますます増加しており、本人及び介護者の高齢化、中途障害者の増加傾向、障害の多様化など障害のある人を取り巻く環境は大きく変化しつつあります。
- 従来の「障害者自立支援法」は、平成25年4月に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に移行され、障害者向け福祉サービスの対象に一部の難病患者が追加されるなど重度者訪問介護サービスの対象拡大などが行われます。市としても同法律の理念に基づき、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。
- 本市の障害者手帳交付者は2,059人（内訳：身体障害者手帳交付者1,617人、療育手帳（知的）交付者219人、精神障害者保健福祉手帳交付者223人）（平成24年4月1日現在）となっており、関係機関と連携しながら、手帳の交付や各種の相談、生活などの支援をはじめ、障害者自立支援法に基づく障害者自立支援給付や障害の予防と早期発見のための保健・医療サービス、さらには障害者の社会参加や就労の促進など、多様な施策を推進しています。
- 特に、障害者が抱える様々な生活課題に対応するため、専門職員を配置した障害者地域生活支援センター（福祉あんしん相談センター）において、相談体制の充実を図っています。
- また、平成24年10月1日からの「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の施行に伴い、身体的や、心理的外傷を与える言動、放置などの虐待への対応も図っています。
- 平成18年度に施行された「障害者自立支援法」に基づき、策定した障害者総合計画、ノーマライゼーションの理念の一層の浸透をはじめ、相談・情報提供体制の充実や各種サービスの充実、就労機会の拡大や社会参加の促進など、障害者施策の総合的推進に取り組んでいます。

施策の目的

すべての障害者が地域社会の一員として自立し、安心して暮らせるよう、必要なサービスの把握や適切なサービスの提供など各種施策を総合的、計画的に推進します。

施策の体系

障害者施策

- 相談支援体制の充実
- 障害福祉サービスの充実
- 地域福祉の推進
- 働く場所の確保
- 障害者にやさしいまちづくりの推進

主要施策

(1) 相談支援体制の充実

障害の種別を問わず相談できる総合相談窓口を中心としながら、ケアマネジメントの確立を図り、障害者自身が相談員となるピアカウンセラーを配置します。また、一人ひとりの環境にあった適切な就学・就労相談及び指導に努め、障害者自立支援協議会を中心とした推進体制の強化を図ります。

主な事業	内容	課名
障害者地域生活支援センター (福祉あんしん相談センター)	基幹相談支援センターを設置し、障害がある人(児を含みます)の相談を総合的に受ける体制を作ります。	福祉課
障害者虐待防止センター	障害者地域生活支援センター内に、障害者虐待防止センターを設置し、虐待の通報や届け出を受理し、適切に虐待に対応します。	福祉課
障害者相談員	身体、知的、精神の3障害について、障害者自身やその家族が、身近に相談できる相談員を設置します。	福祉課
障害者自立支援協議会	関係機関の連絡体制の構築や調整、総合的なサービス調整、障害者の権利擁護や制度、施策の普及啓発などを行えるよう協議します。	福祉課

(2) 障害者福祉サービスの充実

「福祉あんしん相談センター」のさらなる充実と関係機関との連携のもと、ニーズに対応した質の高いサービスが確保できるよう努めていきます。また、家庭環境や生活環境の変化に対応し、障害者やその家族の意識の変化に対応する機会を設けるよう支援をしていきます。

主な事業	内容	課名
障害福祉サービスの実施	障害者総合支援法に基づく、在宅サービスや施設入所などのサービスを実施します。	福祉課

障害児サービスの実施	児童福祉法に基づく、障害児通所支援などの障害児に対するサービスを実施します。	福祉課
地域生活支援事業の実施	移動支援事業、日中一時支援事業、成年後見制度利用支援事業、訪問入浴事業、コミュニケーション支援事業、地域活動支援センターなど、甲州市の実態に即したサービスを実施します。	福祉課

(3) 地域福祉の推進

障害者が安心して自立した生活を送るために、障害児保育、特別支援教育などの充実に努めるとともに、地域生活支援事業を確実に実施し、家族会や当事者団体などの育成・支援や、障害と障害者への理解を深め、ともに生きる地域づくりを進めます。

主な事業	内容	課名
地域生活支援事業の実施	地域活動支援センターの実施、手話通訳奉仕員養成講座の開催などを行います。	福祉課
障害者支援ガイドラインの推進	障害者支援ガイドラインを推進し、支援の基本的指針や今後の支援の質の向上を図ります。	福祉課

(4) 働く場所の確保

障害者が可能な限り一般就労につけるよう、関係機関との連携のもと、事業所への啓発に努めるとともに、施設における生産活動への支援など福祉的就労機会の充実を図ります。

主な事業	内容	課名
障害者就労施設等からの物品の調達	障害者優先調達推進法により、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を策定し、障害者の仕事を増やします。	管財課

(5) 障害者にやさしいまちづくりの推進

障害者等が利用しやすい施設整備や道路整備を進め、すべての市民にとって利用しやすい環境の推進を関係機関と連携して図ります。

主な事業	内容	課名
公共施設のバリアフリー化	既存の公共施設において、エレベーター やスロープの設置、段差の解消等を実施	建設課

■ 主な指標

指 標	説 明	現況値 (H23)	目標値 (H26) ※	関連 施策
福祉施設から一般就労への移行者数	福祉施設から一般就労に移行する、1年度あたりの人数	3	4	(1)(2)
就労移行支援事業の利用者数	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を利用する人の割合	—	13.8%	(1)(2)
就労継続支援A型事業の利用者の割合	就労継続支援事業のうち、雇用契約を結ぶ利用となるA型の利用者の割合	—	20.0%	(1)(2)
サービス利用計画作成者数	障害福祉サービスの利用者へのサービス利用計画の作成数	3	153	(1)(2)
手話通訳奉仕者養成講座登録者数	手話通訳奉仕者養成講座への登録者数	—		(3)
障害者就労施設からの物品の調達金額	障害者就労施設から物品を調達した額	—		(4)
バリアフリー化の対応をした箇所数	道路、施設等においてバリアフリー化に対応した箇所数	1	2	(5)

※H29までの長期計画に基づく指標設定が困難なため、H26までとする。

■ 参画と協働の指針

市 民	地域・団体・事業者
・障害者への理解を深め、自立や社会参加への支援を行います。	<p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者が参加できる地域活動の機会をつくります。 ・障害者が安心して生活できる環境をつくります。 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の雇用拡大と施設等のバリアフリー化を図ります。

第7節 社会保障

現状と課題

- 急速な少子高齢化や経済の低成長への移行、生活様式や意識の多様化など社会環境が大きく変化する中、年金・医療を中心とした社会保障制度のあり方が国を挙げた大きな課題となっています。
- 国民健康保険制度については、医療費の適正化、国民健康保険税の収納率の向上等に努めてきました。年々医療費が増大し、厳しい財政運営状況が続く中、今後さらに各種保健事業の推進、医療費抑制対策が重要となります。また、保険財政の安定化を目指した制度維持に向け、国民健康保険の広域化実現を図るため、都道府県単位を運営主体とする検討が課題となっています。
- 国民健康保険の健全化に向けて、特定健康診査等実施計画に基づき、特定健康診査及び特定保健指導を実施し、生活習慣病の予防による医療費の適正化に努めるとともに、被保険者の健康づくりを支援するため保健事業の推進が求められています。
- 国民年金については、窓口で各種届出の受付や制度の説明、相談を行なうとともに広報誌等を通じて制度の啓発に努めてきました。今後さらに年金機構と連携し、国民年金に対する理解を求め、不安の解消を図ることにより納付等の向上を目指します。
- 生活困窮者は、平成20年秋のリーマン・ショックを機に激増し、高齢化に加え、東日本大震災や欧州経済危機などの影響で今後も増え続けると考えられます。このため、今後とも関係機関との連携のもと、経済的自立と生活意欲の高揚を促すための施策を展開していく必要があるとともに、生活保護制度の見直しが国を挙げた大きな課題となっています。
- また、本市では、身体又は精神上の障害により、独立して日常生活を営むことのできない要保護者のため、生活保護法による救護施設の鈴宮寮を設置しています。本施設には、さまざまな障害者が入所しているため、個々の障害とそのレベルに適した自立支援に向け、専門性を高めながら一層の運営充実を目指し、指定管理者制度等の民間活力の導入を検討します。

施策の目的

すべての住民が健康で文化的な暮らしを営み、不安のない生活を送ることができるよう、国民健康保険制度の健全化、国民年金制度の啓発、生活困窮者の支援強化に努めます。

■ 施策の体系

社会保障の充実

- 国民健康保険事業の健全化
- 国民年金制度の啓発
- 生活困窮者の支援強化

■ 主要施策

(1) 国民健康保険事業の健全化

国民健康保険運営の健全化に向けて、特定健康診査等実施計画に基づき、特定健康診査及び特定保健指導を実施し、生活習慣病の予防を図るとともに被保険者の健康づくりを支援するため保健事業の推進を図ります。

主な事業	内容	課名
適用の適正化事業	国民健康保険資格適用の適正化を図り、安定的かつ健全な制度運営に努めます。	国保年金課
医療費の適正化事業	診療報酬明細書の効率的な点検等を行い、医療費の適正化を図ります。	国保年金課
後発医薬品利用促進事業	後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用促進に努めます。	国保年金課
収納率向上対策事業	賦課の適正化に努め、収入の確保を図ります。	税務課、収納課
特定健康診査・特定保健指導	特定健康診査・特定保健指導の実施により疾病の早期発見や生活習慣病予防を図り、また、健診結果に基づく指導等を充実し、健康管理意識の向上を図ります。	国保年金課

(2) 国民年金制度の啓発

広報・啓発活動の推進や年金相談体制の充実を図り、制度についての正しい理解を深めていきます。

主な事業	内容	課名
国民年金制度啓発事業	日本年金機構との連携を密にし、年金相談体制の充実を図り、市民の年金受給資格を確保するため国民年金制度の啓発を推進します。	国保年金課

(3) 生活困窮者の支援強化

国の制度改革に沿った、適切な生活困窮者への支援の施行を実施いたします。また、急増している生活保護世帯に対し、ケースワーカー、民生・児童委員及び、平成24年度から配置した就労支援専門員との連携のもと自立・就労支援に向けた対策強化に取り組みます。さらに、生活保護費の約半分を占めている「医療扶助」に対し国の制度改革に沿った医療費の抑制に努めます。

身体や精神に障害があり、経済的な問題も含めて日常生活をおくのが困難な救護施設の鈴宮寮の入寮者が、健康で安心して生活できるよう適切な管理運営に努めます。

主な事業	内容	課名
生活保護受給者就労支援	就労支援員による就労意欲の喚起、履歴書の書き方や面接の受け方の指導、公共職業安定所への同行訪問等を行い、就労による経済的自立の支援を図ります。	福祉課
医療扶助の適正実施・推進	後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進など医療扶助の適正化対策の推進に努めます。	福祉課
鈴宮寮の運営事業	入寮者の生活扶助及び適切な健康管理に努めます。	鈴宮寮
鈴宮寮の管理事業	入寮者が安全で快適な生活を過せるよう、施設環境の整備に努めます。	鈴宮寮

主な指標

指標	説明	現況値 (H23)	目標値 (H29)	関連 施策
国保税収納率	国保税収入額／国保税調定額	92.8%	93.5%	(1)
特定健康診査の実施率	40歳から74歳までの国民健康保険加入者を対象として、内臓脂肪型肥満に着目した健康診査の実施率	42.8%	60.0%	(1)
特定保健指導の実施率	特定健康診査の結果により、生活習慣病を改善するための保健指導の実施率	44.5%	60.0%	(1)
福祉サービス第三者評価の評価内容	第三者評価における判断基準項目がA～Dの4段階評価で、A評価を受けた項目の数	—	90%	(3)
被生活保護者の就職率	被生活保護者のうち母子世帯及びその他世帯の稼動年齢層にある者の中で就職をした者の割合	16.5%	25.0%	(3)
医療扶助費の抑制	後発医薬品の使用促進による医療扶助費の抑制。平成23年度の一人当たり平均医療費を100とした目標値	100	75	(3)

参画と協働の指針

市 民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none">・疾病の早期発見に努め、重症化を防ぎます。・適正な受診、また、健康保持に努めます。・年金制度の理解を深めます。	<p>【社会福祉協議会】</p> <ul style="list-style-type: none">・生活困窮者に対し一時的小口資金や生活福祉資金の活用を図ります。 <p>【民生委員】</p> <ul style="list-style-type: none">・地域の代表として、市民からの生活相談を受けて行政につなぎます。また、行政と連携して生活保護世帯の自立を支援します。

第3章 快適で安心して暮らせるまちづくり

第1節 土地利用

現状と課題

- 土地は、将来にわたって限られた貴重な資源であり、まちづくりの最も基本的な要素です。従って、まちの発展や市民生活の向上のためには、土地の高度かつ有効な活用が求められます。
- 本市の総面積は 264.01km^2 で、土地利用別でみると宅地 7.4km^2 (2.8%)、農用地 22.4km^2 (8.5%)、森林等 210.9km^2 (79.9%)、その他 23.31km^2 (8.8%)となっています。また、塩山地域の北部地区、多摩川水系地区及び大和地域を除く大部分が都市計画区域に指定されており、JR塩山駅周辺に市街地が展開し、本市の都市軸になっています。
- 魅力ある市街地環境の整備、優良農地の保全・活用、優れた自然環境・景観や市域の8割を占める森林の保全・活用など定住・交流人口の増加や利便性の向上を目指しながら調和の取れた土地利用を進めていくことが課題となっています。
- 土地利用の高度化、地籍の明確化を図るため、地籍調査事業に取り組んできました。今後とも土地の有効かつ適正な利用を図るため、地籍調査の成果の適正管理と有効利活用を推進していきます。

施策の目的

豊かな自然環境と都市的環境とが調和した市の均衡ある発展に向け、国土利用計画の策定のもと、土地利用関連計画の総合調整を図り、これに基づく計画的な土地利用を推進します。

施策の体系

土地利用

- 土地利用関連計画の策定及び総合調整
- 地域特性と調和に配慮した土地利用
- 土地情報の有効利用と活用

主要施策

(1) 土地利用関連計画の策定及び総合調整

市民との協働のもと、国土利用計画（甲州市計画）を策定します。また、都市計画マスタープラン、農業振興地域整備計画にあわせて土地利用計画の総合調整を実施し、一体的な運用による適正な規制・誘導に努めます。

主な事業	内容	課名
国土利用計画 (甲州市計画)の策定	豊かな自然環境と都市的環境とが調和した市の均衡ある発展に向け、国土利用計画を策定します。	政策秘書課
土地利用調整会議の組織	土地の適正な規制・誘導を図るため、関係各課による「土地利用調整会議」を組織します。	政策秘書課 関係各課

(2) 地域特性と調和に配慮した土地利用

地域住民の合意形成を図りながら、市街地型、果樹園居住型、森林・自然型それぞれの土地利用の基本方針に基づき、地域特性と調和に配慮した計画的な土地利用を促進します。

主な事業	内容	課名
開発行為の規制・誘導	土地利用計画に沿って、一定面積以上の開発行為について、適切な指導を行います。	都市整備課 (山梨県土整備部)

(3) 土地情報の有効利用と活用

地籍調査の成果などを全庁的に共有活用する統合型GISシステムを活用し、土地の有効かつ適正な利用を図ります。また、一部未調査地域の地籍調査を進め、土地の開発、保全のための基礎資料を整備し、地籍の明確化を図ります。

主な事業	内容	課名
統合型 GIS の運用	関係各課において統合型 GIS システムを活用し、庁内における情報交換の迅速化、効率化を図ります。	管財課 関係各課
地籍調査の実施	塩山地区の山間部未調査区域の地籍調査を実施します。	管財課

■ 主な指標

指 標	説 明	現況値 (H23)	目標値 (H29)	関連 施策
土地利用計画の策定	秩序ある土地利用に向けた計画の策定	—	策定する	(1)
開発申請受付件数	塩山地区1,000m ² 以上、勝沼地区500m ² 以上、大和地区2,000m ² 以上の開発行為について、開発行為等調整会議で審査し、適正な土地利用を進めた数	12件	18件	(2)
地籍調査の面積	地籍調査の実施済み面積の割合（全体）	77%	79%	(3)

■ 参画と協働の指針

市 民	地域・団体・事業者
・自然と都市的環境との調和を大切にした土地利用に協力します。	【地域】 ・地域特性と調和に配慮した土地利用に協力します。 【開発業者】 ・法律の遵守だけでなく、地域住民との対話やモラルの維持を図ります。

第2節 市街地

現状と課題

- 良好的な住宅地や公園・緑地、道路網等が整備された市街地は、安全・安心で快適な居住環境と産業・文化の集積を生み出すものであり、人々の定住と交流を促進する重要な基盤です。
- 本市は、総面積の 27.7%にあたる 7,308ha が峠東都市計画地域に含まれ、用途地域の指定状況をみると、住居系用途が 218.0ha、商業系用途が 16.9ha となっています。
- 土地区画整理事業や道路の整備等を推進し、良好な市街地形成に努めてきましたが、今後も居住環境の向上、街中再生の取り組みなど都市的魅力を生み出す拠点の形成、商工業の産業立地の適正な誘導等が必要となっています。
- 長期的な都市づくりの方向性を定めた都市計画マスタープランに基づき、都市づくり体制を強化し、市民及び事業者の参画・協働のもと、都市基盤整備を進め、市の特性を生かした個性的で活力と魅力に満ちた快適な市街地の形成に取り組んでいく必要があります。
- 公園・緑地は、スポーツ・レクリエーションや防災・コミュニティの場として地域の良好な環境を維持する上で大きな役割を果たしており、全国的に都市公園の整備や緑地空間の整備等が重視されています。
- 本市には、13箇所の都市公園があり、市民の身近な憩いの場として親しまれています。また、都市公園を利用する各種団体や地域住民による自主的な管理も行われています。
- 既存都市公園が支障なく気軽に利用でき、身近に感じられるために、トイレ等の施設の改修整備をはじめとする維持管理体制の充実を図る必要があります。

施策の目的

魅力ある市街地の形成に向け、市民及び行政が一体となり、都市機能の計画的な整備配置を推進します。また、快適な都市環境づくりに向け、公園・緑地等の確保を推進します。

施策の体系

市街地

市街地の計画的整備

公園施設の充実と維持管理

緑地空間整備の推進

主要施策

(1) 市街地の計画的整備

都市計画マスタープランの推進を通じて、市街地づくり・都市づくりへの市民の気運の醸成を図りながら、都市計画推進体制を確立し、良好な市街地環境の整備を計画的に推進します。また、商業機能や行政拠点機能、教育・文化機能などの多様な都市拠点機能の充実を進め、魅力ある市街地の形成に努めます。

主な事業	内容	課名
“やっぱりにっこり”甲州市まちづくり創生事業	都市計画マスタープランを推進していくためのソフト的（シンポジウム、フォーラム等、啓蒙活動）な事業を実施します。	都市整備課
都市構造形成事業	都市計画マスタープランを推進していくためのハード的（都市計画道路の見直し、用途地域の見直し等）な事業を実施します。	都市整備課

(2) 公園施設の充実と維持管理

既存公園の遊具等の施設の充実を図るなど公園の整備を推進するとともに、効率的かつ円滑な公園の清掃、除草作業などの維持管理を実施していくための仕組みづくりに努めていきます。

主な事業	内容	課名
公園維持管理事業	気軽に安心して利用していただくために、適切な維持管理を行います。	都市整備課
公園施設充実事業	公園長寿命化計画などを参考に施設の改修と維持管理を行います。	都市整備課

(3) 緑地空間整備の推進

市民、地域、事業者などと連携し、市街地の緑地空間の確保に努めます。

主な事業	内容	課名
開発行為指導事務	市街地の緑地空間の確保のため、開発行為に対する緑地空間の比率の指導を行います。	都市整備課

■ 主な指標

指 標	説 明	現況値 (H23)	目標値 (H29)	関連 施策
都市計画道路整備延長	都市計画道路の道路整備延長(m)	9,884	14,120	(1)
公園施設に対する満足度	公園施設に関する市民の満足度	—		(2)
緑地空間の比率	市街地の開発行為面積に対する緑地空間の比率	3%	5%	(3)

■ 参画と協働の指針

市 民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・自分たちの公園という認識を持ちます。 ・公園を利用する時には、施設を大切に使い、ゴミ等は持ち帰り、公園の美化に取組みます。 	<p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域にある公園は、地元での維持管理に努めます。 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種貢献活動の一環として公園の除草、草花の植付け、清掃などの活動をすることで、維持管理に協力します。 ・都市計画マスターplanに沿った都市づくりに協力します。

第3節 景観形成

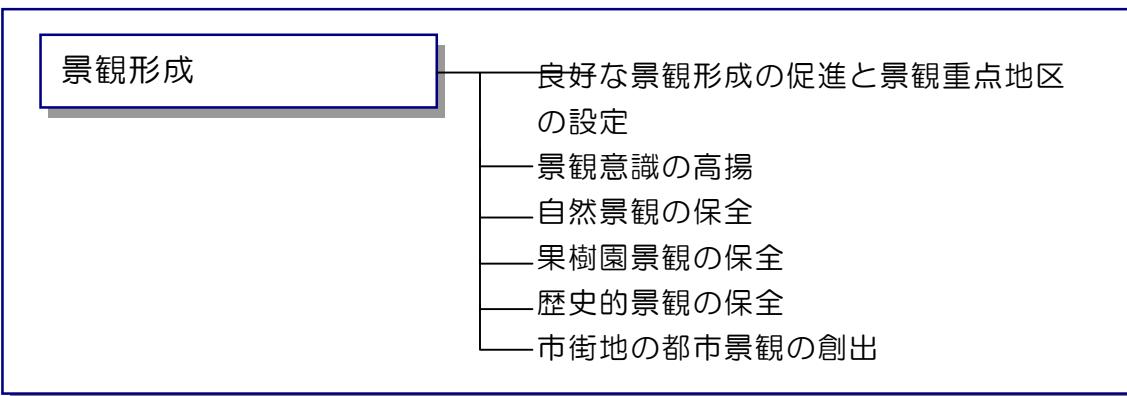
現状と課題

- 良好的な景観は、長い歴史と人々の暮らしの中で形成される地域住民共通の財産であり、潤いのある豊かな生活環境を創造し、個性的で活力のある地域社会を実現する、まちづくりの大切な要素のひとつです。
- 本市は市域の約8割を緑豊かな森林地帯が占めており、四季折々に変化する山並みの眺望や渓谷などの自然景観、ぶどう畠やモモ畠などの特色ある果樹園景観やころ柿づくりに代表される農村景観、神社仏閣や古民家などの建造物からなる歴史的景観などが美しく調和しており、人々の誇りであると同時に、都市との交流を図る上でも貴重な資源となっています。
- 平成24年度に制定された景観条例及び景観計画に基づき、地域特性を生かした景観の保全・形成は地域の持つ魅力や個性の創出につながるものと考えます。
- 土地区画整理事業や道路整備の推進などにより市街地形成に努めてきましたが、今後、景観計画による景観形成基準に即して、デザインや色合いなどの調整を行います。
- 優れた自然景観や果樹園景観、歴史的景観の保存と形成に努めるとともに、都市基盤整備、街中再生に向けた取り組みなど都市景観形成にも努め、市民や事業者、行政が一体となった取り組みを進めていく必要があります。

施策の目的

自然景観や果樹園景観、歴史的景観の保存や形成、都市景観の創出についての市民や事業者の意識の高揚を図りつつ、地域と一体となった景観形成を進めます。

施策の体系



主要施策

(1) 良好な景観形成の促進と景観重点地区の設定

景観条例及び景観計画の方針に基づき、市民との協働のもと、豊な自然、歴史、文化を生かした個性ある景観の保全・再生・創造に努めます。また、市民、地域の意向を把握しながら景観重点地区を設定します。

主な事業	内容	課名
景観形成基準に基づいた指導の徹底	景観に影響を与えるおそれのある行為について景観法に基づく届出を受け付け、審査・指導します。	都市整備課
重要眺望地点の指定	眺望地点として重要な地点を指定します。	都市整備課
景観重点地区の設定	重点的に景観形成を図る必要のある場所を指定します。	都市整備課

(2) 景観意識の高揚

地域の個性を活かした良好な景観まちづくりを推進するため、行政は市民・事業者等に対する情報の提供や支援、市民や事業者は景観まちづくりに積極的に参加、協力するなど、市民・事業者・行政が一体となって取り組む協働の景観まちづくりを進めます。

主な事業	内容	課名
景観アドバイザーの設置	景観形成に関する専門家をアドバイザーとして任命し、景観形成全般に対し、常に地域の特性にあった助言を得られる体制づくりを行います。	都市整備課
景観サポーターの設置	良好な景観形成に関する支援活動、企画、実施を行います。	都市整備課
景観シンポジウム・セミナーの開催	景観に関する情報や参考となる取組事例等を紹介し、市民意識の高揚を図ります。	都市整備課
景観優良事例の表彰	良好な景観形成に積極的に取り組んでいる市民団体や事業者等を表彰し、広報等を通し紹介します。	都市整備課

(3) 自然景観の保全

秩父多摩甲斐国立公園エリアを中心とする山岳や渓谷、森林や里山などの自然景観の保全を図ります。

主な事業	内容	課名
自然景観保全地域の検討	自然景観保全地域を指定する区域及び基準について検討します。	都市整備課 環境政策課
塩の山赤松保存事業	「塩の山赤松を守る会」を中心に、赤松の植樹や植樹した箇所の下刈り作業を実施します。	産業振興課

森林保全事業	民間企業と森林保全に向けた協定を締結し、植林や間伐などの整備を進めます。	管財課 産業振興課
--------	--------------------------------------	--------------

(4) 果樹園景観の保全

農業施策の積極的展開により、耕作放棄地等の減少を図り、果樹園景観保全を促進し、貴重な地域資源としての景観や環境の維持を図ります。

主な事業	内容	課名
景観農業振興地域整備計画の検討	景観と調査の取れた良好な営農条件を確保することを目的とした計画策定を検討します。	産業振興課 都市整備課
文化的景観保全計画の策定	勝沼のブドウ畠や松里のころ柿を干す景観等について、国の重要文化的景観指定に向けた取り組みを進めます。	都市整備課 生涯学習課

(5) 歴史的景観の保全

歴史的史跡等について保全するとともに、周辺の生活空間や自然景観を一体的な空間として捉え、歴史資源や自然景観と調和した環境整備を図ります。

主な事業	内容	課名
道路整備	景観に配慮し、周辺と調和の取れた道路整備を行います。	建設課
景観重要建物の指定	地域の景観上の象徴的な建物を指定します。	都市整備課
景観重要樹木の指定	地域の景観上の象徴的な樹木を指定します。	都市整備課
景観資産の指定	地域の良好な景観の形成に重要な役割を果していると認められるすべての資源を指定します。	都市整備課
歴史的風致維持向上計画の検討	歴史的価値の高い文化財と人々の文化活動が一体となったまちづくりを検討します。	都市整備課 生涯学習課

(6) 市街地の都市景観の創出

市街地整備を推進する中で、デザインの統一など市街地としての落ち着きのある高度な都市空間の形成を通じ、良好な都市景観の形成を図ります。

主な事業	内容	課名
道路整備	周辺と調和の取れた道路整備を行います。	建設課
屋外広告物の規制・誘導	屋外広告物の規制・誘導に取り組むとともに、屋外広告物条例の制定に向けて検討します。	都市整備課
景観まちづくりの進め方に基づいた景観誘導	スーパー・マーケット等の建設に際し、デザイン、色彩に配慮する誘導・規制を強化します。	都市整備課

■ 主な指標

指 標	説 明	現況値 (H23)	目標値 (H29)	関連 施策
景観法に基づく届出数	景観に影響を与えるおそれのある行為に対する届出数	—	100件	(1)
市の景観が良好だと感じている割合	アンケートにおいて市の景観が「概ね良好」と回答した人の割合	22%	40%	(1)
景観形成重点地区の設定	特に景観形成に重点的に取り組む必要があり、明確に景観形成基準を規定した地区の数	—	3箇所	(1)
重要眺望地点の指定数	重要な眺望地点の指定数	—	3箇所	(1)
景観シンポジウム・アンケートの結果	景観シンポジウム・セミナーのアンケートで「良かった」と回答した人の割合	—	80%	(2)
景観優良事例の表彰数	良好な景観形成に積極的に取り組んでいる市民団体の表彰数	—	3	(2)
自然景観保全地域指定報告書の作成	計画に基づいた保全活動を展開するための、自然景観保全地域指定報告書の策定	—	作成する	(3)
文化的景観保全計画の策定	国の重要文化的景観指定に向けた計画の策定	—	作成する	(4)
景観重要建物の数	地域の景観上、象徴的な建物を指定した数	—	10	(5)
景観重要樹木の数	地域の景観上、象徴的な樹木を指定した数	—	5	(5)
屋外広告物の指導数	問題のある屋外広告物を調査・指導した数	—	50	(6)
色彩等の指導数	建築物等のデザイン、色彩を指導した数	—	50	(6)

■ 参画と協働の指針

市 民	地 域・団 体・事 業 者
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観保全、景観保護の重要性を理解します。 ・住宅等を建築する場合、良好な景観に配慮したデザイン、色彩とします。 	<p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観に配慮し、景観の保全・保護に努めます。 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちの美観や景観に配慮した事業所を建築します。 ・景観形成要素に大きな影響を与えると想定される行為をしようとする場合は、積極的に良好な景観形成に配慮するようにします。

第4節 道路・交通網

現状と課題

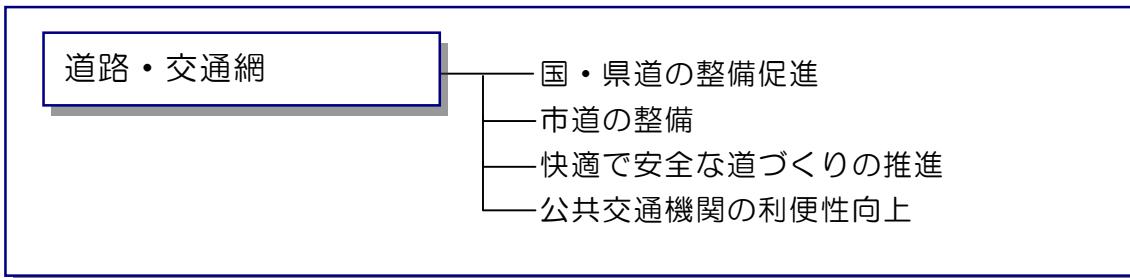
- 道路・交通網は、市民の日常生活や地域の経済活動を支えるとともに、地域間の交流を促進する重要な基盤です。
- 本市は、高速交通網として中央自動車道が横断し、勝沼インターチェンジが設置されているほか、東京と山梨、諏訪地方を結ぶ国道20号、丹波山村を経由して多摩地域とを結ぶ国道411号、県道15路線、市道1,271路線によって構成されています。
- これまで、関係機関と連携しながら道路網の整備を計画的に進めてきており、今後も、中長期道路網整備計画をもとに、市内の幹線道路の整備を進めます。

広域的な観光・交流をさらに活発にするために中央自動車道勝沼インターチェンジ、国・県道からの主要幹線市道へのアクセスの円滑化をはじめ、中心市街地の道路の拡幅、歩道の整備など幹線道路から身近な生活道路に至るまで、市内道路網の安全性、利便性の一層の向上を進めていく必要があります。また、来訪者にわかりやすい標識等の付帯施設の設置など環境・景観面にも配慮した道路づくりが求められています。
- 道路施設は建設時から30年以上経過したものが多く、中でも市道にかかる橋梁については、その90%が補修を必要としています。早めに補修をして寿命を延ばしつつ、耐震性・耐荷性を補強し起こりうる災害に備える必要があります。また、その他の道路施設についても定期的な補修をしつつ長寿命化を図る必要があります。
- 公共交通機関をみると、JR中央本線の甲斐大和駅、勝沼ぶどう郷駅、塩山駅の3つの駅を有しているほか、中央高速バスが運行されています。
- 市民の身近な移動手段確保のため、塩山地域については、デマンドバス、代替バス5路線、勝沼地域については代替バス2路線、大和地域については勝沼・塩山地域へ縦断する1路線を運行しています。また、民間路線バス3路線を自主運営バスとして運行しています。
- バス運行は、市民、特に交通弱者の身近な足として欠かせないものであることから、維持・確保、利便性向上等を図る必要があります。また、高速バスは、市内外及び県外の人々と多様な地域間交流、交流居住を支える基盤であるので、民間関係機関と連携しながら検討していく必要があります。

■ 施策の目的

定住と交流を支える便利で安全・安心な道路・交通ネットワークの確立に向け、市内道路網の計画的な整備を進めるとともに、公共交通機関の充実を進めます。

■ 施策の体系



■ 主要施策

(1) 国・県道の整備促進

広域的アクセスの向上と市全体の発展の可能性の拡大に向け、市内の国・県道の整備を関係機関に要請していきます。

主な事業	内容	課名
国県道の整備の促進	県と協力し主要幹線の整備を進めます。	建設課

(2) 市道の整備

中央自動車道、国・県道との連携や機能分担、市内地域間の連携強化等に配慮しながら、市道の整備を計画的・効率的に進めます。また、維持管理については、道路・橋梁の長寿命化に向けたアセットマネジメント*システムの構築に向けた検討を行います。

主な事業	内容	課名
主要道路の整備	広域的アクセス道路住居地内の道路整備により住民の安全で快適な生活環境の確保に努めます	建設課
橋梁の長寿命化	起こりうる災害に備え、市道に掛けられている橋梁の点検及び補強工事を行ないます。	建設課
道路施設の維持	道路施設の定期的な補修や補強を行い、長寿命化・老朽化対策を図ると共に、災害等による道路機能の損失を最小となるようにします。	建設課

* アセットマネジメント：資産を効率よく運用管理すること。

(3) 快適で安全な道づくりの推進

道路整備にあたっては、来訪者にわかりやすいサイン計画に基づき、標識等の付帯施設や街路樹の植栽など交流都市にふさわしい環境・景観に配慮した道づくりを進めます。また、交差点改良及び歩道改良、バリアフリー化など安全な道路環境の整備を推進します。

主な事業	内容	課名
周辺景観に配慮する	景観に配慮した案内標識及び警戒標識を整備します。	建設課
安全に配慮した道路整備	安全性を向上させた道路を整備します。	建設課
景観形成基準の作成	道路整備・改修に際し、良好な景観形成に配慮した景観基準を作成します。	都市整備課
アダプト・プログラムの推進	身近な道路などの美化活動を担う市民団体を育成します。	都市整備課

(4) 公共交通機関の利便性向上

広域的なアクセス向上のため、鉄道や高速バスの利便性向上を関係機関に働きかけます。また、循環バスについては、既存バス路線運行とデマンドバスの実証運行を図りながら、料金体系の見直し検討なども踏まえ、市民や来訪者の移動手段として、さらなる利便性の向上を図ります。

主な事業	内容	課名
市民バス、代替バス運行事業	従来の路線型定時運行バスをデマンドバスとリンクする形で見直しを行い、市民や来訪者の移動手段として、利便性の向上を図ります。	市民課

主な指標

指標	説明	現況値 (H23)	目標値 (H29)	関連施策
国県道の整備の促進要請箇所数	国または県に道路整備促進を要望した箇所数	3箇所	↗	(1)
道路施設の維持・整備箇所数	道路機能の維持・改良を行う箇所数	50箇所	↗	(2)
橋梁の補強・長寿命化箇所数	橋梁の補修・補強・耐震化を行う橋梁数	0橋	10橋	(2)
道路の安全対策対応箇所数	歩道整備・カラー舗装等の通行安全対策箇所数	3箇所	↗	(3)
アダプト・プログラム参加団体数	身近な道路などの美化活動を担う市民団体の数	—	10	(3)
市民バス・代替バス利用者	市民バス・代替バスの利用者数	149,285人	↗	(4)

参画と協働の指針

市 民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none">・清掃活動や緑化等の道路環境美化活動に参加します。・積極的に公共交通機関を利用します。・道路整備にあたり、地権者として用地提供や工法等に理解・協力します。・行政と協働して、多くの質問や意見を通して、甲州市のより良い道路整備網計画の策定を目指します。	<p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none">・道路整備により生活環境の改善が図られる必要性を踏まえ、事業費が少ない中ではあるが、地権者に対し、常に理解協力を求め、事業着手します。・運行上の安全性の確保と他の公共交通機関との連携による快適性、利便性の向上を図ります。・地域、団体、事業者等から代表を選出し、審議員として計画、策定に携わります。

第5節 住宅・宅地

現状と課題

- 住宅は、市民の健康で文化的な生活を営むための基盤であるとともに、地域のコミュニティを形成する場所であり、住宅やその周辺の住環境は、日常生活に大きくかかわることから、良好な住宅の供給と快適な住環境の整備が求められます。また、住宅施策は人口の定住を促進する上でも重要な役割を持つものです。
- 本市の公営住宅の現状は、11 団地、296 戸の市営住宅と 3 団地 240 戸の定住促進住宅（平成 24 年 3 月末現在）の市営住宅を管理していますが、昭和 40 年代後半から平成 17 年までに建設された住宅であり、老朽化に伴い維持修繕費が増加しています。このため平成 22 年度に策定された甲州市公営住宅等長寿命化計画に基づき、各棟の判定に従って、維持管理を行っていく計画です。
- 増加が見込まれる高齢単身世帯や高齢世帯を対象とした住宅供給をはじめ、県外在住者の受け入れ態勢の整備の必要性が高まってきています。
- 高齢者などが安心して快適に暮らせるバリアフリーの視点に立った住宅の供給や定住促進に向けた住宅・宅地など、多様な居住ニーズに応じられる住宅・宅地供給を、民間開発も含め総合的に検討することが必要となっています。

施策の目的

住宅ニーズへの対応と安全・安心・快適な住まいづくりに向け、都市計画マスター プランに基づき、良好な環境の住宅地の形成を進めるとともに、市営住宅の改良・建て替え等に努めます。

施策の体系

住宅・宅地

公営住宅の計画的な整備充実

良好な宅地の確保

交流居住の促進

主要施策

(1) 公営住宅の計画的な整備充実

既存の公営住宅について、老朽化への対応や耐震化など計画的な整備充実を図るとともに、高齢化への対応や若年層の定住促進に向け、多様な居住ニーズに応えられる公営住宅の改修及び民間活力も視野に入れた建て替え等を検討していきます。

主な事業	内容	課名
公営住宅の整備	平成22年度に策定された長寿命化計画にのっとり、長寿命化改善・戸別改善・維持保全・立替・用途廃止を進めます。	建設課

(2) 良好な宅地の確保

人口増加と地域活性化に向け、土地利用の調整や開発の適正誘導等により、事業者等による良好な住宅地の形成を促進します。

主な事業	内容	課名
公営住宅の適正な供給促進	既存の公営住宅を活用し、社会動向にあった公営住宅の適正な供給促進を進めます。	建設課

(3) 交流居住の促進

首都圏に近接する立地条件を活かし、都市と地方の両方に住居を持ち、頻繁に行き来する2地域居住や、空き家バンクの活用など、交流居住施策を推進します。

主な事業	内容	課名
空き家情報バンク制度	甲州市における空き家の有効活用を通して甲州市民と都市住民との交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図ります。	観光交流課

■ 主な指標

指 標	説 明	現況値 (H23)	目標値 (H29)	関連 施策
市営住宅改修戸数の割合	耐用年限が経過し「個別改善」の必要ありと判定された市営住宅のうち、屋上の耐久性向上の改修工事が行われた住宅戸数の割合	43.9%	100%	(1)
定住促進住宅入居率	松里住宅、勝沼住宅、赤尾住宅の定住促進住宅全戸に占める入居者の割合	68.3%	85.0%	(2)
特定公共賃貸住宅の入居率	上塩後団地、久保平団地の特定公共賃貸住宅全戸に占める入居者の割合	43.8%	75.0%	(2)
空き家情報バンク登録数	空き家情報バンクに登録された住宅の数	3 戸	9 戸	(3)

■ 参画と協働の指針

市 民	地域・団体・事業者
・居住まわりの生活環境の維持に努めます。	【地域】 ・地域の生活環境の維持に努めます。 【事業者】 ・安全性と快適性に優れた住宅を供給します。

第6節 地域情報化

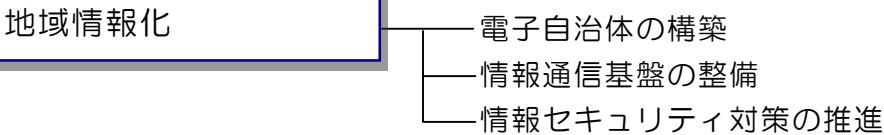
現状と課題

- パソコンや携帯情報端末などの家庭への浸透、世界的規模でのインターネットやデジタル放送の普及、電子商取引の実用化などにみられるように、今後も情報通信技術の進化が見込まれ、いつでも、どこでも、だれでも情報ネットワークに自由に接続し、必要な情報の入手や発信ができるユビキタスネット社会の到来も展望されています。
- 本市では、光ケーブルによる市内主要施設のネットワーク化をはじめ、ホームページによる情報提供、県・市町村共同での電子申請・受付システムなどインターネットを利用して各種の行政サービスを提供する「電子自治体」の構築に取り組むとともに、個人情報の保護の観点から情報通信の安全性に関する指針を策定し、情報資源の保護にも継続して努めています。
- 市内に公営ケーブルテレビ施設が1つと民営ケーブルテレビ施設が1つあり、暮らしに密着した情報提供などに活用されています。
- 情報化は、地域活性化やまちづくりの戦略としてより一層重要な役割を果たすことが予想されることから、地上デジタル放送への移行に伴う難視聴対策も見据えながら、行政内部のICT*環境の充実や、多様な分野における情報ネットワークの整備を進め、電子自治体の構築及び市全体の情報化を進めていく必要があります。

施策の目的

市民生活の質的向上と地域活性化に向け、電子自治体の構築及び市全体のさらなる情報化を推進します。

施策の体系



* ICT : Information and Communication Technology。情報通信技術。

主要施策

(1) 電子自治体の構築

各種申請・届出等のオンライン化をはじめ、既存の各種システムの維持・充実など行政内部のICT環境の充実に努めます。また、防災・防犯など多様な分野における情報ネットワーク化及び情報サービスの提供を進めます。さらに、ホームページについては、電子自治体の入り口として、また観光客への情報提供手段として、その充実に努めます。

主な事業	内容	課名
電子申請・届出サービス	365日24時間、「いつでも・どこででも」行政サービスの提供ができるよう他自治体との共同化を図り、さらに住民に分かりやすい簡便な行政サービスの提供に努めます。	総務課
ホームページによる情報発信	市民のニーズに合ったわかりやすい情報発信を行います。	政策秘書課

(2) 情報通信基盤の整備

情報通信に対する的確なニーズの把握に努め、電気通信事業者との協議を図るなどインターネット環境の地域格差の解消、地上波デジタル化に伴う難視聴地域の解消、携帯電話不感地帯の解消に努めます。また、公営のケーブルテレビ施設については民間との役割分担などについて検討を図ります。

主な事業	内容	課名
地デジ難視聴対策	民間事業者への難視聴対策補助金要綱を定め積極的に解消に努めます。	総務課

(3) 情報セキュリティ対策の推進

各種サービス等を安全かつ円滑に提供するため、甲州市情報通信の安全性に関する指針に基づき情報セキュリティ対策を推進し、情報資源の保護に努めます。

主な事業	内容	課名
甲州市情報システムの運用・管理	個人情報の保護に関する法律に基づき甲州市個人情報保護条例、情報セキュリティポリシーの的確な運用を図ります。	総務課

■ 主な指標

指 標	説 明	現況値 (H23)	目標値 (H29)	関連 施策
電子申請利用件数	電子申請受付共同システムによる電子申請届出件数	108 件	↗	(1)
メールマガジン発行件数	電子申請受付共同システムによるメールマガジン発行件数	198 件	↗	(1)
住基カード所有者数	住民基本台帳カードの所有者数（延べ）	8,307 人	↗	(1)
携帯電話不感地帯の解消	民間事業者により携帯電話不感地帯が解消された地域の範囲	—	↗	(2)
セキュリティ研修の参加者数	セキュリティ研修へ参加した職員の数	101 人	↗	(3)

■ 参画と協働の指針

市 民	地域・団体・事業者
・日常生活において情報通信技術を活用するとともに利用における正しい知識の習得とモラルの向上を図ります。	<p>【地域・団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信技術を活用した地域の活性化を図ります。 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報内容の充実など利用しやすい情報通信サービスを提供します。 ・市と連携のもと、情報通信基盤の整備を進めます。

第7節 治山・治水

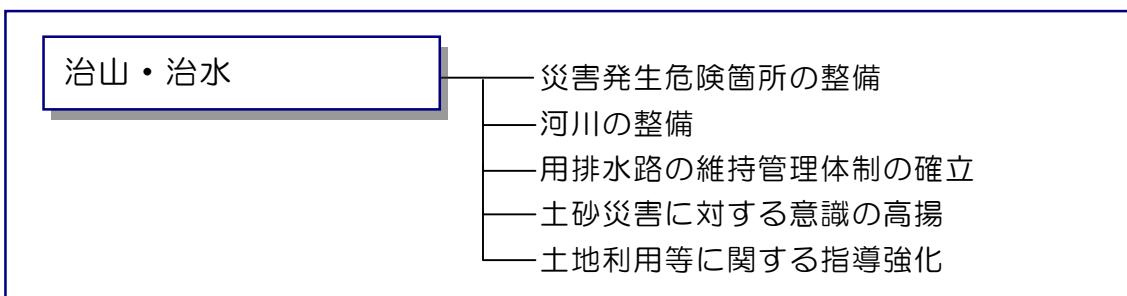
現状と課題

- 近年、地球温暖化を背景に異常気象による集中豪雨が発生し、都市化による開発及び山林の荒廃、遊休農地の増加などによる保水・遊水能力の低下とともに、短時間の豪雨でも急激な増水や土石流などの土砂災害の危険が増してきています。
- 本市においては、関係機関と連携し、河川の改修や急傾斜地の崩壊防止など水害や山地災害を未然に防止するため、治山・治水対策を促進してきました。また、小河川（用排水路）については地域で維持管理を実施していますが、その限度を超えた整備要望箇所の改修、補修工事については市が行っています。
- 崩壊等の自然災害の危険頻度の高い山地災害危険地区とその流域の保全対策に努めるとともに、森林の保全機能の維持拡大を図る必要があります。
- 小河川やため池の維持管理については、市民や地域と協働してその維持管理体制を確立していく必要があります。

施策の目的

河川の整備、急傾斜地崩壊危険箇所等の整備をはじめ、土砂災害や水害を未然に防ぐため、総合的な取り組みを推進します。

施策の体系



主要施策

(1) 災害発生危険箇所の整備

関係機関との連携のもと、災害発生危険箇所の整備を促進し、土石流、崖崩れ等の自然災害の未然防止に努めます。

主な事業	内容	課名
土砂災害防止対策の実施	山間部の堰堤工事や流路整備を進め住民の生命財産を守り安全な地域造りを目指します。	建設課
治山事業の推進	県関係機関と連携し、山地に起因する災害の防止に努めます。	農林土木課

(2) 河川の整備

一級河川については県に整備を要請するとともに、準用河川、小河川（用排水路）については、各地域の要望に基づき計画的に整備を図ります。

主な事業	内容	課名
護岸整備の促進	未改修護岸や老朽化した護岸など改修に努めます。	建設課
小河川水路の整備実施	老朽化した水路等の整備を緊急性の高い順で整備を促進、住みよい生活環境づくりを目指します。	建設課

(3) 用排水路の維持管理体制の確立

河川清掃や農地・水・農村環境保全向上活動を推進し、市民と協働して各地域の身近な用排水路の維持管理体制の確立を図ります。

主な事業	内容	課名
小規模用排水路の管理	地元と協働により維持管理に努めます。	建設課
農業用水利施設の維持管理	農地・水・農村環境保全向上活動による草刈・泥上作業を支援します。	農林土木課 産業振興課
農業用水利施設の補修・更新	農地・水・農村環境保全向上活動による施設の補修・更新を支援します。	農林土木課

(4) 土砂災害に対する意識の高揚

洪水や土砂災害などの危険箇所を示したハザードマップを作成・公表し、市民の土砂災害に対する意識の高揚を図ります。

主な事業	内容	課名
ハザードマップ活用事業	土砂災害危険区域を詳細に示したマップにより、平常時から、災害の発生に備える意識の高揚を図ります。	総務課

(5) 土地利用等に関する指導強化

土地利用形態の変化に伴い河川への雨水量が増大しているため、開発行為等に対しては下流域の状況を考慮して指導を強化し、氾濫による浸水被害の解消を図ります。

主な事業	内容	課名
排水路の整備	異常気象・台風による異常出水による氾濫等を防ぐため排水路整備の充実を促進します。	建設課

主な指標

指標	説明	現況値 (H23)	目標値 (H29)	関連 施策
災害防止工事の実施箇所数	土砂災害防止の工事を実施した箇所数	3箇所		(1)
河川、水路の整備箇所	計画に基づいた、緊急性や老朽化した河川水路の整備課所	40箇所		(2)
危険補修箇所の点検	危険な箇所の早期補修を目的に行う早期パトロールの実施件数	12件	現状維持	(3)
自主防災リーダー研修参加者数	研修会への参加者数（消防・防災と重複掲載）	56人	200人	(4)

参画と協働の指針

市民	地域・団体・事業者
・用排水路の維持管理活動に参画します。	【地域】 ・地域での用排水路、ため池の維持管理を進めます。

第8節 消防・防災

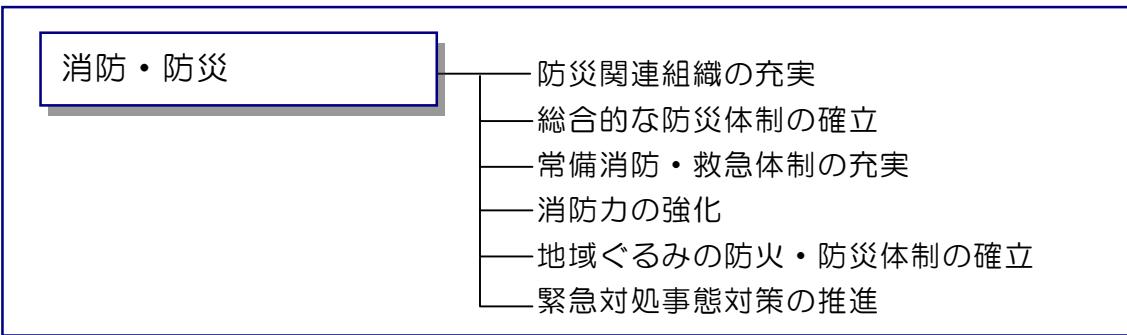
現状と課題

- 安心・安全・快適な暮らしを確保するためには、あらゆる災害に強いまちづくりが必要不可欠です。
- 本市は、東海地震防災対策強化地域及び南関東地域直下の地震対策大綱対象地域に指定されており、大規模地震が発生した場合、広域にわたり甚大な被害が生じることが予想されています。地形的に高低差があり、市街地、果樹園地帯、山間地域などの多様な生活環境を有しており、建物の倒壊や火災、地滑りなどの多様な災害の発生などが考えられます。
- 急峻な山岳地帯や山間部の集落を多く抱えていることから台風や大雨などによる崖崩れ、土石流などの土砂災害、河川の氾濫等、自然災害の発生も予想されます。
- 消防・防災体制は、東山梨行政事務組合による常備消防と、消防団による非常備消防とで構成され、これまで互いに連携しながら地域消防・防災に大きな役割を果たしてきました。
- 社会・経済情勢の変化に伴い、火災や災害の発生要因は複雑・多様化しているとともに、一部には団員の減少などによる消防団機能の低下などの問題がみられ、部の統合なども含めた組織の充実強化が必要とされています。
- 消防団の活性化をはじめ、常備消防・救急体制の充実・連携、消防施設の整備充実、さらには予防消防にかかる広報・啓発活動の一層の推進が必要となっています。
- 防災面については、地震の発生など大規模災害が予想される中、防災体制の強化が求められており、地域防災計画に基づき、総合的な防災体制の確立に努めるとともに、市民の防災意識の高揚や自主防災組織の育成、防災施設の充実、緊急時の情報通信体制の充実等を進めていく必要があります。
- いつ発生するかわからない大規模地震や風水害時には、地域防災計画に沿って災害対策を行うことから、多くの職員がその対応に当たることになり、市役所の通常業務が遂行できないことが予想されます。そのため、事前に優先して行なう業務、縮小・休止する業務を選定する「業務継続計画」の策定が必要とされています。
- 世界各地でテロが多発、武力による攻撃も想定される中、これからの自治体にとって、こうした緊急事態への対応も、取り組むべき課題のひとつとなっています。

■ 施策の目的

災害に強い安全・安心なまちづくりを進めるため、消防団の活性化や常備消防・救急体制の充実による地域消防力の一層の強化に努めるとともに、自主防災組織の充実・強化など地域防災計画に基づく防災体制の充実に努めます。また、国民保護計画に基づき、緊急時の対処措置などの体制整備を図ります。

■ 施策の体系



■ 主要施策

(1) 防災関連組織の充実

災害時の危機管理部門である甲州市防災会議、甲州市災害対策本部、甲州市水防本部、甲州市地震災害警戒本部の充実と自主防災組織との連携を図ります。

主な事業	内容	課名
地域防災計画の見直し・改訂事業	甲州市地域防災計画を見直し・改訂することにより、実効性を確保し、市民の安全・安心に寄与します。	総務課
自主防災組織資機材整備費補助事業	自主防災組織が整備する防災用資機材購入時に補助金を交付し、整備・充実を促進し、地域防災力の向上を図ります。	総務課
水防倉庫の資材整備	甲州市内に6ヶ所ある水防倉庫の資機材の補充、交換を行い有事の際に備え、甲州市水防本部、地元水防団と連携を図ります。	建設課

(2) 総合的な防災体制の確立

地域防災計画に基づき、市及び防災関係機関、市民が一体となった総合的な防災体制の確立を進めます。特に、防災施設の整備充実をはじめ、防災関連物資の備蓄、避難所となる公共施設の耐震化、孤立地域対策、防災行政無線のデジタル化による情報通信体制の充実などを図ります。また、災害時対応マニュアルの作成により災害時の対応力の強化に努めます。

主な事業	内容	課名
災害時非常用食糧、資機材の備蓄事業	非常用アルファ米を中心とした食糧の備蓄、災害時簡易トイレ等を中心とし備蓄を進め、大規模災害の発生に備えます。	総務課
防災行政無線（同報系）デジタル化整備事業	防災行政無線をデジタル化し、メールでの情報提供など情報通信体制の高度化を促進します。	総務課

（3）常備消防・救急体制の充実

広域的連携のもと、施設・設備の充実等を図り、常備消防・救急体制の一層の充実に努めるとともに、さらなる広域化に向けた推進に努めます。また、公共施設等へのAED*の設置の充実を図ります

主な事業	内容	課名
AED 維持管理事業	市内公共施設等を中心とした施設に整備しているAEDの適切に維持管理し、緊急時に備える。	総務課

（4）消防力の強化

消防団の充実強化に向け、団員の確保と資質の向上に努めるとともに部の体制の適正配置等を検討します。また、耐震性貯水槽や消防ポンプ車など消防施設・設備・資機材等の計画的整備を図ります。また、市内の史跡や文化財を火災から守るため、その周辺状況にあわせて防火水槽、消火栓、避雷針等防火施設の整備を図ります。

主な事業	内容	課名
消防協力員制度	消防団員OBを中心とした、消防協力員を組織化し、非常備消防の充実を図ります。	総務課
消防自動車整備事業	耐用年数により順次更新し、有事に備えます。	総務課
防火水槽整備事業	地域の要望により、耐震性貯水槽を設置し有事に備えます。	総務課
消防団施設費等補助事業	各部保有資機材の修繕時に補助金を交付し、適切な維持管理を行い、有事に備えます。	総務課
山梨県消防学校入校事業	消防団員が県消防学校へ入校、消防技術等を習得し、資質の向上を図ります。	総務課

* A E D : Automated External Defibrillator。自動体外式除細動器。（心臓に電気ショックを与え、機能回復させる装置。）

(5) 地域ぐるみの防火・防災体制の確立

広報紙、ホームページ、防災行政無線、ケーブルテレビ等による啓発、ハザードマップの配布など情報提供に努め市民の防火・防災意識の高揚を図るとともに、防火・防災訓練の充実、災害弱者の避難誘導体制の確立など自主防災組織の充実を図り、地域ぐるみの防火・防災体制の確立に努めます。

主な事業	内容	課名
地域防災力向上支援事業	市民を対象とした地域防災力向上研修会の開催、自主防災リーダー養成講習会等を開催します。	総務課

(6) 市役所業務継続計画の検討

非常事態時に優先して行なう業務、縮小・休止する業務を選定し、中核となる事業（業務）の継続や早期復旧を可能とするため、「市役所業務継続計画」の策定を検討します。

主な事業	内容	課名
市役所業務継続計画書の作成	市役所業務継続計画の検討をするため、業務継続計画検討会議を設置し計画書を作成します。	政策秘書課

(7) 緊急対処事態対策の推進

市民の生命、身体及び財産を保護する責務に対応するため、国民保護計画に基づき平素からの備えや予防対策を計画的に推進します。

主な事業	内容	課名
国民保護計画の見直し・改訂事業	甲州市国民保護計画を見直し・改訂することにより、実効性を確保し、市民の安全・安心に寄与します。	総務課

■ 主な指標

指 標	説 明	現況値 (H23)	目標値 (H29)	関連 施策
自主防災リーダー研修参加人数	防災意識高揚に向けた研修会への参加人数	56人	200人	(1)
非常用備蓄食糧	災害発生時に、避難した市民の生命、生活を守るために備蓄している食糧(アルファ米等)数	14,500食	30,000食	(2)
AED の設置数	公共施設等への AED の設置数	64個		(3)
消防団員数	甲州市塩山地区、勝沼地区、大和地区における消防団員の合計人数	918人	1,050人	(4)
消防協力員数	甲州市塩山地区、勝沼地区、大和地区における消防協力員の合計人数	—	100人	(4)
総合防災訓練参加人数	市民を対象とした毎年9月の防災週間を中心に実施する総合防災訓練への参加人数	6,800人	10,000人	(5)
市役所業務継続計画の策定	市役所業務継続計画の策定	—	策定する	(6)
国民保護措置に係る啓発活動回数	国民保護措置に関する広報、会議等を通じた啓発回数	—		(7)

■ 参画と協働の指針

市 民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・「自らの身は自らで守る」という意識をもちます。 ・避難場所の確認や地域等で行う防災訓練等に積極的に参加します。 ・災害発生時に、各防災機関が行う防災活動に連携・協力します。 	<p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の自主防災組織の結成や防災訓練の実施、防災資機材の整備に努めます。 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧客や従業員の安全確保に努めます。 ・防災体制の整備や事業所の耐震化、防災訓練の実施に努めます。 ・災害時には、ライフラインの確保等に全面的に協力します。

第9節 交通安全・防犯

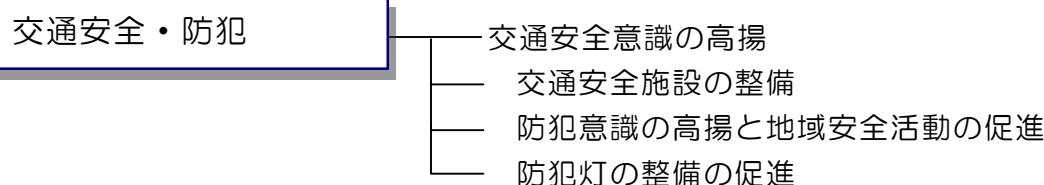
現状と課題

- 交通事故は、運転免許保有人口や世帯当の車両所有数の増加等により全国的に増加傾向にあり、特に子どもや高齢者などの交通弱者の事故の増加が懸念されています。
- 本市では、交通事故の発生を防止するため、老人クラブや学校等での交通安全教室の開催や交通安全運動の実施などを通じて、市民の交通安全意識の高揚を図るとともに、歩車道分離や危険箇所におけるカーブミラー、ガードレールなどの交通安全施設の整備を進めてきました。
- 市民のだれもが、交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、警察など関係機関・団体と連携し、交通安全教育や啓発活動を実施するとともに、引き続き交通安全施設の整備を進めていく必要があります。特に、飲酒運転の根絶については、事業所や家庭、地域との連携によりさらなる啓発活動に努める必要があります。
- 全国的に凶悪犯罪や若年層の犯罪が多発する中、犯罪からの安全性の確保が特に重要視されてきています。
- 本市では、地域と連携し通園、通学など登下校時の児童生徒の安全確保のため、「甲州市子どもの安全・安心ネット」の推進、青色パトロール車の運行や防犯灯の整備をはじめ、警察など関係機関・団体と連携し、防犯意識の啓発や各種の防犯活動の促進に努めています。
- 少子高齢化や核家族化、コミュニティ意識の希薄化等に伴い、地域の犯罪防止機能の低下も懸念されており、今後一層、防犯意識の高揚や地域での防犯体制の強化を進めていく必要があります。

施策の目的

交通事故・犯罪のない安全・安心な社会づくりを目指し、市民の交通安全意識の高揚、交通安全施設等の整備を進めるとともに、市民の防犯意識の高揚、自主的な防犯活動の促進等に努めます。

施策の体系



主要施策

(1) 交通安全意識の高揚

交通事故の発生を防止するため、市交通安全指導員会や地区交通安全協会の活動を支援するとともに、関係機関との連携により、交通安全教室や啓発活動による交通安全意識の高揚を図ります。また、家庭、地域、事業所、関係機関と連携して飲酒運転の根絶に努めます。

主な事業	内容	課名
交通安全対策事業	幼児が正しい交通ルールを身に付け、習慣として実践できることを目的として、交通安全教室や啓発活動を実施します。	市民課

(2) 交通安全施設の整備

交通の安全を確保するため、カーブミラー、ガードレール、道路照明、区画線、歩道などの交通安全施設の整備を図ります。また、交通事故による同乗中の乳児の被害軽減を図るため、乳児用チャイルドシートの無料貸し出しを継続実施します。

主な事業	内容	課名
安全柵の設置	安全対策が必要な通学路等に、順次景観に配慮した施設の設置を行います。	建設課
道路照明の整備	新設幹線道路においては、必要に応じ、道路照明の設置を行います。	建設課
歩道の整備	新設幹線道路においては、歩道の設置を行います。	建設課
交通安全施設の整備	必要に応じて、交通安全施設の設置を行います。	市民課 建設課

(3) 防犯意識の高揚と地域安全活動の促進

警察や関係機関・団体との連携のもと、広報・啓発活動や防犯にかかわる行事等を推進し、市民の防犯意識の高揚に努めるとともに、地域ぐるみの各種防犯・地域安全活動を促進します。特に、地域一体となって通学路の安全対策の強化を進めます。

主な事業	内容	課名
交通災害共済事務	交通事故による被害から市民の暮らしを守るために、加入者が交通事故による災害を受けた場合に見舞金を受け取ることができる制度への加入促進を、広報等を通じて推進します。	市民課

(4) 防犯灯の整備

夜間の通行の安全性確保と犯罪の未然防止のため、防犯灯の整備を促進します。

主な事業	内容	課名
防犯灯の整備	防犯灯を整備する行政区に補助金を交付します。	総務課

主な指標

指標	説明	現況値 (H23)	目標値 (H29)	関連施策
交通安全教室開催回数	幼児を対象とした交通安全教室の開催回数	192回	現状維持	(1)
交通安全施設の整備	交通安全施設設置件数	—	↗	(2)
加入申込者数	交通災害共済加入者数（毎年更新）	1,848人	2,500人	(3)
防犯灯の設置箇所数	防犯灯を設置した箇所数	29件	↗	(4)

参画と協働の指針

市民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> 交通安全に対する高い意識を持ち、交通ルールの遵守と正しいマナーを実践します。 自分自身及び家族の安全は自分で守るという意識を持って日常生活を送ります。 	<p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の連帯意識を高め、交通事故や犯罪を抑制する機能を高めます。 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通安全に対する啓発、研修を実施します。 犯罪の発生を抑止する体制整備に努めます。

第 10 節 消費者対策

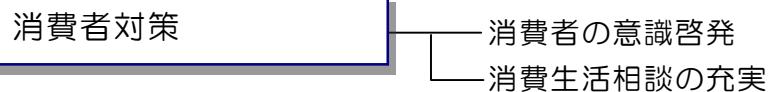
現状と課題

- 生活様式の多様化、情報化、高齢化等の進展に伴い、訪問や電話での悪質な勧誘、インターネットなどによる有料サイトの架空請求など、被害が増加する傾向にあります。
- 本市においては、甲州市消費生活相談員をはじめ関係機関・団体との連携のもと、市民の安全で安心なゆとりある家庭生活の実現を目指して、消費者への的確な情報提供、商品に関する正しい知識の普及等を推進しています。
- 商品販売形態の一層の多様化が予想される中で、よりよい商品・サービスを選択するためには、消費者自身がマルチまがい商法等を見抜く目を養うことが大切です。
- 関係機関・団体と連携しながら、消費者教育・啓発や情報提供、相談業務を充実させていく必要があります。

施策の目的

自立する消費者の育成を図るため、近年の環境変化を踏まえた消費者行政を推進します。

施策の体系



主要施策

(1) 消費者の意識啓発

関係機関との連携のもと、広報・啓発活動の推進をはじめ、消費者フェスティバルや消費者講座の開催、消費者向けパンフレットの配布等を通じて市民や消費者団体に対して、消費生活に関する情報提供に努めます。

主な事業	内容	課名
消費生活地域講座の実施	消費者トラブルに遭わないための対処法等を学ぶことを目的とした講座を行います。防犯対策に役立つ各種パンフレットの配布を行い、市民の意識啓発を図ります。	市民課

(2) 消費生活相談の充実

市民の消費生活における利益を擁護するため、トラブルの未然防止と発生後の適切な対応に向け、関係機関と連携のもと、消費生活相談体制の充実に努めます。

主な事業	内容	課名
消費生活相談窓口の設置	消費生活相談窓口を設置し、消費生活に係わる相談を受け付けています。	市民課
無料消費生活相談	毎月 20 日前後に、専門家による架空請求・訪問販売など、消費生活に関する無料相談会を開催しています。	市民課
消費生活相談員の紹介	身近な相談役として各地域で活躍されている消費生活相談員の紹介を行います。	市民課

主な指標

指標	説明	現況値 (H23)	目標値 (H29)	関連施策
消費生活講座への参加者数	消費生活講座へ参加した市民の数	100人	↗	(1)
消費生活相談者数	専門家による無料消費生活相談会に訪れる市民の数	42人	↗	(2)

参画と協働の指針

市民	地域・団体・事業者
・正しい消費知識を習得し、トラブルに巻き込まれないようにします。	<p>【地域・消費者団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域及び消費者団体間で、情報の共有化を図ります。 ・消費生活情報の提供や消費者教育、啓発事業を実施します。 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な表示及び取引方法を実施します。

第4章 自然と共生する環境保全のまちづくり

第1節 環境保全

現状と課題

- 地球温暖化をはじめとする地球環境問題から、水質汚濁などの身近な環境汚染に至る様々な環境問題の発生を背景に、自治体においても、持続可能な循環型社会の形成に向けた総合的な環境施策の展開が極めて重要な課題となっています。
- 本市は、秩父多摩甲斐国立公園に指定されている大菩薩山系や秩父山系の森林とともに、森林地域をはじめ清らかな水の流れる渓谷、河川など、豊かな自然に恵まれています。これら豊かな自然環境の保全に努めてきたほか、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく府内における温室効果ガスの削減、環境美化運動の促進、公害防止対策の推進、さらには広報・啓発活動の推進や学校における環境教育の推進など、環境保全にかかわる各種施策の推進に努めてきました。
- 市民の環境保全への関心も急速に高まってきており、市民が主体となった河川などの一斉清掃や環境美化運動に取り組むなど、自主的な環境保全活動が活発化しつつあります。
- 優れた自然環境の保全をはじめ、省エネルギーの推進、太陽光・バイオマス^{*}などの新エネルギーの活用の推進など地球温暖化防止対策の推進に向け、市民・事業所や地域が一体となって環境保全に取り組む必要があります。また、快適な住みやすい環境の保全に向けた公害対策についても推進していく必要があります。

施策の目的

市民との協働のもとにあらゆる環境問題への対応を進め、豊かな自然環境の保全とともに総合的な生活環境の保全に努め^{**}ます。

* バイオマス：家畜排せつ物や生ごみなどの動植物から生まれた再生可能な有機性資源。

施策の体系

環境保全

- 環境基本計画の推進
- 地球温暖化対策の推進
- 新エネルギー導入への取り組みの推進
- 公害防止対策の推進
- 自然環境保全・環境美化運動の推進
- ごみの不法投棄の防止

主要施策

(1) 環境基本計画の推進

環境基本計画を推進し、環境保全に関する啓発や環境教育などを通して、市民意識の高揚を図ります。

主な事業	内容	課名
環境基本計画推進事業	環境基本計画を基づき、市民・事業者と一体となり、環境問題の解決及び環境保全を推進します。また、目標値が達成できるよう進捗状況等の進行管理を行い、環境施策が達成できるように支援し、生活環境保全に努めます。	環境政策課

(2) 地球温暖化対策の推進

温室効果ガスの削減に向け、環境基本計画の推進に基づき、地球温暖化対策を推進し、市民、事業者、行政等の各主体が、市域の自然的・社会的な特性を踏まえ、各自の役割に応じた取り組みを総合的かつ計画的に推進します。

主な事業	内容	課名
廃食用油の回収事業	家庭からの廃食用油（天ぷら油）を回収し、精製したBDFの利用・促進を推進します。	環境政策課

(3) 新エネルギー導入への取り組みの推進

太陽光・バイオマスなど、環境負荷の少ない新エネルギーの導入について調査・研究を進めます。

主な事業	内容	課名
太陽光発電システム設置補助事業	家庭に対する太陽光発電システム設置の補助を行います。	環境政策課

(4) 公害防止対策の推進

水質汚濁をはじめ、騒音、悪臭、振動などの公害に対し、関係機関との連携のもと、監視・指導を推進し、公害防止に努めます。

主な事業	内容	課名
水質汚濁等公害対策事業	河川水・地下水の水質検査、自動車騒音の常時監視等公害対策を推進します。	環境政策課

(5) 自然環境保全・環境美化運動の推進

国立公園、自然環境保全地区、自然記念物など貴重な自然の保護に努めます。

また市民との協働のもと、緑化の促進や河川清掃などの環境美化活動を推進します。

主な事業	内容	課名
河川清掃事業	地域の方々のご協力により河川・水路等の清掃を実施することにより、環境保全に努めます。	環境政策課

(6) ごみの不法投棄の防止

広報・啓発活動の推進による市民の環境保全意識の高揚、パトロールの実施など監視等により、ごみの不法投棄の防止に努めます。

主な事業	内容	課名
不法投棄等防止事業	環境保全の意識の高揚や監視を強化することにより、不法投棄等の防止に努めます。	環境政策課

■ 主な指標

指 標	説 明	現況値 (H23)	目標値 (H29)	関連 施策
環境基本計画の進捗率	環境基本計画が予定通り進んでいる率	—	↗	(1)
廃食用油の回収量	回収した廃食用油の量	1,031 ℥	1,500 ℥	(2)
太陽光発電補助件数	太陽光発電を設置した件数	—	↗	(3)
苦情等の相談件数	騒音等の苦情の相談を受けた件数	177 件	50 件	(4)
環境美化コンクール開催回数	自然を愛護し、川に親しみ、水辺に触れ合える環境作りへの啓発を図ることを目的とした 小学生を対象にしたコンクール回数	1回	現状維持	(5)
河川清掃回数	川をきれいにする運動の一環として行う市内各地区における河川清掃の年間実施回数	2回	現状維持	(5)
環境美化実施地区数	市と市民との協働により河川清掃・地域の環境美化運動に取り組んでいる区の数	84	100	(5)
不法投棄物回収量	市内で不法投棄された廃棄物の年間回収量	20t	18t	(6)

■ 参画と協働の指針

市 民	地 域・団 体・事 業 者
<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギーなど環境に配慮した生活を行うとともに、身近な自然の保護活動に参加します。 ・近隣の迷惑となるような騒音、悪臭等を出さない生活を行います。 ・不法投棄の監視に参加します。 	<p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の良好な生活環境を維持するため、環境美化や環境保全活動を行います。 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した製品の開発や環境保全活動に主体的に取り組むとともに公害関係法令を遵守した事業活動を行います。 ・地球温暖化防止、省資源・省エネルギーの推進を図ります。

第2節 環境衛生

現状と課題

- 環境問題の多くは、日々の事業活動や日常生活がもたらす環境への負荷によるところが大きく、将来の世代に良好な地球環境を引き継ぐためには、今後も、社会全体として環境への負荷の少ない循環型社会を構築していく必要があります。
- 本市のごみ処理は、現在、塩山地域では一般家庭可燃ごみは甲府市営の施設で、一般家庭粗大ごみ及び事業系可燃ごみは、県内及び県外の民間業者に処理委託しており、勝沼・大和地域では山梨市・笛吹市・甲州市で運営する東山梨環境衛生組合の施設で処理を行っています。今後は甲府市・笛吹市・山梨市・甲州市で設立した甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合によるごみ処理施設の整備の完成が平成28年度に予定されています。広域で処理することから資源の再利用、熱回収等についての高効率化が可能であり、それに伴う環境負荷の低減や施設建設及び運営コストの低減など市内のごみの安定した処理が見込まれます。
- 甲府・峡東地域ごみ処理施設の整備にあたり、4市においてごみ減量目標を設定していることから、市民の理解と協力のもと、ごみの減量化やリサイクル等の促進、不法投棄の防止等に一層積極的に取り組んでいく必要があります。
- 本市のし尿処理は、現在、市営のし尿処理場で塩山地域と勝沼地域の一部を処理し、残りの勝沼地域と大和地域の一部のし尿は青木が原衛生センターに処理委託しています。今後は、下水道等の整備に伴いし尿が減少し、浄化槽汚泥が増加すると思われ、これらに即した体制の充実が求められています。
- 斎場については、山梨市・甲州市・笛吹市による東山梨行政事務組合で東山聖苑を運営しています。

施策の目的

循環型社会の形成を目指し、ごみ処理体制の充実を進めながら、3R運動*を促進し、ごみを出さないライフスタイルへの転換を進めるとともに、し尿処理体制の充実に努めます。また、斎場の利便性向上に努めます。

* 3R運動：循環型社会の形成に向けた、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）に取り組む運動。

施策の体系

環境衛生

- ごみ収集・処理体制の充実
- ごみ減量化・3R運動の促進
- し尿収集・処理体制の充実
- 斎場の広域運営

主要施策

(1) ごみ収集・処理体制の充実

安定したごみ処理のため、ごみ収集体制・処理体制の充実に努めます。また、甲府・
峡東地域ごみ処理施設事務組合による統一した収集・処理体制の確立を図ります。

主な事業	内容	課名
ごみ収集事業	安全かつ効率的なごみの収集運搬体制を整備するとともに、ごみステーションの衛生管理、環境美化を推進することにより、市民生活の向上に努めます。	環境政策課
ごみ処理事業	収集運搬及び環境センターへ持込まれた一般廃棄物を処理先へ委託することにより、適正なごみ処理がなされ、市民生活に支障のない安定した生活の推進に努めます。	環境政策課
東山梨環境衛生組合負担金	勝沼地域、大和地域の可燃ごみ（家庭系及び事業系）の収集から最終処分まで東山梨環境衛生センターにおいて、適正な処理がなされ、市民生活に支障のない安定した生活の推進に努めます。	環境政策課
甲府・峡東地域ごみ処理施設建設事業（負担金）	ごみ処理施設の廃止、老朽化に伴い、広域化ごみ処理施設を整備することにより、一般廃棄物の適正処理がなされ、市民生活に支障のない安定した生活の推進に努めます。	環境政策課
一般廃棄物最終処分場整備事業（負担金）	県内全市町村を対象とした広域的・拠点的な一般廃棄物処分場の整備を図ります。	環境政策課

(2) ごみ減量化・3R運動の促進

市民及び事業者のごみ減量運動や3R運動を促進するとともに、一般家庭用生ごみ処理機の設置を促進します。

主な事業	内容	課名
ごみ減量化及び再生利用の推進事業	循環型社会の構築に向け、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を推進し、ごみを出来る限り資源として捉え、更なるごみの減量、資源化に努めます。	環境政策課

(3) し尿収集・処理体制の充実

下水道事業等の推進に伴うし尿の減少と浄化槽汚泥の増加に対応し、収集・処理体制の充実に努めます。

主な事業	内容	課名
し尿処理事業	塩山地区及び勝沼地区の一部のし尿・浄化槽汚泥を甲州市環境センターで処理し、大和地区的下水道区域外および残りの勝沼地域分を青木ヶ原衛生センターに処理委託を行います。	環境政策課

(4) 斎場の広域運営

広域的連携のもと、東山聖苑の利便性向上と適正管理に努めます。

主な事業	内容	課名
斎場運営負担金事業	広域運営の適正管理に努めます。	環境政策課

主な指標

指標	説明	現況値 (H23)	目標値 (H29)	関連 施策
可燃ごみの減量	ごみの総排出量の約7割を占める可燃ごみの処理量	8,200t	7,500t	(1)
リサイクル率	ごみの総排出量に対するリサイクル(再資源化)されたごみの割合	25%	28%	(2)
ごみ減量化量	各地区及び各種団体による資源物回収量	2,229t	2,800t	(2)
し尿処理量	環境センター及び青木ヶ原衛生センター等で処理したし尿の量	7,069kℓ	6,362kℓ	(3)
斎場利用件数	東山聖苑の利用件数(火葬場使用件数)	1,049件	—	(4)

参画と協働の指針

市民	地域・団体・事業者
・ごみの分別を確実に実施します。 ・家庭のごみ発生を少なくします。 ・3R運動を行います。	【事業者】 ・事業所でのごみの発生を少なくします。 ・3R運動を行います。

第3節 水道

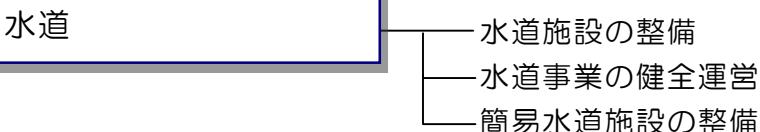
現状と課題

- 水道は、市民が健康で快適な生活を送るために欠くことのできない重要な社会基盤です。
- 本市の水道事業は、上水道事業と簡易水道事業によって行っており、水道普及率は97.1%（平成23年3月31日現在）となっています。
- 水需要に対応し、配水管、配水池など各種水道施設の整備により給水体制の充実に努めてきており、平成20年より嶽東地域広域水道企業団から水道水の受水を行い、水の安定供給が一層図られています。
- 施設の老朽化への対応をはじめ、災害に強い施設の充実、簡易水道施設の統合の検討が課題となっています。
- 各種水道施設の整備及び拡張等を計画的に推進するとともに、管理・運営体制の充実を図り、安全な水の安定供給に努める必要があります。

施策の目的

安心で安全な水の安定供給のため、施設の整備など給水体制の充実を図ります。また、水道事業の健全経営に努めます。

施策の体系



主要施策

(1) 水道施設の整備

配水管、配水池などの施設の老朽化や災害時への対応、水質管理の強化、長期的な水需要の予測等を総合的に勘案し、各種水道施設の整備を計画的かつ効率的に推進します。

主な事業	内容	課名
配水管布設（新設）・配水管布設替（老朽管更新）・配水池老朽化対策	多様な水需要への対応、地震などの災害時に強い水道を目指します。	水道課

(2) 水道事業の健全運営

事務事業の合理化、効率化や経費の節減、公平で適切な料金体系の設定等を通じ、水道事業の健全運営に努めます。

主な事業	内容	課名
公営企業会計制度の見直し	地方公営企業会計の形を時代の変化にあわせ民間企業会計に近づけます。	水道課
水道料金の見直し	平成22年度に水道料金の統一を行ったが、今後の経営状況を見極めて水道料金の見直しを行います。	水道課

(3) 簡易水道施設の整備

簡易水道施設の広域な観点に立って合理的かつ適切な整備を進め、効率的な経営・管理を目的とした統合整備事業を実施し、施設の充実を図ります。また、統合整備にあわせて集中監視・管理システムの導入を進め、住民への安心、安全な水の安定供給を図ります。さらに、水道未普及地域にある小規模水道については、簡易水道の統合整備を進める中で区域の拡張等により国の補助採択基準を検討し、公営水道化に向け施設整備を進めています。

主な事業	内容	課名
水道未普及地域の解消	塩山・上下小田原地域の小規模水道施設(8箇所)を簡易水道施設として整備します。	水道課

主な指標

指標	説明	現況値 (H23)	目標値 (H29)	関連施策
配水管更新延長	老朽化した配水管の整備延長	2,400m	11,300m	(1)
料金見直しの検討会議開催数	使用料等の見直しを検討する会議の開催数	—	4回	(2)
水道普及率	給水区域内人口に占める現在給水人口の割合	97.1%		(3)

参画と協働の指針

市民	地域・団体・事業者
・節水に努めます。 ・公共料金の納付義務の必要性の更なる理解に努めます。	【地域・団体】 ・合理的な使用に努めます。

第4節 下水・排水処理対策

現状と課題

- 河川など公共用水域の水質汚濁を防止し、良好な居住環境を確保するため、全国的に下水道の整備が大きな課題となっています。
- 本市の下水処理は、公共下水道と浄化槽（合併処理）で行っており、公共下水道事業については、塩山地域では昭和54年から、勝沼地域では昭和62年から、峡東流域下水道関連公共下水道として事業着手、大和地域では特定環境保全公共下水道として平成6年から事業着手して平成15年に終了しています。現在、本市全体の下水道普及率は52.4%となっています。
- 下水道計画区域以外の地域についても大和地域は平成14・15年と浄化槽（合併処理）事業を実施し、塩山・勝沼地域についても平成19年から市町村浄化槽設置整備（合併処理）事業を開始し、市全体の生活排水処理施設の充実を図っています。
- 下水道等の整備は、豊かな自然環境の保全と快適な環境づくりに欠かせないものであり、市民の理解と協力のもと、整備及び加入の促進に努め、さらなるコスト縮減をはじめ、整備区域や整備手法、優先順位、整備速度、さらには適正な使用料などについて、全市的な視点で検討しながら、計画的に進めていく必要があります。

※H25.26年度峡東流域関連公共下水道事業及び甲州市公共下水道計画変更予定です。

- 下水道事業開始から30年以上がたち当初布設された施設については老朽化対策が必要になってくる事が予想されています。そのため施設の点検調査や維持管理台帳等の整備を行ない、長寿命化計画を作成し、計画的な保守が必要となっています。
- 今後訪れる高齢化社会及び人口減少に対応できるよう下水道計画の見直しをし、健全な経営を目指す必要があります。
- 大規模災害に対応し、ライフラインとして整備していく必要があり、下水道耐震化計画に基づき災害に強い下水道整備をしていく必要があります。

施策の目的

市民の理解と協力のもと、地域の実情に応じた事業による市全域における下水・排水処理施設の整備に努めます。

■ 施策の体系

下水・排水処理対策

公共下水道の整備

浄化槽（合併処理）の整備

啓発活動の推進

■ 主要施策

(1) 公共下水道の整備

塩山地域の塩山・松里・奥野田地区のうち 978ha、勝沼地域のうち 444ha を都市計画事業の公共下水道計画区域と定めるとともに、峡東流域関連公共下水道事業として区域を定め整備を図ります。※H25.26一部変更予定

主な事業	内容	課名
峡東流域関連公共下水道	塩山地区、勝沼地区において、1422ha の下水道整備を推進し、環境保全に努めます。	都市整備課
特定環境保全公共下水道	大和地区において、47.1ha の下水道整備を推進し、環境保全に努めます。	都市整備課

(2) 浄化槽（合併処理）の整備

塩山地域・勝沼地域・大和地域の公共下水道計画区域以外の地域を浄化槽（合併処理）事業により整備を図ります。

主な事業	内容	課名
市町村浄化槽設置整備事業	甲州市全域のうち下水道計画区域外に浄化槽を設置し、河川の水質改善、生活環境の向上を目指します。	都市整備課

(3) 啓発活動の推進

広報・ホームページ等により情報を提供し、個人及び地域へ理解を高め生活排水処理の普及率の推進を促します。

主な事業	内容	課名
下水道普及啓発事業	アンケート調査及び普及啓発活動を実施し、下水道事業の推進及び加入率の向上を目指します。	都市整備課

■ 主な指標

指 標	説 明	現況値 (H23)	目標値 (H29)	関連 施策
下水道普及率	行政区域内人口に占める現在処理区域内人口の割合	52.4%	60.0%	(1)
水洗化率	処理区域内（整備）人口に占める既接続（使用）人口の割合	82.2%	83.0%	(2)
下水道啓発活動回数	下水道啓発活動の実施回数	5回	10回	(3)

※H23 地方公営企業決算状況調査による

※H25.26一部変更予定

■ 参画と協働の指針

市 民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none">生活排水処理について理解を深め、積極的に排水処理対策に取り組みます。異物（油や合成洗剤、生ごみなど）を流さないよう、生活排水に注意します。	<p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none">生活排水処理について理解を深めます。 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none">公共水域の汚濁、汚染防止策となる施設の設置及び管理の徹底を進めます。

第5章 心豊かな人を育む教育・文化のまちづくり

第1節 幼児・学校教育

現状と課題

- 次代を担う子どもたちが、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力など生きる力を身につけ、社会に貢献できる人間として心身ともに健やかに成長していくことができる教育環境づくりが強く求められています。
- 平成24年4月現在、本市には保育所16箇所、幼稚園が1園、小学校が13校、中学校が5校あり、保育所園児数957人、幼稚園園児数は34人、小学校児童数は1,898人、中学校生徒数は1,021人となっています。
- 本市はこれまで、市の教育目標「たくましく 心豊かなひとづくり」を基本に、保育所、幼稚園、学校ごとに教育目標を定めて児童・生徒の育成に努めてきました。また、甲州市食育基本計画に基づいて学校給食における「食育」についても計画的な取り組みを進めています。
- 児童・生徒数は年々減少するなど少子化や核家族化が進む中、基本的な生活習慣を養う幼児教育の一層の充実が求められているほか、生きる力の育成を重視した教育内容の充実などが課題となっています。
- このため、特色ある教育活動の推進、教職員の資質の向上、特別支援教育の充実、及び学校施設・設備の整備を進めていく必要があります。
- 不登校やいじめなど心の問題への対応、子どもの安全の確保、地域の意向等を踏まえた学校の適正規模の検討など、保護者や地域と連携して総合的な教育環境の向上に努める必要があります。
- さらに、本市には、県立塩山高校と県立産業技術短期大学校があり、これらの教育機関との連携により、より充実した地域教育環境づくりを目指します。

施策の目的

次代の本市を担う人材の育成に向け、生きる力の育成を重視した特色ある教育活動、安全な学校施設・設備の整備など、総合的な教育環境の向上に努めます。

■ 施策の体系

幼児・学校教育

- 幼児教育の充実
- 義務教育の充実
- 学校施設の整備充実
- 心の問題への対応
- 特別支援教育の充実
- 教職員の資質の向上
- 健やかな体の育成
- 子どもの安全性の確保
- 規範意識の醸成

■ 主要施策

(1) 幼児教育の充実

核家族化の進展などによる保護者や地域の多様化するニーズに応じた情報の提供や就学指導などの相談体制の充実に努め、保育所、幼稚園、学校等との連携を図り、就学児の適切な教育環境の整備に努めます。また、幼児期の家庭における適切な親子関係、しつけなど、明るく礼儀正しい幼児の発育を目指し、家庭や地域、各機関が協力して教育力の強化を図ります。

主な事業	内容	課名
幼・保・小の連携	交流活動、相互の参観や合同研修会等を実施します。	教育総務課
家庭教育への支援	子育て支援に関する講演会や研修会の充実を図ります。	教育総務課
地域社会での取り組み	幼児期の家庭における適切な親子関係、しつけなど、明るく礼儀正しい幼児の発育を推進します。	教育総務課

(2) 義務教育の充実

地域に根ざした豊かで多様な学習環境を構築し、創意工夫に満ちた教育活動の展開を図り、知・徳・体の基礎・基本を身につけるとともに個性や創造性豊かな児童・生徒の育成に努め、思いやりの心を持つ豊かな人間性を醸成し、自ら学び、考える自主性、社会性、協調性を身につけた「生きる力」を育む教育活動を推進します。

また、国際化や情報化、環境問題への取り組みなど時代変化に対応した教育の充実に努め、勤労観、職業観を育てる教育を積極的に推進します。

さらに、児童・生徒の教育環境を的確に把握し、教育の効果や効率性を考慮し、学校規模の適正化についても検討を進めます。

主な事業	内容	課名
地域に根ざした教育の推進	地域に根ざした豊かで多様な学習環境を構築し、創意工夫に満ちた教育活動の展開を図ります。	教育総務課
「確かな学力」の定着・向上に向けての取り組み	学習指導要領の全面実施を受け、児童・生徒が主体的に学習に取り組む態度を養い、確かな学力の定着・向上を図ります。	教育総務課
学級・学校規模の適正化	児童・生徒数が徐々に減少する現状を十分に把握しながら、教育の効果や効率性を考慮し、複式学級の解消対策を行います。	教育総務課
国際理解教育の推進	教員の指導力向上と、ALT（外国語指導助手）の活用を行います。	教育総務課
環境教育への取り組み	省エネ活動や環境活動を実践します。	教育総務課
キャリア教育の認識と推進	キャリア教育の重要性について、保護者や地域の理解を深めます。	教育総務課
学校地域支援 ボランティア事業の推進	地域の教育力の活用を図る支援体制を構築します。	教育総務課
読書活動の推進	日常生活の中で自然に読書できる能力を養います。	教育総務課
地域への学校開放の取り組み	地域住民や特に高齢者が蓄えている熟練した知識や技術を子どもたちに伝える場所を提供します。	教育総務課

（3）学校施設の整備充実

学校施設の耐震化やセキュリティ設備の導入など安全な教育環境を確保するとともに、教員の一人一台パソコンの整備や教育内容の多様化にも対応できるよう、計画的な学校施設・設備の整備を図ります。

主な事業	内容	課名
学校施設の安全対策の推進	各教室への空調設備の整備を行います。	教育総務課
情報教育の充実	教育内容の多様化にも対応できるよう、計画的な運営や教職員の学習環境の向上を図ります。	教育総務課

（4）心の問題への対応

いじめや不登校などの心の問題に対し、校内体制を整えて相談・指導の充実に努めるとともに、家庭や地域と一体となった指導体制づくりを進めます。

主な事業	内容	課名
いじめ・不登校問題への取り組み	児童・生徒や保護者からの相談や連絡体制の強化を図ります。	教育総務課
家庭教育との連携	学校やPTAが中心となり、子どもの生活環境を整える仕組みを構築します。	教育総務課

(5) 特別支援教育の充実

各学校における施設の充実、教育内容の改善を図るとともに、「子ども支援スタッフ」の活用により特別支援教育の充実を図ります。また、適切な就学相談・指導の充実・強化を推進します。

主な事業	内容	課名
子ども支援スタッフ制度の充実	学校支援スタッフのより効率的な活用を図り、一人ひとりにきめ細やかな指導を行います。	教育総務課
庁内組織の連携	保護者や地域の多様化するニーズに応じた情報提供を行い、就学に向けての相談体制の充実を図ります。	教育総務課

(6) 教職員の資質の向上

適切な指導の推進や国・県及び教育団体等の研修・研究活動の促進等を通じ、教職員の資質・能力の向上を促進します。

主な事業	内容	課名
教職員研修の充実	教職員の資質や能力、実践的指導力や適切な指導を推進します。	教育総務課
学校の自主性・自立性の確立	校長自らが各種教育課題への対応策を設定し、学校の自主性・自立性を確保します。	教育総務課

(7) 健やかな体の育成

体力テストの結果を分析し、児童・生徒一人ひとりの課題を明確にし、体育の授業や特別活動へ反映させ、児童・生徒が自主的に体力向上に取り組める環境を整えます。また、児童・生徒の基本的な生活習慣を育成し生活リズムを向上させるため、「早寝 早起き 朝ごはん」の取り組みを推進し、調和のとれた生活習慣が身に付くよう、健康教育を推進します。

学校給食の安全・安心を確保するとともに、「食育」を推進し、地場産品を通じた地域への理解を深め、学校給食における地産地消を推進します。また、学校給食のより効率的な運営方法を検討します。

主な事業	内容	課名
学校体育・スポーツの充実	児童・生徒が自主的に体力向上に取り組める環境整備を図り、体育の授業や特別活動へ反映させます。	生涯学習課
学校保健の充実	「早寝・早起き・朝ごはん」の取り組みを推進します。	教育総務課
学校給食の安全の確保	児童・生徒の給食の安全・安心を確保するため、早急に新しい施設を設置します。	教育総務課
「食育」の推進	地場産品への理解を深め、学校給食における地産地消を推進します。	教育総務課

(8) 子どもの安全性の確保

児童・生徒を交通事故、生活時の危険、自然災害等から守るために、学校で安全に対する活動や、児童・生徒が自ら状況を適切に判断し安全に行動できるよう安全教育を推進します。

通学路の安全確保のため、各学校が作成した通学路を実地での検証や、地図上で広域に再点検し、道路管理者や警察関係者、教育委員会、学校が合同で通学路の安全点検を行います。

登下校時の安全確保のため、青色パトロール車の運行や子ども 110 番の家などの取り組みを充実させるとともに、不審者情報等の情報を携帯電話へ直接メールで発信する「甲州市子ども安心・安全ネット」の活用をさらに図り、保護者や学校、地域の連携による見守り活動の推進を図ります。

主な事業	内容	課名
子どもの安全性の確保	児童・生徒を交通事故、生活時の危険、自然災害等から守るために、学校で安全に対する活動や、児童・生徒が自ら状況を適切に判断し安全に行動できるよう安全教育を推進します。	教育総務課

(9) 規範意識の醸成

「甲州市子ども 10 の誓い」を通じて、社会規範のかん養を学校、家庭、地域と連携して推進を図ります。

甲州市「確かな学力」育成プロジェクト委員会の「学級づくり・集団づくり」分科会と「保護者・地域住民との連携」分科会で、「甲州市子ども 10 の誓い」を意識した活動を行っています。

主な事業	内容	課名
「甲州市子ども 10 の誓い」の推進	「甲州市子ども 10 の誓い」を通じて、社会規範のかん養を学校、家庭、地域と連携して推進	教育総務課

■ 主な指標

指 標	説 明	現況値 (H23)	目標値 (H29)	関連 施策
研修会参加者数	幼・保・小の合同研修会への延べ参加者数	100人	200人	(1)
就学援助該当数	小中学校の要保護・準要保護児童生徒の合計	367人	247人	(2)
教材充実費	市内の児童生徒一人当たりに対する教材費	27千円	23千円	(2)
パソコン保有台数	小中学校のパソコン教室の設置台数	562台	840台	(3)
空調設備整備箇所	各学校施設の空調設備の整備箇所	30箇所	224箇所	(3)
相談支援件数	教育相談員による、児童生徒及び保護者を対象とした教育相談件数	167回	50回	(4)
子ども支援スタッフの設置数	子ども支援スタッフの設置数	17校	18校	(5)
教職員の研修参加人数	研修会に参加した教職員の延べ人数	300人	800人	(6)
生活リズムの向上	「早寝早起き朝ごはん」を実施している児童の割合	80%	↗	(7)
防災訓練実施回数	各小中学校において年間を通じて防災訓練を実施した回数	2回	↗	(8)
子どもの10の誓いに即した事業の数	確かな学力育成プロジェクト等による子どもの10の誓いに即した事業の数	1事業	↗	(9)

■ 参画と協働の指針

市 民	地域・団体・事業者
<p>【児童・生徒】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心豊かに、自ら学び、たくましく生きます。 <p>【家庭・保護者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭における基本的な生活習慣、しつけを身につけさせるなど、保護者の責務を果たします。 	<p>【地域・PTA】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における児童生徒の健全育成を支援します。 ・学校と連携し、通学路をはじめとする地域の防犯、交通安全活動を行います。 ・地域一体となって児童・生徒の安全対策を進めます。

第2節 青少年健全育成

現状と課題

- 昨今、青少年を取り巻く環境は少子化、核家族化、地域における人間関係の希薄化、各種情報の氾濫等に伴い、大きく変化しています。このような状況は青少年の意識や行動に大きく影響し、暴力化や引きこもり、凶悪犯罪の低年齢化など社会問題化しています。
- 本市においては、甲州市青少年育成市民会議を中心に家庭や学校、地域、行政と連携をとりながら健全な社会環境づくりに向けた活動が進められているほか、青少年に対する体験・交流機会、社会参加機会の提供等を行い、青少年の健全育成に取り組んでいます。
- 甲州市「親のあり方 10か条」～心豊かな子どもを育てるために～を制定するなど、市民みんなで子どもたちのために親のるべき姿を考える取り組みを進めています。
- 青少年の健全育成は本市の重要課題であるという認識に立ち、家庭、学校、地域や関連各種団体など様々な機関と連携を密にし、全市一体となった青少年健全育成活動を推進していく必要があります。

施策の目的

家庭、学校、地域や関連各種団体など関係機関と連携を密にし、情報を共有しながら、全市一体となって青少年の健全育成に努めます。

施策の体系

青少年健全育成

青少年団体・指導者の育成

健全な社会環境づくり

青少年の地域活動等への参加促進

【主要施策】

(1) 青少年団体・指導者の育成

地域育成会、子どもクラブなど青少年団体を育成・支援します。また、自然体験や生活体験活動などを通じて、青少年健全育成指導者やジュニアリーダーの指導者の育成・確保に努めます。

主な事業	内容	課名
自然体験活動事業	少年少女ふるさと探検隊、少年ジャンボリー等を実施します。	生涯学習課
青少年指導者の育成	子どもたちを支援する地域指導者の育成を行います。	生涯学習課
ジュニアリーダーの育成	子ども自主活動を支援する指導者を育成します。	生涯学習課
青少年教育の推進	育成会、子どもクラブの支援を行います。	生涯学習課

(2) 健全な社会環境づくり

関係機関と連携し、非行の防止や有害環境の浄化など健全な環境づくりに関する活動を促進します。

主な事業	内容	課名
甲州市青少年総合対策事業	青少年育成甲州市民会議を中心に、講演会や夜間パトロール等を実施します。	生涯学習課 福祉課
市民会議の充実	青少年育成甲州市民会議活動を促進します。	生涯学習課

(3) 青少年の地域活動等への参加促進

青少年の地域活動、スポーツや芸術活動、ボランティア活動等への参画機会の充実を図り、青少年の地域社会への参加を促進します。

主な事業	内容	課名
地域行事への参加促進	地域行事情報の提供を行います。	生涯学習課
地域活動の推進	青少年が地域社会に参加しやすい環境づくりを行います。	生涯学習課

■ 主な指標

指 標	説 明	現況値 (H23)	目標値 (H29)	関連 施策
自然体験活動への参加者数	少年少女ふるさと体験隊等への参加者数	150人	150人	(1)
ふるさと体験参加者	市内の小学6年生を対象とした、歴史や文化を学ぶ「ふるさと体験交流事業」への参加者数	57人	60人	(2)
夜間パトロールの実施回数	青少年の非行防止に向けた夜間パトロールの実施回数	10回	➡	(2)
青少年地域活動への参加者	地域子どもクラブ行事への参加者数	1,500人	➡	(3)

■ 参画と協働の指針

市 民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・地域での青少年健全育成・環境づくりに努めます。 ・甲州市「親のあり方10か条」を守り、よりよき育成に取り組みます。 	<p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健全な環境づくりを進めます。 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未成年者のたばこ、酒等の購入を抑止します。

第3節 生涯学習

現状と課題

- 少子高齢化や情報化の進展、教育水準の向上や余暇時間の増大などを背景として、心の豊かさや自分らしさの発見など豊かな生活を送るために、幼児期から高齢期までの生涯を通じて行うことができる生涯学習の実現が求められています。
- 本市においては、市民文化会館、地区中央公民館、地区公民館、自治公民館、図書館などを生涯学習の拠点として、生涯の各期に応じた各種の教室・学級等を開催しているほか、学習情報の提供や広報・啓発活動を推進しています。
- 社会・経済情勢が急速に変化する中で、市民の学習ニーズはますます多様化、高度化しているとともに、市民一人ひとりが自発的に学習活動を行い、その成果が適切に評価され、地域社会に還元される学習環境づくりが求められています。
- 公民館をはじめとする生涯学習関連施設や図書館の充実に努め、市民の学習ニーズを常に把握しながら、特色のある学習プログラムの整備や関係団体の育成等が求められています。また、その成果を生活や仕事に生かせるよう支援するとともに、自治公民館組織などの地域活動やボランティアなど自発的学習活動を生かすことで活気ある地域活動の形成につながる総合的な学習環境づくりを進めていく必要があります。
- 生涯学習活動の拠点となる中央公民館や各地域の基幹公民館、地区公民館は経年とともに老朽化が進んでおり、建物を健全に維持するためには大規模な補修や改修が必要となってきています。
今後、建物の現状を的確に把握するため計画的に建物の診断を行い、その診断結果を基に適切な維持管理を図ります。

施策の目的

すべての市民が生涯にわたって主体的に学び続け、充実した人生を送るとともに、その成果が本市のまちづくりに生かせるよう、生涯学習の環境づくりを進めます。

施策の体系

生涯学習

- 生涯学習活動の普及・促進
- 生涯学習関連施設の充実・活用
- 指導者の育成と団体等の活動支援
- 学習成果の活用

主要施策

(1) 生涯学習活動の普及・促進

市民が生涯にわたって学習活動に参加できるよう、甲州市教育振興基本計画に基づき、各世代の学習ニーズの把握に努め、特色ある生涯学習プログラムの整備と提供を図ります。また、広報紙、ケーブルテレビやホームページ等を活用し、各種講座や教室など生涯学習活動に関する情報提供に努めます。

主な事業	内容	課名
生涯学習組織機能の強化	地域づくりの拠点である地域の公民館活動をさらに活性化するため、公民館が未設置の地域を早急に解消し、地域住民や地域の各種団体が緊密に連携しながら活動できる環境を整えます。	生涯学習課
生涯学習情報の提供・充実	市民の自主的な学習活動を支援するため、各世代の学習ニーズの把握に努め、特色ある生涯学習プログラムの整備と提供を図ります。	生涯学習課
芸術・文化の振興	公民館などで活動する芸術・文化の情報を発信するなどして、芸術・文化活動への市民の参加機会の拡充と活動の促進に努めます。	生涯学習課

(2) 生涯学習関連施設の充実・活用

生涯学習活動の拠点となる中央公民館、地域基幹公民館、地区公民館やその他の生涯学習施設は、経年とともに老朽化が進んでおり、建物を健全に維持するためには、大規模な補修や修繕が必要となってきます。今後、建物の現状を的確に把握するためには計画的に建物の診断を行い、その診断結果を基に、適切な維持管理を図ります。また、図書館は利用者の要望に沿った様々な資料を充実させ、提供するとともに、目的に応じたスペースの確保を図り、明るく親しみやすい雰囲気のある空間づくりを進めます。

主な事業	内容	課名
中央公民館リニューアル事業	昭和 57 年竣工で 30 年を経過しており、施設が老朽化しているため、平成 23 年度から平成 25 年度において中央公民館リニューアル事業を行っていきます。	生涯学習課
生涯学習施設管理運営事業	公民館などの生涯学習施設の安全確保や適切な維持を図り、生涯学習の拠点として管理します。	生涯学習課
生涯学習施設の活用検討	地域産業の振興や、地域文化の発信の拠点として整備したぶどうの国文化館の活用について、展示内容の見直しや新たな伝統文化を発信する施設とするなどの活用策を検討する検討会を設置しながら、より有効活用ができる方策を策定します。	生涯学習課

図書館の利用者支援の促進	図書館利用者の利便性を向上させるため、図書館のホームページからの予約やリクエストができるよう、図書館システムを構築する検討を進めます。	生涯学習課
--------------	---	-------

(3) 指導者の育成と団体等の活動支援

様々な分野における指導者やボランティアの育成・確保に努めます。また、各種の社会教育団体や学習団体・グループ、自治公民館組織などの育成・支援に努め、自主的な生涯学習活動を支援します。

主な事業	内容	課名
生涯学習の指導者の育成	地域の人材や資源の活用を進めるため、コーディネーターとなる生涯学習の指導を育成します。	生涯学習課
団体活動の支援	社会教育団体や自治公民館組織の育成・支援を行います。	生涯学習課

(4) 学習成果の活用

個人的・社会的生活の充実のため、学習活動で得た知識や技術など生涯学習の成果を社会に還元し、豊かな生涯学習社会の実現に努めます。

主な事業	内容	課名
人材バンク整備事業	専門知識を持つ人材を登録し、各種講座に活用できるよう整備を図ります。	生涯学習課
学習成果の活用	学習活動で得た知識や技術など生涯学習の成果を社会に還元し、豊かな生涯学習社会の実現に努めます。県内の市町村や各種団体等の講座情報を発信する「やまなしまなびネット」等を活用しながら、広い視野を持ち、自主的に活動できる体制を支援します。	生涯学習課

■ 主な指標

指 標	説 明	現況値 (H23)	目標値 (H29)	関連 施策
地区公民館利用人数	市内の地区公民館9館の延べ利用者人数	3,188人	3,500人	(1)
図書館資料蔵書数	図書資料及び視聴覚資料の市内図書館4館合計所蔵数	253,123冊	300,000冊	(1)
図書館資料貸出点数	市内図書館4館の貸出点数	242,418冊	250,000冊	(1)
各種教室等の参加人数	親子木工教室等、各種教室への参加人数	1,878人	2,000人	(1)
中央公民館利用者数	中央公民館を利用する市民の延べ人数	56,069人	77,000人	(2)
一人あたりの貸出冊数	図書館での一人あたりの年間貸出冊数	7冊	8冊	(2)
社会教育団体等の支援数	社会教育団体や学習団体への学習支援数	12回	20回	(3)
学習成果の活用	人材バンク事業の整備活用数	—		(4)

■ 参画と協働の指針

市 民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・学びを通じて自己実現を目指し、その学んだ成果をまちづくりに生かします。 ・各種学習イベントに積極的に参加します。 ・図書館を身近に活用します。 	<p>【地域・団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学び合う仲間づくりに努めます。 ・地域の課題解決に取り組みます。

第4節 生涯スポーツ

現状と課題

- スポーツは、健康づくりや体力の向上に役立つだけでなく、人々の親睦や交流を深め、豊かな地域社会を育むものとして、大きな役割を担っています。
- 本市では、生涯スポーツに取り組んでおり、数多くのスポーツ団体やスポーツ少年団が各スポーツ施設を利用し、活発なスポーツ活動を展開しています。
- スポーツ団体の自主的な活動の育成・支援をはじめ、スポーツ施設の整備充実、スポーツ振興に関する多様な取り組みを展開しています。
- 健康・体力づくりに対する関心がますます高まる中、市民のスポーツニーズは増大・多様化の傾向にあり、すべての市民が生涯にわたってそれぞれの年齢や体力に応じたスポーツ活動を行うことができる環境づくりが一層求められています。
- 体育協会をはじめとする各種スポーツ団体・クラブの育成や指導者の育成・確保、スポーツ大会・教室の充実とともに、既存のスポーツ・レクリエーション施設の充実及び有効活用など、スポーツ活動の場と機会の充実を進めていく必要があります。

施策の目的

だれもが生涯にわたって気軽にスポーツに楽しめ、楽しみながら健康づくりや体力づくりができるよう、生涯スポーツ社会の確立に向けた条件整備、普及啓発に努めます。

施策の体系

生涯スポーツ

- スポーツ活動の普及・促進
- スポーツ施設の充実・活用
- スポーツ指導体制の確立
- 各種団体の活動支援

主要施策

(1) スポーツ活動の普及・促進

市民が気軽にスポーツ等に参加できるよう、各種講座やスポーツ教室、スポーツ大会など各種行事等の内容充実及び運営体制の充実を図ります。特に「ウォーキングの

まち」をスローガンに掲げ、市民が健康で活力に満ちた生活を送れるようスポーツ活動の普及を目指します。また、広報紙やケーブルテレビ、ホームページ等を活用し、各種講座・教室や大会などスポーツに関する情報の提供に努めます。

主な事業	内容	課名
健康ウォークIN甲州	4コースに分かれ体力に応じたウォーキングを実施します。	生涯学習課
各種スポーツ教室の実施	各種スポーツ教室の開催や、高レベルのスポーツ体験を実施します。	生涯学習課

(2) スポーツ施設の充実・活用

市民のスポーツに対するニーズを的確に把握し、市民が日常的に気軽にまた安全にスポーツに親しむことができるよう、計画的な整備充実を図り、学校体育施設開放も含め、その有効活用に努めます。また、指定管理者制度の導入など、外部委託も視野に入れた管理運営体制の見直しを図ります。

主な事業	内容	課名
塩山体育館補修事業	雨漏り箇所の修繕等を行います。	生涯学習課
塩山B&G海洋センター指定管理	指定管理者制度を導入し、引き続き管理委託を行います。	生涯学習課
塩山体育館運営委託	甲州市体育協会に運営委託し、適切な管理を行います。	生涯学習課

(3) スポーツ指導体制の確立

講習会等を通じて、スポーツ推進委員、体育指導員等の指導者の育成と資質の向上を図ります。また、登録指導者の積極的な活用を行い、市民の多様なスポーツニーズに対応できるよう指導者の確保を図ります。

主な事業	内容	課名
スポーツ推進委員、体育指導員合同研修会	2団体合同による研修会を開催し、指導者の育成を図ります。	生涯学習課

(4) 各種団体の活動支援

総合型地域スポーツクラブの育成を図るとともに、自主運営を支援します。また、体育協会をはじめとする各種スポーツ団体・クラブの自主的な活動に向けた育成・支援を図ります。

主な事業	内容	課名
甲州市体育協会活動支援	スポーツ推進のため体育協会の事業を支援します。	生涯学習課

甲州市スポーツ少年団本 団活動支援	児童、生徒のスポーツにふれあう機会を創出する ため、スポーツ少年団本団の活動を支援します。	生涯学習課
----------------------	--	-------

主な指標

指 標	説 明	現況値 (H23)	目標値 (H29)	関連 施策
スポーツ教室参加者数	各種スポーツ教室の参加者数	150人	200人	(1)
スポーツ施設利用者数	グラウンド、体育館、学校開放施設の利用者数	285,232人	300,000人	(2)
スポーツ研修会への 参加者数	指導者育成の研修会への参加者数	60人	120人	(3)
登録スポーツクラブ数	総合型地域スポーツクラブの登録数	1	3	(4)

参画と協働の指針

市 民	地 域・団 体・事 業 者
・日頃からスポーツやレクリエーション を自ら実践し、健康づくりに役立てま す。	【地域・団体】 ・地域のコミュニケーションを図り、ス ポーツやレクリエーションを実践しま す。

第5節 地域文化

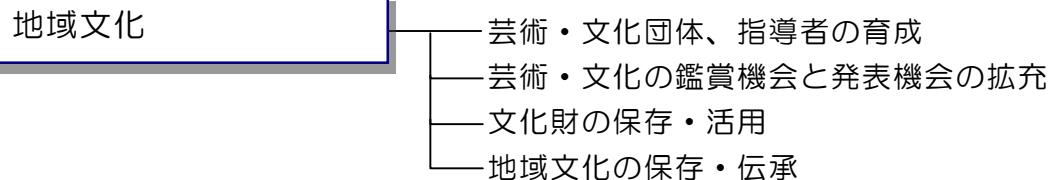
現状と課題

- 人々の価値観がますます多様化する中で、生活の質や精神的価値を求める傾向が強まり、芸術・文化に対する関心が高まっています。
- 本市では、文化協会をはじめ、多くのサークルが中心となって、公民館等の施設を利用し、多種多様な芸術・文化活動を行っています。これら芸術・文化団体の自主的な活動を育成・支援しているほか、講演など多様な文化行事を展開しています。
- 芸術・文化は、地域の個性や独自性を生み出すとともに、市民の一体感を高める重要な要素であり、地域活性化と密接に結びついていることから、今後とも、各種芸術・文化団体の自主的な活動を促進していくとともに、芸術・文化の鑑賞の機会や発表の機会の充実等に努めていく必要があります。
- 市内には、数多くの貴重な文化財や伝統芸能・行事が残されており、これらの文化財の保護・継承等を進めています。
- 文化財や伝統芸能は、市民の郷土に対する理解と関心を高めるとともに、市の歴史や文化、風土を内外に情報発信する上で大きな役割を担っていることから、今後とも適切な調査や保存に努め、教育や観光など様々な分野で積極的に活用し、より多くの人々が本市の歴史や文化に親しめる場や機会を増やしていく必要があります。
- 平成16年度の景観法施行と文化財保護法改正により、農業や里山や産業に関する風景を文化財として保存していくことができるようになりました。このような制度を活用し、甲州市固有の文化財を取り上げて保護保存していく必要があります。

施策の目的

文化の薫り高い個性豊かなまちづくりと市民の一体感の醸成に向け、自主的な芸術・文化活動を一層促進していくとともに、貴重な文化財の掘り起こしと保存・活用を図ります。

施策の体系



主要施策

(1) 芸術・文化団体、指導者の育成

各種芸術・文化団体の育成・支援に努めるとともに、研修や講座等を通じて指導者やボランティアの育成・確保を進め、市民の自主的な芸術・文化活動の一層の活発化を促進します。

主な事業	内容	課名
文化団体の育成事業	甲州市文化協会の一層の組織強化を図ります。	生涯学習課

(2) 芸術・文化の鑑賞機会と発表機会の拡充

文化祭や各種講演会など、魅力ある文化行事の企画・開催を市民との協働のもとに進めるとともに、多様な芸術・文化を鑑賞する機会や活動成果を発表する機会の拡充に努めます。

主な事業	内容	課名
文化協会事業	文化協会事業の発展と協働のため、各種研修計画、文化祭を実施します。	生涯学習課

(3) 文化財の保存・活用

指定文化財の適切な保護に努めるとともに、その他の文化財や埋蔵文化財等についても発掘・調査及び収集を行い、その保存・活用を進めます。さらに、市民の理解を深めるため、広報紙やホームページなどを通じた情報発信などにより文化財に対する市民の意識の向上を図ります。

主な事業	内容	課名
文化財保存修理等事業	指定文化財について、必要に応じて国庫補助事業等で保存修理を実施し、また、防災設備等を設置し、適正な維持管理に努めます。	生涯学習課
埋蔵文化財調査事業	市内の遺跡（埋蔵文化財包蔵地）について、開発に伴う無用な破壊を防ぐため、国庫補助事業により試掘調査等を実施し、開発者に指導します。	生涯学習課
文化財の活用	重要文化財旧高野家住宅（甘草屋敷）をはじめ、市で管理運営を行っている文化財について、多くの方々に利用されるよう、活用方法を検討します。	生涯学習課
文化財の指定	伝統的建造物群保存地区、文化的景観など、新たな文化財の指定に努めます。	生涯学習課

(4) 地域文化の保存・伝承

地域の伝統芸能、祭り、行事等地域文化の振興についても保存団体の育成・支援等を通じて積極的にその保存・伝承に努めます。さらに、市民の理解を深めるため、広報やホームページなどを通じた情報発信や郷土学習・講座の開催などを通じて地域文化に対する市民の意識の向上を図ります。

主な事業	内容	課名
無形民俗文化財の継承	一之瀬高橋の春駒や田野の十二神楽、藤木道祖神太鼓乗りなど、市内に伝承されている民俗芸能について、その保存と継承に努めます。	生涯学習課

主な指標

指標	説明	現況値 (H23)	目標値 (H29)	関連 施策
文化団体の加入者数	市の文化団体に加入している市民の数	853人	1,000人	(1)
文化祭に参加した団体の数	文化協会の主催する文化祭に参加した団体の数	41	50	(2)
指定文化財件数	国及び県指定文化財の件数を増やす	国29件 県78件	国31件 県80件	(3)
旧田中銀行来館者数	国登録有形文化財旧田中銀行の年間来館者数	2,200人	3,000人	(3)
民俗芸能の伝承活動の回数	春駒、十二神楽、藤木の太鼓乗り等に関する情報発信や講座の回数	1回	5回	(4)

参画と協働の指針

市民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> 歴史、文化、芸術に興味を持ち、自ら活動を行います。 文化財を大切にし、保存・伝承活動に参加します。 	<p>【地域・団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域における文化活動の振興に努め、地域間の文化交流に努めます。 地域の文化財は、地域で維持管理に努めます。

第6章 ともにつくる参画と協働のまちづくり

第1節 協働のまちづくり

現状と課題

- 財政状況が一層厳しさを増すことが予想される中で、ますます高度化、多様化する行政ニーズに対応し、自立したまちを創造・経営していくためには、これまで以上に市民参画、市民と行政との協働のまちづくりを進めていく必要があります。
- 行政情報の公開・提供を積極的に行い、市民と行政との情報・意識の共有化を図りながら、多様な市民参画・協働の仕組みを確立していくことが必要です。
- 本市では、広報紙やホームページを中心とする広報活動を推進するとともに、各種計画作成時のアンケート調査の実施などの広聴活動を行っています。また、情報公開条例及び個人情報保護条例の制定のもと、情報公開を推進しているほか、各種の審議会や委員会等を通じた市民参画による各種行政計画の策定・推進、その会議の内容の公表制度やパブリックコメント*の導入、各種市民活動団体の多様な分野における自主的な活動の育成・支援などに努めています。
- すべての分野で市民と行政とが一体となった協働のまちづくりが一層活発に行われるよう、行政が行うべきことと、市民が自助努力で行うべきことは何かを明確にして、協働のまちづくりを進める基本方針や推進計画により市民参画・協働に関する施策を総合的、計画的に進めていく必要があります。
- 社会の変化を的確にとらえ、様々な課題に柔軟に対応していくため、積極的に社会貢献活動に参画しているNPOと事業者、行政が対等な立場で連携・協働していく地域づくりが、ますます大切となっています。これに加え、国内外における他地域等との交流も、地域活性化や人材育成の大きな契機となるものであり、地域間交流の促進が求められます。

施策の目的

地方分権時代の新たなまちづくりの仕組みとして、総合的な指針づくりのもと、市民と行政との協働体制の確立を進めます。また、様々な団体と国内外の交流など多彩な連携と協働による活力ある地域づくりを推進します。

* パブリックコメント：行政機関などが政策立案にあたり、広く住民に素案を公表し、それに対する意見・情報を考慮して最終決定を行うこと。

施策の体系

協働のまちづくり

- 市民参画機会の拡充・協働のまちづくりの推進
- 広聴広報の充実・情報公開の推進
- 各種相談窓口の充実
- 市民活動団体、ボランティア活動の活性化
- 国内外との交流活動の活性化

主要施策

(1) 市民参画機会の拡充・協働のまちづくりの推進

各種審議会での委員等の一般公募や各種行政計画策定過程におけるパブリックコメント制度の活用、ホームページでのメールによる意見聴取、アンケート調査の実施など市民の意見を求める機会の充実を図ります。

また、市民と行政がそれぞれの役割と責任を持って、ともに関わりあいながら、協働してまちづくりの課題解決に取り組む体制づくりに向けて、区長会などとの連携を強化するとともに、協働のまちづくり推進の基本となる自治基本条例の制定を検討します。

主な事業	内容	課名
各種審議会の開催	市政に対する市民の理解と関心を深め、もって市民の市政参画による開かれた市政の推進に資するものであることを目的として、各種審議会を開催します。	各課
まちづくりアンケートの実施	各行政分野における市民の満足度等を把握し、今後のまちづくりに生かしていくことを目的としてアンケートを実施します。	政策秘書課
まちづくり推進事業	地方分権時代の新たなまちづくりの仕組みとして、市民と行政との協働体制を確立し、地域の活性化を推進します。	市民課

(2) 広聴広報の充実・情報公開の推進

広報紙やホームページ、ケーブルテレビや報道機関を活用した積極的な情報提供に努め、広報活動の充実を図ります。また、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、市政運営の透明性の確保を図るため、情報公開を推進し、また、市が設置する各種審議会等の会議の公開制度により、市民との情報共有を図るとともに、「甲州市民」として一体感の醸成に努めます。

主な事業	内容	課名
広報・ホームページの充実	多様化する住民ニーズを的確に対応するため、広報やホームページの機能やデザインなどを研究し、情報発信の更なる充実に努めます。	政策秘書課
ソーシャルネットワークの研究	本市の情報を数多くの手法で提供できる、民間のソーシャルネットワークとの連携を研究します。	政策秘書課
パブリシティ制度の推進	速報性、広域性、信頼性の観点から報道機関を活用した情報の発信に努めます。	政策秘書課
ケーブルテレビを活用した情報発信の推進	広報誌やホームページと同様に、ケーブルテレビを活用した情報発信に努めます。	政策秘書課
啓発活動の推進	広報紙、ホームページや報道機関を活用した積極的な情報提供に努めます。	市民課

(3) 各種相談窓口の充実

行政サービスの多様化に対応するため、柔軟な対応と行動ができるシステムづくりなど各種相談窓口の充実を図ります。日常の相談に対して適切なアドバイスが行えるよう、職員の資質向上や関係機関との連携体制の強化を図ります。

主な事業	内容	課名
法律相談	法律による解決が求められる諸問題を抱えている市民に、弁護士による無料の法律相談を受けられる機会を設けます。	市民課
合同相談	行政相談、人権相談、家庭相談を同日同場所で行う合同相談会を毎月一回開催します。相談会は各相談員が連携し、適切なアドバイスができる体制を作ります。また、各支局でも定期的に各種相談会を開催し、市民の利便性の向上を図ります。	市民課

(4) 市民活動団体、ボランティア活動の活性化

各種市民活動団体の自主的な活動を支援していくほか、ボランティア活動が広く理解され、だれもが参加できるよう、広報・普及活動の充実を図り、活動に参加しやすい環境づくりや新たな団体の育成に努めます。

主な事業	内容	課名
市民提案型協働のまちづくり事業への支援	市民提案型協働のまちづくり事業の推進団体へ補助金を交付し、積極的に支援します。	市民課

(5) 国内外との交流活動の活性化

本市の特性や資源を生かしながら、国内外の友好都市・姉妹都市との文化交流や人的交流を図ります。また、市民レベルの主体的な地域間交流を促進するため、海外派遣などの各種交流事業を企画・推進します。さらに、各種交流団体の育成・支援を行い、市民主体の活動の活性化を促進します。

主な事業	内容	課名
国内姉妹都市等との交流	千葉県富津市・神奈川県大和市・東京都文京区との交流を行います。	市民課
国外友好都市との交流	アメリカ エイムズ市・フランス ボーヌ市と、市民及び中学生の交流を行います。	市民課
市内外外国人の交流	市内在住の外国人が一堂に会す場を設け、情報交換等交流を推進します。	市民課

主な指標

指標	説明	現況値 (H23)	目標値 (H29)	関連施策
協働が必要だと思う市民の割合	研修等に参加した市民に対して行うアンケート調査の中で、市民と行政との協働が必要だと思う市民の割合	70%	90%	(1)
ホームページへのアクセス数	甲州市ホームページへの月平均アクセス件数	25,000件	↗	(2)
法律相談会相談者数	月に1回行う無料法律相談会に申し込まれる市民の数	63	↗	(3)
合同相談会相談者数	月に1回行う合同相談会に参加する市民の数	4	↗	(3)
市民活動登録団体数	市民活動団体の登録団体数	23	↗	(4)
国内姉妹都市交流事業への参加者数	富津等の姉妹都市交流事業への参加者数	68人	↗	(5)
国外姉妹都市交流事業への参加者数	エイムズ市等との交流事業への参加者数	24人	↗	(5)

参画と協働の指針

市 民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none">広報紙やホームページに掲載される行政情報に関心を持ちます。パブリックコメント制度、市民アンケートなどを利用し、政策・施策の形成過程に参画します。行政課題や地域の課題に関心を持ち、協働への意識を高め、実践します。公募される審議会や委員会に積極的に参加します。自主的な国際交流活動・地域間交流活動を行います。	<p>【地域・団体】</p> <ul style="list-style-type: none">行政課題や地域の課題に関心を持ち、協働への意識を高め、実践します。積極的に国際交流・国際協力を行います。市内在住の外国人と日常的な交流を図り、相互に理解し合い、尊重し合える環境をつくります。 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none">市民の一員として行政課題や地域の課題に関心を持ち、協働への意識を高め、実践します。

第2節 地域活動

現状と課題

- 今日、価値観の多様化や社会を取り巻く環境の変化に伴い、一人ひとりの生活や地域の個性に合った社会づくりに、自ら主体的に取り組む人々が増えてきています。こうした人々は、ボランティアなど個人として活動するだけではなく、社会貢献活動団体として同じ志や意欲を持つ人たちとともに積極的に地域活動に取り組んでいます。
- 少子高齢化の進行や地球環境保全意識の高まり、経済のグローバル化、国際化の進展など、時代は大きな転換期を迎える中、行政には様々なニーズに的確に対応し、効果的、効率的なサービスの提供が求められています。
- 分権型社会への移行が進むことにより、地域の個性を生かした、知恵と工夫による地域づくりが、ますます大切となっています。
- 本市には、自治会として100の区と868の組が存在し、各区・組ごとに基礎的なコミュニティ活動を展開しています。また、趣味や共通の関心などを通じて様々なコミュニティも形成されており、地域の活性化の原動力となることも期待されています。また、防犯・防災・交通安全・地域福祉など様々な分野で地域のコミュニティ組織と市行政との協働体制の仕組みがますます重要になってきています。
- 活動への参加者の固定化や高齢化、若者の参加の減少が進み、特に周辺地域においては、若年層の流出や急速な高齢化により基本的なコミュニティ機能の低下が懸念されています。
- 活動拠点となる施設の整備充実をはじめ、コミュニティ活動の活性化のための有効な支援施策を推進し、自治機能の向上、再構築を進め、地域の課題を地域自ら解決することができる地域づくり、地域からのまちづくりを進めていく必要があります。

施策の目的

市民自らの地域づくり、地域からのまちづくりに向け、自主的なコミュニティ活動を展開することができる環境・条件整備を進めます。

施策の体系

地域活動

コミュニティ施設の整備

コミュニティ活動の活性化

【主要施策】

(1) コミュニティ施設の整備

地域住民のふれあいの場、活動の場として、集会所等の施設整備・充実を図るとともに、市有建物の有効利活用を促進します。

主な事業	内容	課名
地域集会施設整備事業	市民の集会を容易にし、地域の社会活動及び社会教育の振興を図るために、地域住民の利用に供する地域集会施設の整備事業に対し補助金を交付します。	生涯学習課

(2) コミュニティ活動の活性化

地域からのまちづくりに向け、自主防災組織の育成や防犯活動、交通安全活動、高齢者の見守りや子育て支援活動、地域の文化活動など様々な分野における活動の活性化を促進し、ソフト事業などを活用した支援を図ります。また、コミュニティの重要性等についての広報・啓発によりコミュニティ意識の高揚を図るとともに、コミュニティ活動のあり方や、区や組の適正規模の検討などコミュニティ機能の向上に向けた体制づくりを促進します。

主な事業	内容	課名
区長会に関する事務	区長会活動の強化及び自治振興を目的として、区長会定期総会、役員会並びに研修を行います。	総務課
自主防災組織に関する事務	市内すべての区にある自主防災組織の育成を目的として、資機材等の設備補助を行い、防災意識高揚に向けた研修会等を開催します。	総務課

【主な指標】

指標	説明	現況値 (H23)	目標値 (H29)	関連 施策
コミュニティ施設の整備数	コミュニティ施設等を整備、改修した数	2件	➡	(1)
自主防災研修会参加人数	自主防災リーダー育成を目的とした研修会に参加した市民の人数	56人	200人	(2)
自治会加入率	自治会加入戸数／全戸数	94.6%	100%	(2)

【参画と協働の指針】

市民	地域・団体・事業者
・地域社会を支える主体として地域活動に積極的に参加します。	【地域・団体】 ・地域の課題・問題について、コミュニティでの課題解決に努めます。

第3節 男女共同参画・人権の尊重

現状と課題

- 人々の生活様式の変化や価値観の多様化とともに女性の社会参画が進んでおり、社会のあらゆる分野において女性の能力発揮や役割への期待がますます高まっています。
- 国においては、平成22年12月に第3次男女共同参画基本計画を策定し、これまでの取り組みに加え、仕事と家庭・地域生活の両立など少子化対策のほか、防災や地域おこし、観光、環境等の新たな取り組みを必要とする分野における男女共同参画の推進の必要性等を示しています。
- 本市においては、男女共同参画プラン推進委員会を中心に甲州市男女共同参画プラン「甲州フルーティー夢プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めています。
- プランを総合的、体系的に推進するには、市が率先して取り組んでいくことはもちろんですが、男女共同参画社会の実現には、市民、事業者、行政等が一体となって取り組んでいくことが重要です。
- 男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野に参画し、主体性を持った生き方ができるよう意識改革の推進をはじめ、男女の社会参画を促進する条件整備を総合的に推進し、制度上のみならず、実際の面において社会へ参画することができる眞の男女共同参画社会の形成を進めていく必要があります。
- 女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等に対する差別や偏見をなくし、すべての市民が平等に尊重され、一人ひとりが人権に対する理解と認識を深めていく必要があります。

施策の目的

男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画プランに基づき、意識改革を進めながら、あらゆる分野における男女共同参画を促進します。また、性別だけでなくすべての人が差別や偏見を受けない地域社会の実現を目指します。

施策の体系

男女共同参画・人権の尊重

- 男女共同参画への意識改革の推進
- 女性の社会活動参画の支援
- 労働・雇用における男女共同参画の推進
- 人権尊重意識の高揚

主要施策

(1) 男女共同参画への意識改革の推進

旧来からの社会制度・慣行の見直しや固定的な性別役割分担意識の解消に向け、男女共同参画プラン及び実施計画に基づき、フォーラムの開催や広報・啓発活動を推進します。また、学校教育、家庭教育、生涯学習など様々な場を通じて、男女平等の理念に基づく教育・啓発を推進します。さらに、DV*など異性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた啓発活動や相談体制の整備などの取り組みを推進します。

主な事業	内容	課名
男女共同参画フォーラムの開催	「男女で環になり笑顔のフォーラム」を開催し、男女共同参画への意識改革を醸成します。	市民課
啓発活動	市内各種行事に参加し、アンケートの実施等、啓発活動を行います。	市民課
男女共同参画推進条例の策定	基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を赤らかにします。	市民課

(2) 女性の社会活動参画の支援

各種審議会等への女性の積極的な登用や、企業や団体における女性の参画拡大の働きかけなどを行い、社会活動への参画拡大に努めます。また、学習活動等を促進し、女性の能力向上を支援します。

主な事業	内容	課名
男女共同参画推進委員会の開催	男女共同参画社会の実現を目指し、プランの策定及び男女共同参画社会に関する施策を、総合的かつ効果的に推進します。	市民課

(3) 労働・雇用における男女共同参画の推進

男女雇用機会均等法など労働・雇用に関する法律の普及・啓発に努めます。また、仕事と家庭・地域生活の両立に向け、子育て支援施策や介護・福祉施策等の充実を図るほか、育児・介護休業制度や短時間勤務制度等の周知・活用を促進します。

主な事業	内容	課名
啓発活動の実施	市内事業所を訪問し、職場や家庭の中で、男女が互いの個性を生かせるよう呼びかけます。	市民課

* DV : Domestic Violence。配偶者等からの暴力。

(4) 人権尊重意識の高揚

あらゆる人権問題に正しい理解と認識を深めるため、人権擁護委員や関係機関と連携し、啓発に努めるとともに、相談窓口の充実による体制整備や人権教育・学習機会などを通しての人権尊重意識の普及に努めます。

主な事業	内容	課名
人権相談会の開催	毎月開催する合同相談会に人権相談窓口を設置し、市民からの相談に応じています。	市民課
啓発活動	市内各種行事や教育現場に赴き、啓発品の配布等、啓発活動を行います。「人権擁護委員の日（6月1日）」、「人権週間（12月4日～12月10日）」には、広報車で市内を巡回し、啓発活動を行います。	市民課

主な指標

指標	説明	現況値 (H23)	目標値 (H29)	関連 施策
男女共同参画条例の策定	市、市民及び事業者等の責務を明らかにするための男女共同参画条例の策定	—	策定する	(1)
審議会等の付属機関における女性委員の割合	各審議会等の付属機関に占める女性委員の割合	32.9%	↗	(2)
啓発活動実施箇所数	市内事業者への啓発活動の実施箇所数	3箇所	↗	(3)
人権相談会での相談者数 (年間)	合同相談会で人権相談窓口を訪れる市民の数	5人	↘	(4)

参画と協働の指針

市民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> 職場、学校、地域、家庭等で男女共同参画の推進に努めます。 家族がお互いに協力し、家事、子育て、介護等を行います。 お互いを社会の対等なパートナーとして認め合い、尊重します。 	<p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 性別役割分担意識に基づく慣習等を見直し、地域における男女共同参画を推進します。 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女がともに能力を発揮できる職場環境をつくります。 雇用における機会均等や男女がともに能力を発揮できる職場環境を確保します。

第4節 自治体経営

現状と課題

- 地方分権が一層進展し、自治体には、市民参画を基本に、自らの責任と判断で自らの進むべき方向を定め、具体的な施策を自ら実行していく能力が強く求められています。
- 本市は、平成17年11月に合併し、行政組織・機構の再編を図るとともに、より効率的で自立した自治体を目指し、行財政運営を進めています。
- 社会・経済情勢の急速な変化とともに、行政ニーズはこれまで以上に増大し、かつ多様化していくことが見込まれます。一方では、県から市町村への権限移譲に伴い、事務量が増加し、人的・財政的負担を迫られることが予想されます。
- 限られた資源（人、物、財源）で、これまでの行政サービスを維持しながら、だれもが納得できる行政運営を進めていくために、歳出の徹底した見直しや自主財源の確保など効率的で持続可能な財政運営とともに、行政運営のあり方自体を常に点検・評価しながら、さらなる改革を進めていく必要があります。
- 今後は、行財政の抜本的な改革を行うために策定した行政改革大綱やその実施計画等に基づき、さらなる行財政改革を計画的、段階的に推進していくことが必要です。
- 消防、介護認定、自立支援認定、斎場運営、ごみ処理、水道、後期高齢者医療について他自治体と連携して広域で実施しています。今後、地方分権の進展により、地方自治体の果たす役割がますます大きくなることが予想されるため、広域的に対応することが効率的な事務事業について連携のもと実施することが求められています。

施策の目的

地方分権時代にふさわしい真に自立可能・持続可能な自治体経営の確立に向け、各種指針に基づき、さらなる行財政改革を強力に推進します。

施策の体系

自治体経営

- 行財政改革の推進
- 行政評価制度の活用
- 健全な財政基盤の確保
- 効果的・効率的な財政運営の推進
- 広域行政の推進
- 市有建築物等の長寿命化

主要施策

(1) 行財政改革の推進

行政改革大綱等に基づき、行政組織・機構の改革をはじめ、事務事業の見直し、適正な定員管理、人事評価制度の確立、指定管理者制度の活用など、さらなる行財政改革を計画的、段階的に推進します。

主な事業	内容	課名
行政改革実施計画の見直し	行政改革推進委員会・行政改革推進本部等で実施計画の進捗状況を的確に把握し、必要に応じて見直しを行います。	政策秘書課
組織・機構の改革	社会情勢の変化に合わせ必要に応じて組織機構を見直します。	政策秘書課
適正な定員管理	事務事業の見直し、民間委託の導入などにより適正な定員管理を進めます。	総務課
人事評価制度の確立	職員の業務に対する意欲を高めるため、人事評価制度の導入に向けた取組を行います。	総務課
指定管理者制度の活用	指定管理者制度導入の適否を検討し、積極的に導入を図ります。	政策秘書課 関係各課
接遇の向上	お客様アンケート、接遇マニュアルの実践等により市民サービスを向上します。	政策秘書課 関係各課
職員資質の向上	多様な職員研修を実施するなどし、職員資質の向上に努めます。	総務課 関係各課

(2) 行政評価制度の活用

市民重視、成果重視の行政への転換と、職員の意識改革、資質向上に向け、行政評価を活用します。限られた人材と財源をより効率的に使うため政策・施策・事業の実施・点検・見直しのサイクルを構築していきます。

主な事業	内容	課名
事務事業評価の実施	事務事業を客観的に評価し、その評価結果を行政運営に反映させます。	政策秘書課 関係各課
施策評価の実施	各施策について自ら評価し、その結果を政策の企画・立案等に反映させます。	政策秘書課 関係各課
第三者評価の実施	内部だけでなく、市民や有識者などの外からの視点を取り入れた評価を行います。	政策秘書課 関係各課

(3) 健全な財政基盤の確保

市民の理解が得られるよう、経費全般についての徹底的な見直しを行い、すべての面でその節減・合理化を図り、コスト意識の徹底を図ります。また、適正な課税客体の把握に努め、収納率の向上対策、受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の見直し等を図るとともに、市有財産の有効活用、広告料収入事業の検討など、自主財源の確保を図ります。さらに、国・県などの各種制度の有効活用を図ります。

主な事業	内容	課名
経常経費の節減	事務処理コストをはじめ経常経費の削減に努めます。	関係各課
収納率の向上	税負担の公平性や税収確保の観点から、収納率の向上に努めます。コンビニ納付を進めるとともにクレジット収納等の検討を進めます。	収納課
未収金の解消	市営住宅使用料、上下水道使用料、保育料等の未収金の縮減に務めます。	関係各課
課税客体の把握	適正な課税客体の把握に努め、納税者の公平性を図ります。	税務課
使用料・手数料の見直し	受益者負担の適正化を図るため、使用料・手数料の見直しを行います。	政策秘書課 関係各課
未利用財産の処分	公共で使用しない市有地の売り払い、貸付を進めます。動産等についても公売を行います。	管財課
広告収入事業の推進	ホームページや広報等への広告掲載を進めます。	政策秘書課 関係各課

(4) 効果的・効率的な財政運営の推進

バランスシート*など時代に即した財政分析・評価手法を積極的に導入し、事業効果や重要度、緊急度等を総合的に勘案し、事業の重点化を図りながら、効果的・効率的な財政運営を推進します。また、わかりやすい財政内容の市民への公表を推進し、市財政への関心と理解を深めていきます。

主な事業	内容	課名
新地方公会計制度に基づく財務諸表の分析・活用	従来の単式簿記による会計制度に加え、新地方公会計制度に基づく発生主義的な考え方を導入し、連結ベースで公会計の整備を推進します。	財政課
財政状況の市民への公表	財政状況についてより積極的に情報を開示し、わかりやすい情報提供に努めます。	財政課

* バランスシート：貸借対照表。一定時点における財政状態を表示した会計報告書。

(5) 広域行政の推進

市民の行政サービスに対するニーズが多様化・高度化していることに加え、生活圏も拡大していることから、行政事務を広域で取り組むことで行財政運営の効率化と住民サービスの向上を図ります。

主な事業	内容	課名
共同事務処理の推進	既存広域行政組織の業務内容の一層の充実と、さらなる経営の効率化に努めます。	関係各課
新たな広域連携・共同事務処理の検討	新たな広域行政課題については、広域連携のあり方及び共同処理の可能性を検討します。	関係各課

(6) 市有建築物等の長寿命化

市有建築物には、市役所庁舎や市民会館、地域コミュニティ施設、保健センター、小・中学校、図書館、市営住宅など、多種多様な施設があります。

これらの市有建築物は、すでに建設から長期間を経過したものの割合が高くなっています。

そのため、公共施設白書を作成し、市有建築物の長寿命化による施設の計画的な修繕計画を策定するなどし、多目的利用や統廃合及び廃止も検討します。

主な事業	内容	課名
公共施設白書の作成	長期的な視野から施設等の長寿命化等を目指した公共施設白書を作成します。	管財課 関係各課

■ 主な指標

指 標	説 明	現況値 (H23)	目標値 (H29)	関連 施策
行政改革実施計画の達成率	行政改革実施計画における「達成」「一部達成」の割合	77.6%	90%	(1)
お客様アンケートの評価	お客様アンケートにおいて、職員の接遇を「よい」「ややよい」と回答した人の割合	82%	85%	(1)
第三者評価の内容	第三者評価における市民評価内容と職員評価内容の一致率	35%	70%	(2)
市税収納率（現年）	市税収入額／市税調定額	98.1%	98.5%	(3)
実質公債費比率	実質的な公債費（地方債の元利償還金）が財政に及ぼす負担を表す指標	14.3%	13.7%	(4)
将来負担比率	公社や出資法人も含め、自治体が将来支払う可能性がある負債の一般会計に対する比率	124.5%	120.0%	(4)
共同処理事務数	共同処理している事務数（一部事務組合等）	8	10	(5)
公共施設白書の作成	公共施設白書による長寿命化等の進捗率	—	20%	(6)

■ 参画と協働の指針

市 民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> 市の行財政への関心を持ちます。 納税者の義務を果たします。 公共施設を大切に使います。 	<p>【団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助金等を財源としている運営を見直し、自立運営に努めます。 地域を元気にする多様な市民活動に取り組みます。 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 豊かな社会づくりとその持続的な発展のため、社会貢献活動に取り組みます。 納税者の義務を果たします。